

豊見城市都市公園

その他参考資料一覧

< 項目一覧 >

- (1) 関連条例、同施行規則
・豊見城市公園条例、同施行規則
- (2) 収支実績(H30～R3)
- (3) 施設利用者数(H30～R3)
- (4) 施設の図面等
※図面内容と現状と異なる場合があります。

(1) 関連条例、同施行規則

改正

平成25年 3月 8日条例第 9号
平成26年 3月14日条例第 6号
平成28年 3月10日条例第14号
平成29年 3月 8日条例第 3号

豊見城市公園条例

豊見城市公園条例（昭和60年豊見城村条例第20号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第1章の2 公園の設置（第1条の3—第1条の6）
- 第2章 公園の管理（第2条—第30条）
- 第3章 雑則（第31条）
- 第4章 罰則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、豊見城市が設置する公園の設置基準及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公園 法第2条第1項に規定する都市公園で本市が設置するものをいう。
- （2）公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第1章の2 公園の設置

（住民一人当たりの公園の敷地面積の標準）

第1条の3 本市の区域内の公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、本市の市街地の公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 次に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防災、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- （1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- （2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- （3）主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- （4）主として本市の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の利用に供することを目的とする公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように設置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準）

第1条の5 法第4条第1項（法第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、規則で定めるところによる。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第1条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、規則で定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設を設置する場合にあつては、この限りでない。

第2章 公園の管理

（行為の制限）

第2条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1） 行商、出店その他これらに類する行為をすること。
 - （2） 業として写真又は映画を撮影すること。
 - （3） 興行を行うこと。
 - （4） 運動会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - （5） その他市長が必要と認めること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、場所又は公園施設、期間、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は前項の許可を与えることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、当該許可を与えることができない。
- （1） 感染性の疾患があると認める者
 - （2） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
 - （3） 他人に不快の感情を与えるような奇異又は不潔の容相をした者
 - （4） 公益を害するおそれがあると認めるもの
 - （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織（以下「暴力団等」という。）の利益になると認められるとき。
 - （6） 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるもの
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第4条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1） 公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3） 土地の形質を変更すること。
- （4） 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5） はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- （6） 立入禁止区域に立ち入ること。
- （7） 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- （8） たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊戯をすること。
- （9） 公園をその用途外に利用すること。
- （10） その他公園の管理上支障があると認められること。

（利用の禁止又は制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- （1） 公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき。
- （2） 公園に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、管理上必要と認められるとき。

（有料公園施設）

第6条 市が管理する公園施設のうち、有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第

1 のとおりとする。

2 有料公園施設の供用期間、供用時間、休場日等は、規則で定める。

(有料公園施設の利用許可)

第7条 有料公園施設を利用しようとする者は、規則の定めるところにより申請し、その利用に係る市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 市長は、第1項の規定による許可をするに当たって有料公園施設の管理のため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 有料公園施設の利用が暴力団等の利益になると認められるとき。

(3) 有料公園施設及び附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 有料公園施設の管理上支障があると認めるとき。

(許可申請の記載事項)

第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の管理の方法

カ 工事実施の方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 公園の復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 変更する事項

イ 変更する理由

ウ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占有物件の管理の方法

(2) 工事実施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 当該公園の復旧方法

(5) その他市長の指示する事項

(軽易な変更事項)

第10条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易なものは、次に掲げるものとする。

(1) 占有物件の内部の塗装又は占有物件の外部の色彩を変えない塗装

(2) 占有物件の構造を変えない修繕

(3) 占有物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

(添付書類)

第11条 公園施設の設置若しくは公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(権利の譲渡禁止等)

第12条 公園の施設の設置若しくは管理の許可又は公園の占有の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、

又は転貸することができない。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこの条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(届出)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な処置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な処置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料)

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 法第5条第1項の許可を受けた者 別表第2の使用料
- (2) 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者 別表第3の使用料
- (3) 第2条第1項又は第3項の許可(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が管理する公園に係る許可を除く。)を受けた者 別表第1又は別表第4の使用料
- (4) 第7条第1項の許可(指定管理者が管理する有料公園施設に係る許可を除く。)を受けた者 別表第1の使用料

2 前項各号の使用料は、利用前に納付しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合に限り、これを利用後に納付することができる。

3 使用料の額が月を単位として定められている場合において公園の利用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その日数に応じて日割計算により算出する。

(使用料の減免)

第16条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又はその一部を減免することができる。

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によって利用することができなくなったとき、その他市長が必要と認めた場合はその全部又は一部を還付することができる。

(都市公園の管理)

第18条 都市公園の管理は、指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者が公園又は有料公園施設の管理を行う場合における第2条、第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条第1項及び3項並びに第7条第1項の許可に関する業務
- (2) 公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収及び還付に関する業務
- (3) 公園並びにその施設及び附属設備の維持管理に関する業務

- (4) その他市長が必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、公園の管理を行わなければならない。
(指定管理者の指定の申請)

第21条 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
(指定管理者の指定)

第22条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に公園の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公園の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った公園の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他指定管理者による公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
(利用料金)

第24条 指定管理者が管理を行う公園においては、第2条第1項若しくは第3項又は第7条第1項の許可を受けようとするものは、当該許可を受ける際に指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者が認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、第2条第1項又は第3項の許可に係るものについては別表第4、第7条第1項の許可に係るものについては別表第1にそれぞれ掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第25条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除する。

(利用料金の不還付)

第26条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収入)

第27条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(秘密保持義務)

第28条 指定管理者又は公園の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成14年豊見城市条例第35号）第44条第1項又は第46条の規定により、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復義務)

第29条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、公園又はその施設若しくは附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認をえたときは、この限りでない。

2 使用者又は利用者は、公園の使用若しくは利用が終わったとき又は第13条の規定による命令等をされたときは、その使用若しくは利用した公園又はその施設若しくは附属設備を速やかに原状に回復しなければ

らない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(公園予定地等についての準用)

第30条 第2条から第17条、第28条及び前条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。

第3章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行につき必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第32条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第2条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第13条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第33条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第21条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成25年3月8日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月8日条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第6条、第15条、第24条関係）

1 陸上競技場

ア 専用使用料

利用目的	入場料有無	使用者	使用料			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
陸上競技及びその他のアマチュアスポーツ普及振興のための催物に専用する。	入場料を徴収しない場合	市内諸団体等	2,000円	2,000円	4,000円	650円
		上記団体等以外のもの	4,000円	4,000円	8,000円	1,300円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の各使用料に、1人に係る最高入場料に100を乗じて得た額を加算した額			
同上の練習のために団体に専用する。	使用者入場料の徴収の有無及び時間区分に応じ、それぞれ上記の場合の半額					
その他の催物に専用する。	上記の陸上及びその他のアマチュアスポーツ普及振興のための催物に専用する使用料の入場料の徴収の有無及び時間区分に応じ、それぞれの2倍に相当する額					

イ 衛生費

利用目的	徴収する額	
	9時～17時	時間外（1時間につき）
専用利用	1時間につき1,250円	1,500円

ウ 施設の使用料

区分	単位	使用料
屋外照明（専用利用の場合のみ徴収する。）	1時間につき	3,000円

2 庭球場（豊崎海浜公園庭球場を除く。）

ア 専用使用料及び個人使用料

利用の目的	利用の区分	使用料（4面）			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	左に掲げる時間以外の時間（1時間につき）
専用利用（庭球の競技及び練習に専用する。）	市内諸団体等	4,000円	4,000円	8,000円	1,200円
	上記団体等以外のもの	9,600円	9,600円	19,200円	2,800円
個人利用（庭球の練習に利用する。）	市内の小、中、高校生	1面1時間につき		100円	1面1時間120円
	市内の一般、学生	1面1時間につき		200円	1面1時間240円
	市外の小、中、高校生	1面1時間につき		200円	1面1時間240円
	市外の一般、学生	1面1時間につき		400円	1面1時間480円

イ 施設の使用料

区分	単位	使用料
屋外照明	1面1時間につき	240円

3 水泳プール

利用目的	利用区分			使用料
個人利用	市内	高校生以上	1人2時間まで	200円
		中学生以下		100円
	市外	高校生以上	1人2時間まで	400円
		中学生以下		200円
団体利用	30人以上、1人につき個人使用料の1割引			
大会等の利用	市内	50メートルプール	1時間当たり	2,000円
	市外			4,000円

4 バasketコート（豊崎海浜公園Basketコートを除く。）

利用目的	単位	使用料
個人利用	1コート1時間	700円

備考 商業宣伝、営利又はこれに類する行為を目的としてBasketコートを利用する場合は、利用料金に10を乗じた額とする。

別表第2（第15条関係）

	区分	単位	期間	使用料
公園施設を管理する場合	売店及び軽飲食店	1平方メートル	1月	350円
	その他の施設	1平方メートル	1月	90円

別表第3（第15条関係）

	区分	単位	期間	使用料	
公園を占有する場合	電柱、支柱及び支線その他これに類するもの	1本	1月	20円	
	高压送電塔	1平方メートル	1月	58円	
	高压送電線	1平方メートル	1月	29円	
	標識その他これに類するもの	1本	1月	30円	
	水道管、下水管、ガス管地下埋設物等	1メートル 口径10センチメートル未満	1月	12円	9円
		1メートル 口径10センチメートル以上 口径30センチメートル未満			15円
		1メートル 口径30センチメートル以上			40円
	天体、気象又は土地観測施設	1平方メートル	1月	40円	
	詰所、建物その他工事用施設	1平方メートル	1月	40円	
	工事用板囲、足場その他工事用施設	1平方メートル	1月	100円	
その他の占有	1平方メートル	1月	40円		

別表第4 (第15条関係)

	区分	単位	期間	使用料	
行為をする場合	行商その他これに類する行為		1日以内	200円	
	業として写真を撮影するもの	撮影業(写真機) 1台	1日	500円	
	業として映画を撮影するもの	1件	1日	2,000円	
	興行、出店その他これに類する営業行為	1平方メートル	1日	20円	
	撮影会その他これに類するもの	1件	1日	1,000円	
	運動会、集会その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	午前	9時～13時	1円
			午後	13時～17時	1円
			夜間	17時～21時	2円
			昼間	9時～17時	2円
			昼夜間	13時～21時	3円
			全日	9時～21時	4円
	展示会その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	午前	9時～13時	2円
			午後	13時～17時	2円
			夜間	17時～21時	4円
			昼間	9時～17時	4円
昼夜間			13時～21時	6円	
全日			9時～21時	8円	

改正

平成28年 3月30日規則第18号

平成29年 3月 8日規則第 3号

平成29年 5月29日規則第19号

豊見城市公園条例施行規則

豊見城市公園条例施行規則（昭和60年豊見城村規則第 8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、豊見城市公園条例（平成23年豊見城市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可申請）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の 3 日前までに公園内行為許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（有料公園施設等の供用期間等）

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める有料公園施設の供用期間及び供用時間は、次表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設名	供用期間及び供用時間	
陸上競技場及び庭球場（豊崎海浜公園庭球場を除く。）	9 時～22 時	
水泳プール	5 月、6 月及び 9 月	10 時～18 時
	7 月及び 8 月	10 時～21 時
バスケットコート（豊崎海浜公園バスケットコートを除く。）	4 月から 9 月までは、8 時30分～19 時30分	
	10 月から 3 月までは、8 時30分～18 時	

2 前項以外の公園施設の供用期間及び供用時間は、次表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設名	供用期間及び供用時間
スケートボード広場	4 月から 9 月までは、8 時30分～19 時30分
	10 月から 3 月までは、8 時30分～18 時

3 水泳プールの休場日は、次のとおりとする

（1） 定期休日 月曜日（国民の祝日及び慰霊の日に当たる場合は、その翌日）

（2） 臨時休日 特別の事由により市長が休場を必要と認めた日

4 庭球場（豊崎海浜公園庭球場を除く。）の休場日は、次のとおりとする。

（1） 1 月 1 日から同月 3 日まで及び12月29日から同月31日までの日

（2） 特別の事由により市長が休場を必要と認めた日

5 指定管理者による管理となる有料公園施設の供用期間及び供用時間について、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

（有料公園施設利用許可申請）

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定により有料公園施設の利用許可を受けようとする者は、利用の 3 日前までに有料公園施設利用許可申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

（入場券の購入）

第 5 条 水泳プールを個人で利用するときは、入場券を購入しなければならない。

（入場券の発売及び様式）

第 6 条 水泳プール入場券（以下「入場券」という。）は、係員又は入場券自動発売機により発売する。

2 入場券は、様式第 3 号のとおりとする。

（公園施設の設置及び管理許可申請）

第 7 条 法第 5 条第 1 項の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けようとする者は、工事着手又は管理開始の日の15日前までに公園施設設置許可申請書（様式第 4 号）又は公園施設管理許可申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（占用許可申請）

第8条 法第6条第1項の規定により公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園占用許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（許可変更申請）

第9条 条例第2条第1項に掲げる行為の許可を受けた者、有料公園施設の利用許可を受けた者、公園施設の設置若しくは管理の許可を受けた者又は公園の占用許可を受けた者が、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ第2条、第4条、第7条及び第8条の規定に準じて許可変更申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（許可）

第10条 市長は、第2条、第4条、第7条、第8条及び第9条の申請に対し許可したときは、許可書（様式第8号）を交付する。

（使用料の計算方法）

第11条 使用料の計算方法は、次に定めるところによる。

- (1) 1日を単位として定めてある場合は、1日未満の端数は、1日とみなす。
- (2) 1月を単位として定めてある場合において利用期間に端数を生じたときは、その日数に応じて日割計算により算定する。
- (3) 1平方メートルを単位として定めてある場合は、1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとみなす。
- (4) 1メートルを単位として定めてある場合は、1メートル未満の端数は1メートルとみなす。

（届出）

第12条 条例第14条の規定による届出は、届書（様式第9号）によらなければならない。

（使用料の減免）

第13条 条例第16条の規定により使用料を減免する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、減免する使用料の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合 全額免除
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市内の学校又は幼稚園若しくは保育所等が教育上又は保育上の目的で利用する場合 全額免除
- (3) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用する場合 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めた場合 半額免除

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公園・有料公園施設使用料減免許可申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を許可したときは、公園・有料公園施設使用料減免許可書（様式第11号）を交付する。

（使用料の還付）

第14条 条例第17条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、還付する使用料の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 市長が条例第13条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じた場合 全額
- (2) 不可抗力により公園を利用できなくなった場合 全額
- (3) 公園の利用又は占有開始の日の5日前までに許可の取消しを申し出た場合 全額
- (4) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

（指定管理者が管理する場合の行為の許可申請）

第15条 指定管理者による管理となる公園及び施設について条例第2条第1項に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の3日前までに指定管理者が定める書面を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第2条第4項の規定により行為の許可を行わなかったときは、当該行為の許可を与えられなかった者に対し、指定管理者が別に定める書面にその理由を記載して通知しなければならない。

3 指定管理者による管理となる公園及び施設については、第4条及び第9条の市長を指定管理者と読み替え、第11条の使用料を利用料に読み替えるものとする。

（利用料金の減免）

第16条 条例第25条の規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとし、減免する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合 全額

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市内学校（幼稚園を含む。）又は保育所等が教育上又は保育上の目的で利用する場合 全額
- (3) その他指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が必要と認める額（利用料金の還付）

第17条 条例第26条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、還付する利用料金の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 市長が条例第13条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じた場合 全額
- (2) 不可抗力により公園を利用できなくなった場合 全額
- (3) 公園の利用又は占用開始の日の5日前までに許可の取消しを申し出た場合 全額
- (4) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額（指定管理者の公募等）

第18条 市長は、条例第18条第1項の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募する。

- (1) 都市公園の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 条例第21条の規定による申請の資格及び方法
- (5) 条例第22条の規定による選定の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の公募をするときは、豊見城市役所掲示場又は市の広報若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第19条 条例第21条の規定による指定を受けようとするものは、都市公園指定管理者指定申請書（様式第12号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 都市公園の管理運営に関する事業計画書
- (2) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に定めるもの
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
 - エ 申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (3) 都市公園の管理に係る収支予算書
- (4) 法人等の経営状況を証明する書面であって、次に定めるもの
 - ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）
 - ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書
 - エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書
 - オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面
 - カ その他市長が必要と認める書面

2 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 利用者の受入計画
- (3) 業務運営計画
- (4) 事務管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第20条 市長は、都市公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、公共団体又は公共的団体に管理を行わせることにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第18条第1項の規定によらず、当該公共団体

又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第22条各号に掲げる選定基準によるものとする。

(選定結果の通知)

第21条 市長は、条例第22条の規定による選定をしたときは、法人等に対し、都市公園指定管理者選定結果通知書(様式第13号)により通知する。

(指定管理者の指定)

第22条 市長は、条例第22条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに指定管理者に対し、都市公園指定管理者指定書(様式第14号)を交付する。

(協定の締結)

第23条 市長は、指定管理者と都市公園の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(再度の選定)

第24条 市長は、第21条の通知をした後、条例第22条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第21条の規定により申請したもの(当該候補者を除く。)の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、都市公園指定管理者選定取消通知書(様式第15号)により通知する。

3 市長は、第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に対し、都市公園指定管理者再選定結果通知書(様式第16号)により通知する。

(事業報告書の様式)

第25条 条例第23条の事業報告書は、都市公園指定管理者事業報告書(様式第17号)とする。

2 条例第23条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 都市公園の利用に関するアンケートの集計結果
- (2) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第26条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、都市公園指定管理者指定取消等命令書(様式第18号)により行う。

(供用期間等の変更)

第27条 指定管理者が第3条第5項の規定により有料公園施設の供用期間及び供用時間を変更しようとするときは、市長に対し、都市公園開園時間等変更承認申請書(様式第19号)を提出しなければならない。

(委任)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成28年3月30日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日規則第19号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成34年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊見城市公園条例施行規則の規定は、平成29年3月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）


<p>公園内行為許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">豊見城市長 殿</p> <p style="margin-left: 200px;">住所 申請者 職業 氏名 ㊟</p> <p style="margin-left: 200px;">保証人 住所 氏名 ㊟</p> <p>次のとおり公園を使用したいので申請します。</p>	
行為を行う公園 及び場所	
行為の目的	
行為の内容	
利用する面積	
施設の構造	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
入場料徴収の有無	
その他必要事項	

様式第2号（第4条関係）

<p>有料公園施設利用許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;"> <p>住所</p> <p>申請者 職業</p> <p>氏名</p> <p>保証人 住所</p> <p>氏名</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p>⑩</p> <p>⑩</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり有料公園施設を利用したいので申請します。</p>	
施設の名称	
利用目的	
利用内容	
附属設備使用の有無	
利用日時	年 月 日から 年 月 日まで
入場料徴収の有無	
その他必要事項	

様式第3号（第6条関係）
一般用


(表)

とびうお券（高校生以上）	とびうお券（高校生以上）
市内	市内
	
プール入場券 200円	プール入場券 200円
入場 年 月 日	入場 年 月 日

地色は淡い青色とし、文字は黒字とする。

市外はこの様式を準用する。

(表)

めだか券（中学生以下）	めだか券（中学生以下）
市内	市内
	
プール入場券 100円	プール入場券 100円
入場 年 月 日	入場 年 月 日

地色は淡い緑色とし、文字は黒字とする。

市外はこの様式を準用する。

(裏)

市 長 印	<ol style="list-style-type: none">1 入場日付及び市長印のないものは無効です。2 この券は、1人1枚当日に限り有効です。3 この券は、退場するまでお持ちください。
-------------	--

とびうお券、めだか券同じものとする。

入場券自動発売機用

1191	.— .—
(市内) とびうお券200円	
プール入場券豊見城市	

1190	.— .—
(市内) めだか券100円	
プール入場券豊見城市	

1193	.— .—
とびうお券400円	
プール入場券豊見城市	

1192	.— .—
めだか券200円	
プール入場券豊見城市	

様式第4号（第7条関係）

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
豊見城市長 殿	
申請者	住所 職業 氏名 ㊟
保証人	住所 氏名 ㊟
次のとおり公園施設を設置したいので申請します。	
公園施設を設置する 公園名及び場所	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 設 の 構 造	
施設管理の方法	
工事实施の方法	
工事着手及び 完了予定日	着 手 年 月 日 完了予定日 年 月 日
公園の復旧方法	
施設の種類及び数量	
使用料徴収の有無	
その他必要事項	(添付書類 枚)

様式第5号（第7条関係）

<p>公園施設管理許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 職 業</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">保証人 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 ㊟</p> <p>次のとおり公園施設を管理したいので申請します。</p>	
公園施設を管理する 公園名及び場所	
公園施設管理の目的	
公園施設の管理期間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の種類及び 数 量	
公園施設管理の方法	
入場料徴収の有無	
その他必要事項	

様式第6号（第8条関係）

<p>公園占用許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者 職 業</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">保証人 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏 名 ㊟</p> <p>次のとおり公園を占用したいので申請します。</p>									
占有する公園名及び場 所									
占 用 の 目 的									
占 用 の 期 間									
占有工作物又は施設の 構 造									
占有物件の管理方法									
工 事 実 施 の 方 法									
工 事 の 着 手 及 び 完 了 予 定 日	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">着 手</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td>完了予定日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	着 手	年	月	日	完了予定日	年	月	日
着 手	年	月	日						
完了予定日	年	月	日						
公園の復旧方法									
入場料徴収の有無									
その他必要事項									

様式第7号（第9条関係）

<p>許 可 変 更 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 100px;"> <div style="text-align: right;"> <p>住所</p> <p>申請者 職業</p> <p>氏 名</p> <p>保証人 住所</p> <p>氏 名</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p>Ⓔ</p> <p>Ⓔ</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり変更したいので申請します。</p>	
許可された事項	
指令番号及び 年 月 日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
その他必要事項	

様式第8号（その1）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住所	
氏名	様
	豊見城市長 印
公園内行為許可書	
年 月 日申請のあった公園の行為許可については、次のとおり許可します。	
行為を行う公園及び場 所	
行為の目的	
行為の内容	
利用する面積	
施設の構造	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
入場料徴収の有無	
その他必要事項	
許可条件 都市公園法及び豊見城市公園条例を守ること。	

様式第8号（その2）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住所	
氏名	様
	豊見城市長 印
有料公園施設利用許可書	
年 月 日申請のあった有料公園施設の利用については、次のとおり許可します。	
施設の名 称	
利 用 目 的	
利 用 内 容	
附属設備使用の有無	
利 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 料	円
許可条件 豊見城市公園条例及び同条例施行規則を守ること。	

様式第8号（その3）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住所 氏名	様
	豊見城市長 印
公園施設設置許可書	
年 月 日申請のあった公園施設の設置については次のとおり許可します。	
公園施設を設置する 公園名及び場所	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
施設の構造	
施設管理の方法	
工事実施の方法	
工事着手及び 完了予定日	着手 年 月 日 完了予定日 年 月 日
公園の復旧方法	
施設の種類及び 数 量	
使用料徴収の有無	
その他必要事項	
許可条件 1 都市公園法及び豊見城市公園条例を守ること。 2 工事完了後は、速やかに職員の検査を受けること。	

様式第8号（その4）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住所	
氏名	様
	豊見城市長 印
公園施設管理許可書	
年 月 日申請のあった公園施設の管理については、次のとおり許可します。	
公園施設を管理する 公園名及び場所	
管理の目的	
管理の期間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の種類及び 数 量	
管理の方法	
入場料徴収の有無	
その他必要事項	
許可条件 都市公園法及び豊見城市公園条例を守ること。	

様式第8号（その5）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住 所	
氏 名	様
	豊見城市長 国
公 園 占 用 許 可 書	
年 月 日申請のあった公園の占用については、次のとおり許可します。	
占用する公園名及び場 所	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	
占用工作物又は施設の 構 造	
占用物件の管理方法	
工 事 実 施 の 方 法	
工 事 着 手 及 び 完 了 予 定 日	着 手 年 月 日 完了予定日 年 月 日
公園の復旧方法	
入場料徴収の有無	
その他必要事項	
許可条件 <ol style="list-style-type: none"> 1 都市公園法及び豊見城市公園条例を守ること。 2 使用料の納付を怠ったときは許可を取り消す。 3 公園管理上その他公共福祉のため必要があるときは、許可を取り消し、又は占用物件の改築、移転、除去を命ずることがある。ただし、これによって生ずる費用及び損害は補償しない。 4 占用期間が満了した場合、又は占用を取り消された場合は、速やかに原状に回復しなければならない。 	

様式第8号（その6）（第10条関係）

	第 号 年 月 日
住 所 氏 名	様
	豊見城市長 印
変 更 許 可 書	
年 月 日申請のあった許可変更については、次のとおり許可します。	
許可された事項	
指令番号及び年月日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	
許可条件	

様式第9号（第12条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">届 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0;">豊見城市長 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;"> <p>住所</p> <p>申請者 職業</p> <p>氏名 印</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p>保証人 住所</p> <p>氏名 印</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおりお届けします。</p>	
公園名及び場所	
指令番号及び年月日又は受命年月日	第 号 年 月 日
届出事項	
その他必要事項	

様式第10号 (第13条関係)

<p>公園・有料公園施設使用料減免許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 職 業</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">保証人 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 ㊟</p> <p>次のとおり公園・有料公園施設の使用料の減額・免除を申請します。</p>	
公園・有料公園施設 名 及 び 場 所	
許可を受けた行為 又は公園・有料公園 施設若しくは占用 物件名及び数量	
指令番号及び年月日	第 号 年 月 日
減 額(免 除)	
減額(免除)の理由	

様式第11号（第13条関係）

		第 号 年 月 日
住 所 氏 名	様	
	豊見城市長 印	
公園・有料公園施設使用料減免許可書		
<p>年 月 日申請のあった公園・有料公園施設の使用料の減額・免除については、 次のとおり許可します。</p>		
公園・有料公園施設 名 及 び 場 所		
許可を受けた行為 又は公園・有料公園 施設若しくは占用 物件名及び数量		
指令番号及び年月日	第 号 年 月 日	
査 定 額		
減 免 額		
更 正 額		
その他必要事項		

様式第13号（第21条関係）

<p>都市公園指定管理者選定結果通知書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>豊見城市長 印</p>	
<p>年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊見城市公園条例第22条の規定により、次のとおり選定しましたので通知します。</p>	
公の施設の名称	
公の施設の所在地	
選定した法人等	
選定した理由	

様式第16号（第24条関係）

都市公園指定管理者再選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

豊見城市長 国

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊見城市公園条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり選定しましたので通知します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
再選定した法人等	
再選定した理由	

都市公園指定管理者事業報告書

年 月 日

豊見城市長 殿

指定管理者 郵便番号
住 所
団 体 名
(ふりがな)
代表者氏名 印
電話番号

豊見城市公園条例第23条の規定により、 年度の事業について、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

3 管理業務の実施状況及び利用状況

4 利用料金の収入の実績

5 管理に係る経費に収支状況

収 入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

支 出

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

6 その他特記すべき事項

--

様式第19号（第27条関係）

<p>都市公園開園時間等変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊見城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定管理者 印</p> <p>豊見城市公園条例施行規則第27条の規定により、次のとおり変更したいので申請します。</p>		
変更の内容	<input type="checkbox"/> 開園時間の変更 <input type="checkbox"/> 施設の利用期間の変更 <input type="checkbox"/> 施設の利用時間の変更	
	変 更 後	変 更 前
変更の理由		
備 考		

（注） 1 □のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。

(2) 収支実績(H30～R3)

指定管理 収支実績(H30～R3)

施設名:豊見城都市公園(41公園)

1 収入

(単位:千円)

No.	項目	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	備考
1	指定管理料	64,000	65,185	65,185	62,010	
2	利用料金収入	915	1,065	942	553	豊崎にじ公園庭球場利用料など
3	自主事業収入	13,871	11,005	7,844	4,454	自動販売機など
4	他の会計からの繰入	0	90			
A:収入合計		78,786	77,345	73,971	67,017	

2 支出(人件費)

No.	項目	支出科目	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	備考
1	人件費	役員報酬	0	0	0	0	
2	人件費	職員給与	31,330	31,417	29,933	31,921	
3	人件費	臨時給与	2,145	2,578	1,426	0	
4	人件費	手当等	6,472	5,349	7,605	7,828	
B:人件費合計			39,947	39,344	38,964	39,749	

3 支出(管理費)

No.	項目	支出科目	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	備考
1	旅費	旅費	0	0	0	0	
2	需用費	食料費	0	0	0	0	来客者、ボランティアへの菓子代
3	需用費	消耗品費	677	821	523	560	事務用品等
4	需用費	燃料費	2,623	2,146	1,125	1,175	草刈り機、管理車両等の燃料代
5	需用費	印刷製本費	591	95	91	85	コピー用紙等
6	需用費	光熱水費	5,059	4,862	4,588	5,176	電気代、水道代
7	需用費	修繕費	5,079	4,142	4,568	4,136	
8	役務費	通信運搬費	512	651	363	364	宅急便、切手代
9	役務費	保管料	1,309	1,022	0	0	倉庫の賃借料等
10	役務費	広告料	68	65	0	0	新聞広告費、HP作成等
11	役務費	手数料	48	78	52	51	銀行の振り込み手数料、一般管理費等
12	役務費	保険料	937	666	515	626	第三者賠償保険、自動車損害保険等
13	委託料		17,668	17,340	16,169	11,669	警備委託、清掃委託、遊具点検等
14	使用料等		714	925	896	794	事務機器のリース代等
15	備品費		0	1,250	1,264	1,059	備品購入費用
16	負担金		34	44	34	34	各種年金費等
17	公課費		3,520	3,894	4,804	1,525	税金
C:管理費合計			38,839	38,001	34,992	27,254	

支出合計 :B+C	78,786	77,345	73,956	67,003
-----------	--------	--------	--------	--------

収支差額 :A-(B+C)	0	0	15	14
---------------	---	---	----	----

(3) 施設利用者数(H30～R3)

施設利用者数(H30年度)

都市公園(41公園)

(人)

月	公園利用者	行為許可申請者	合計
H30.4月	3,996	5,575	9,571
5月	3,022	7,791	10,813
6月	2,459	4,009	6,468
7月	2,455	4,443	6,898
8月	2,676	6,549	9,225
9月	2,374	3,114	5,488
10月	2,764	6,899	9,663
11月	3,282	17,372	20,654
12月	2,990	4,468	7,458
H31.1月	3,799	5,439	9,238
2月	3,796	3,618	7,414
3月	6,359	4,588	10,947
合計	39,972	73,865	113,837

< 備考 > ※入園者数の把握

①公園利用者数

管理事務所がある豊崎にじ公園、豊見城総合公園

1日2回(11:00 16:00)公園内の利用者をカウントする。

②行為許可申請者

公園内行為許可申請書により人数を記録する。

<内訳>

月	公園利用者			行為許可						西地区	東地区
	にじ公園	総合公園	計	にじ公園	しおさい	その他	総合公園	その他	計		
H30.4月	2,480	1,516	3,996	714	167	0	1,576	3,118	5,575	3,361	6,210
5月	1,673	1,349	3,022	744	268	2,011	2,068	2,700	7,791	4,696	6,117
6月	1,424	1,035	2,459	341	48	15	1,005	2,600	4,009	1,828	4,640
7月	1,246	1,209	2,455	206	86	35	1,341	2,775	4,443	1,573	5,325
8月	1,675	1,001	2,676	629	77	635	288	4,920	6,549	3,016	6,209
9月	1,259	1,115	2,374	75	50	15	414	2,560	3,114	1,399	4,089
10月	1,712	1,052	2,764	349	86	60	1,249	5,155	6,899	2,207	7,456
11月	1,842	1,440	3,282	117	98	7,285	2,212	7,660	17,372	9,342	11,312
12月	1,918	1,072	2,990	643	19	328	803	2,675	4,468	2,908	4,550
H31.1月	2,569	1,230	3,799	51	52	1,364	1,382	2,590	5,439	4,036	5,202
2月	2,392	1,404	3,796	280	232	404	242	2,460	3,618	3,308	4,106
3月	4,402	1,957	6,359	729	0	251	883	2,725	4,588	5,382	5,565
合計	24,592	15,380	39,972	4,878	1,183	12,403	13,463	41,938	73,865	43,056	70,781

施設利用者数(R1年度)

都市公園(41公園)

(人)

月	公園利用者	行為許可申請者	合計
H31年4月	3,970	6,732	10,702
R元年5月	4,899	7,483	12,382
6月	2,439	3,258	5,697
7月	2,933	4,954	7,887
8月	2,504	3,988	6,492
9月	2,336	3,149	5,485
10月	3,659	8,753	12,412
11月	5,321	13,609	18,930
12月	4,427	5,170	9,597
R2年1月	5,961	7,025	12,986
2月	5,754	4,750	10,504
3月	5,948	3,112	9,060
合計	50,151	71,983	122,134

< 備考 > ※入園者数の把握

①公園利用者数

管理事務所がある豊崎にじ公園、豊見城総合公園

1日2回(11:00 16:00)公園内の利用者をカウントする。

②行為許可申請者

公園内行為許可申請書により人数を記録する。

<内訳>

月	公園利用者			行為許可						西地区	東地区
	にじ公園	総合公園	計	にじ公園	しおさい	その他	総合公園	その他	計		
H31年4月	2,594	1,376	3,970	975	510	620	1,712	2,915	6,732	4,699	6,003
R元年5月	2,979	1,920	4,899	1,150	20	2,287	1,194	2,832	7,483	6,436	5,946
6月	1,364	1,075	2,439	450	0	62	206	2,540	3,258	1,876	3,821
7月	1,195	1,738	2,933	372	218	0	1,632	2,732	4,954	1,785	6,102
8月	1,281	1,223	2,504	551	50	200	447	2,740	3,988	2,082	4,410
9月	1,453	883	2,336	530	40	10	145	2,424	3,149	2,033	3,452
10月	2,249	1,410	3,659	763	234	157	1,184	6,415	8,753	3,403	9,009
11月	2,559	2,762	5,321	797	1	69	3,002	9,740	13,609	3,426	15,504
12月	2,618	1,809	4,427	364	36	842	256	3,672	5,170	3,860	5,737
R2年1月	3,701	2,260	5,961	518	42	1,000	605	4,860	7,025	5,261	7,725
2月	3,452	2,302	5,754	423	189	10	912	3,216	4,750	4,074	6,430
3月	3,607	2,341	5,948	607	47	0	154	2,304	3,112	4,261	4,799
合計	29,052	21,099	50,151	7,500	1,387	5,257	11,449	46,390	71,983	43,196	78,938

施設利用者数(R2年度)

都市公園(41公園)

(人)

月	公園利用者	行為許可申請者	合計
R 2年 4月	3,533	728	4,261
5月	2,037	0	2,037
6月	2,003	3,474	5,477
7月	2,318	3,938	6,256
8月	1,739	128	1,867
9月	2,021	594	2,615
10月	5,043	5,365	10,408
11月	5,578	6,258	11,836
12月	3,363	4,071	7,434
R 3年 1月	5,683	1,035	6,718
2月	5,240	3,016	8,256
3月	4,980	4,736	9,716
合計	43,538	33,343	76,881

< 備考 > ※入園者数の把握

①公園利用者数

管理事務所がある豊崎にじ公園、豊見城総合公園

1日2回(11:00 16:00)公園内の利用者をカウントする。

②行為許可申請者

公園内行為許可申請書により人数を記録する。

<内訳>

月	公園利用者			行為許可							西地区	東地区
	にじ公園	総合公園	計	にじ公園	都市緑地	しおさい	その他	総合公園	その他	計		
R 2年 4月	1,593	1,940	3,533	0	0	0	0	0	728	728	1,593	2,668
5月	1,343	694	2,037	0	0	0	0	0	0	0	1,343	694
6月	1,111	892	2,003	46	0	0	0	276	3,152	3,474	1,157	4,320
7月	1,071	1,247	2,318	46	0	0	0	592	3,300	3,938	1,117	5,139
8月	925	814	1,739	0	0	0	0	0	128	128	925	942
9月	1,154	867	2,021	230	0	0	0	140	224	594	1,384	1,231
10月	2,798	2,245	5,043	230	0	0	0	1,267	3,868	5,365	3,028	7,380
11月	3,210	2,368	5,578	502	1,087	47	223	1,571	2,828	6,258	5,069	6,767
12月	2,023	1,340	3,363	180	0	163	55	243	3,430	4,071	2,421	5,013
R 3年 1月	3,678	2,005	5,683	58	0	0	60	359	558	1,035	3,796	2,922
2月	3,218	2,022	5,240	122	2,300	56	50	271	217	3,016	5,746	2,510
3月	3,001	1,979	4,980	395	50	40	125	649	3,477	4,736	3,611	6,105
合計	25,125	18,413	43,538	1,809	3,437	306	513	5,368	21,910	33,343	27,753	45,691

施設利用者数(R3年度)

都市公園(41公園)

(人)

月	公園利用者	行為許可申請者	合計
R 3年 4月	4,620	4,695	9,315
5月	4,604	3,569	8,173
6月	2,936	139	3,075
7月	2,423	402	2,825
8月	4,155	1,010	5,165
9月	3,635	2,908	6,543
10月	4,202	5,804	10,006
11月	4,309	7,215	11,524
12月	4,343	4,680	9,023
R 4年 1月	6,296	3,266	9,562
2月	4,514	2,939	7,453
3月	5,447	5,068	10,515
合計	51,484	41,695	93,179

< 備考 > ※入園者数の把握

①公園利用者数

管理事務所がある豊崎にじ公園、豊見城総合公園

1日2回(11:00 16:00)公園内の利用者をカウントする。

②行為許可申請者

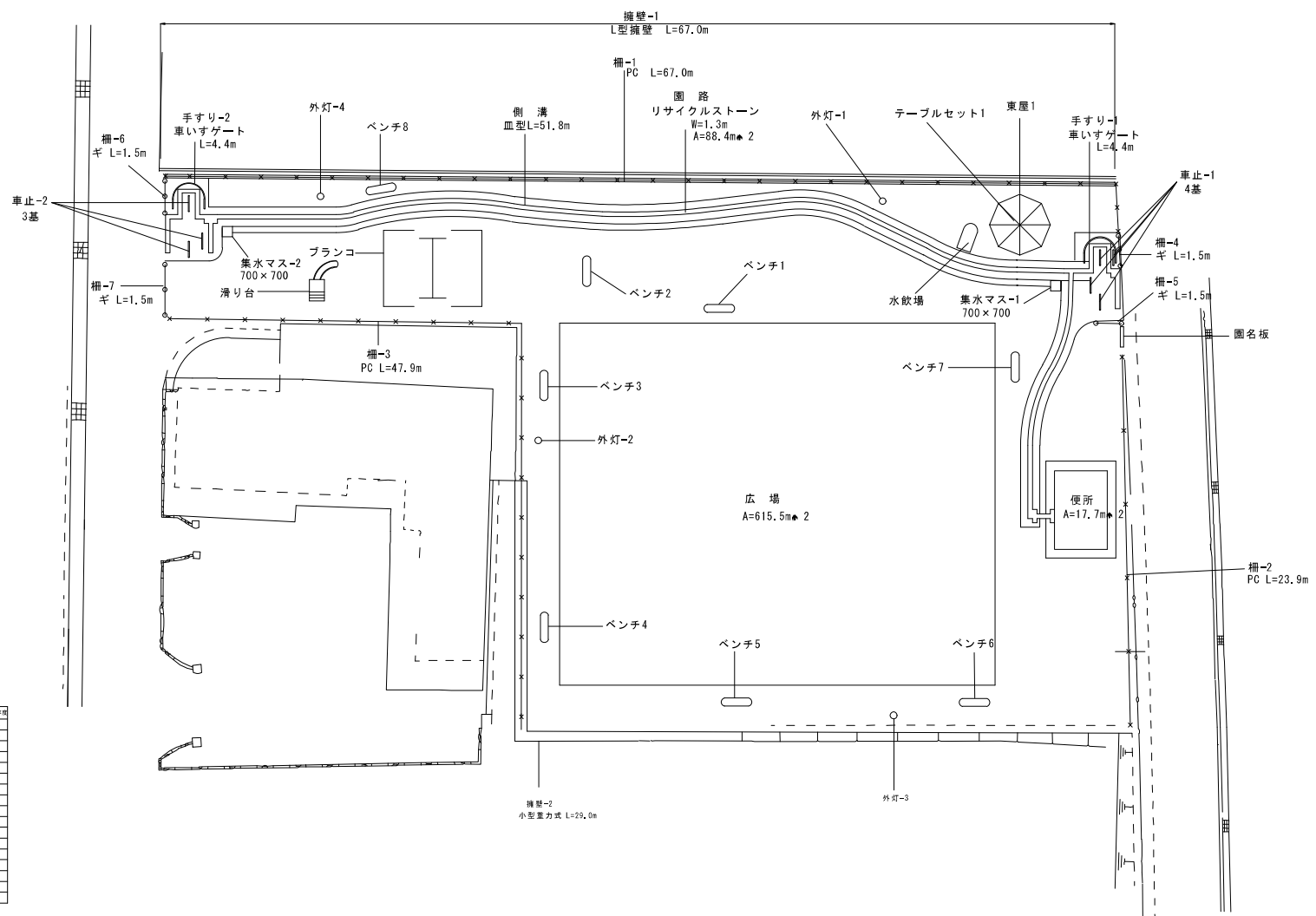
公園内行為許可申請書により人数を記録する。

<内訳>

月	公園利用者			行為許可							西地区	東地区
	にじ公園	総合公園	計	にじ公園	都市緑地	しおさい	その他	総合公園	その他	計		
R 3年 4月	2,771	1,849	4,620	212		114	95	512	3,762	4,695	3,192	6,123
5月	2,718	1,886	4,604	404		311	145	657	2,052	3,569	3,578	4,595
6月	1,597	1,339	2,936		139					139	1,736	1,339
7月	1,214	1,209	2,423	35	90			277		402	1,339	1,486
8月	2,180	1,975	4,155					50	960	1,010	2,180	2,985
9月	1,827	1,808	3,635		20			8	2,880	2,908	1,847	4,696
10月	2,494	1,708	4,202	408	122	360	150	541	4,223	5,804	3,534	6,472
11月	2,545	1,764	4,309	501		168	112	3,272	3,162	7,215	3,326	8,198
12月	2,549	1,794	4,343	390		72	18	1,096	3,104	4,680	3,029	5,994
R 4年 1月	3,440	2,856	6,296	36				196	3,034	3,266	3,476	6,086
2月	2,590	1,924	4,514	75		25		67	2,772	2,939	2,690	4,763
3月	3,359	2,088	5,447	410		46	18	1,216	3,378	5,068	3,833	6,682
合計	29,284	22,200	51,484	2,471	371	1,096	538	7,892	29,327	41,695	33,389	59,419

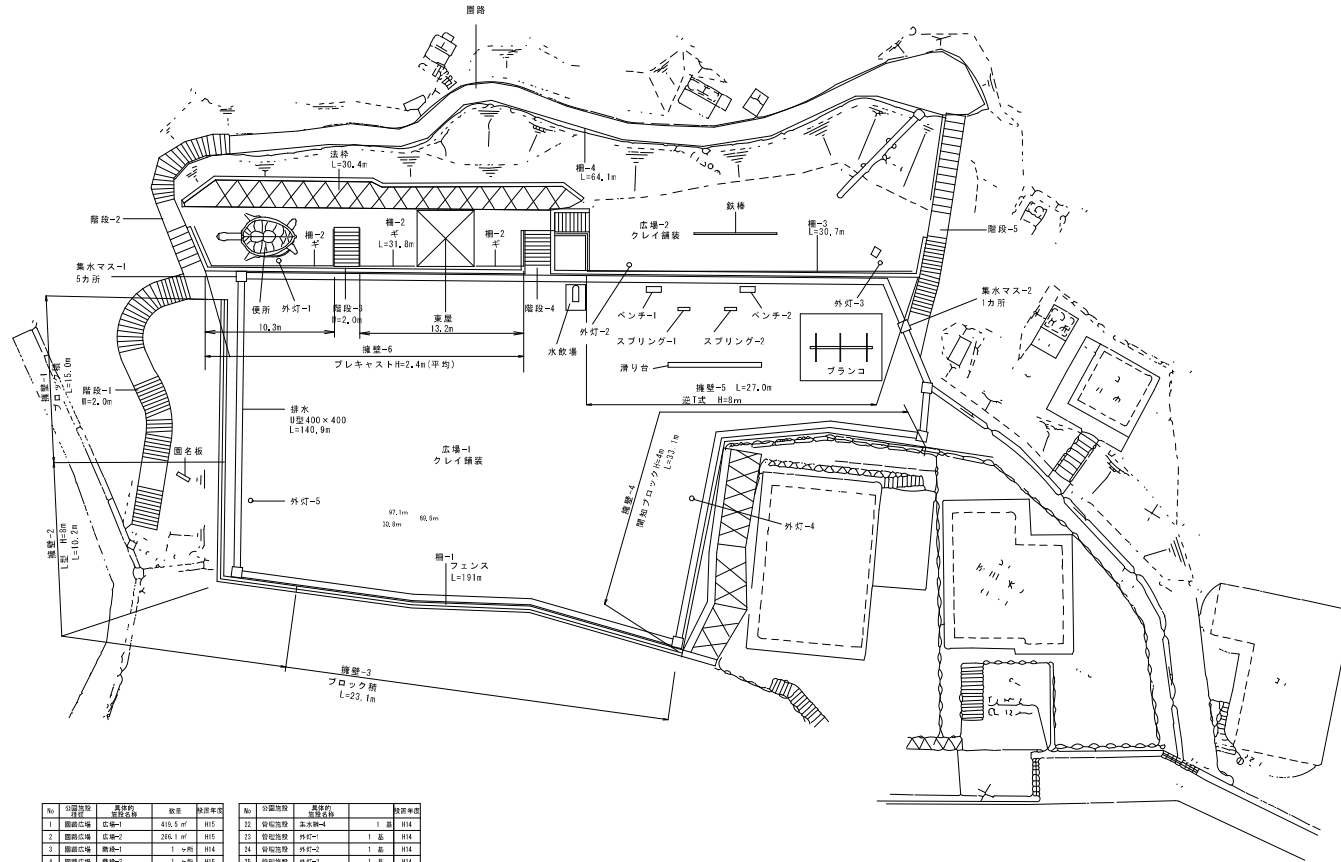
(4) 施設の図面等

施設調査平面図 翁長南公園



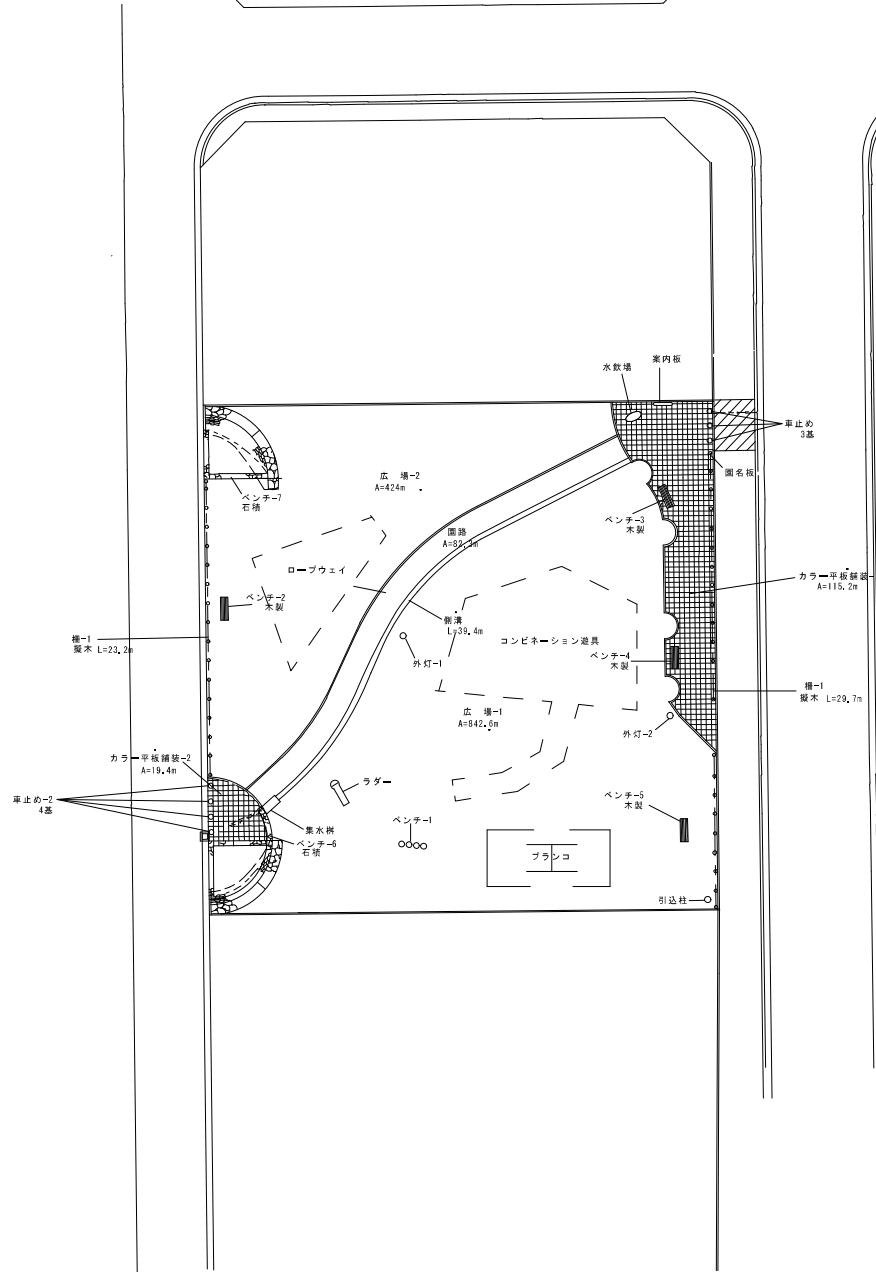
No.	公園施設 区分	構造 種別	面積 (㎡)	数量	設置 位置	No.	公園施設 区分	構造 種別	面積 (㎡)	数量	設置 位置
1	遊歩道	遊歩道	36.4	115	21	遊歩道	遊歩道	4	114	4	車止
2	遊歩道	遊歩道	615.5	115	22	遊歩道	遊歩道	1	114	1	車止
3	遊歩道	遊歩道	100.0	1	114	23	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ
4	遊歩道	遊歩道	100.0	1	114	24	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ
5	遊歩道	遊歩道	1	114	25	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
6	遊歩道	遊歩道	1	114	26	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
7	遊歩道	遊歩道	1	114	27	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
8	遊歩道	遊歩道	1	114	28	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
9	遊歩道	遊歩道	1	114	29	遊歩道	遊歩道	1	117	ベンチ	
10	遊歩道	遊歩道	51.2	115	30	遊歩道	遊歩道	1	117	ベンチ	
11	遊歩道	遊歩道	4.4	114	31	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
12	遊歩道	遊歩道	4.4	114	32	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
13	遊歩道	遊歩道	61.6	115	33	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
14	遊歩道	遊歩道	28.0	114	34	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
15	遊歩道	遊歩道	67.0	114	35	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
16	遊歩道	遊歩道	23.0	114	36	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
17	遊歩道	遊歩道	47.9	114	37	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
18	遊歩道	遊歩道	1.5	114	38	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
19	遊歩道	遊歩道	1.5	114	39	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
20	遊歩道	遊歩道	1.5	114	40	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	
21	遊歩道	遊歩道	1.5	114	41	遊歩道	遊歩道	1	115	ベンチ	

施設調査平面図 我那覇児童公園



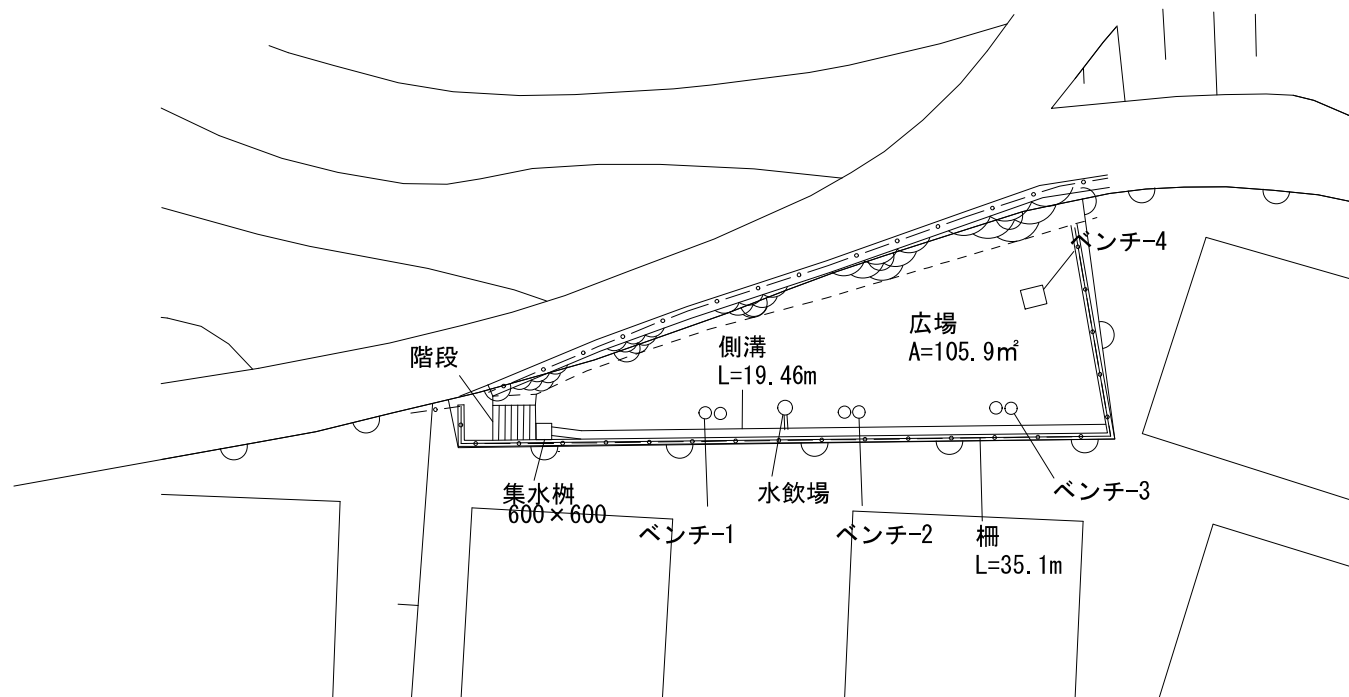
No.	公園施設 種別	施設名	面積	設置年次	No.	公園施設 種別	施設名	面積	設置年次
1	遊具広場	広場-1	416.5㎡	H15	32	遊具施設	遊具-4	1基	H14
2	遊具広場	広場-2	246.1㎡	H15	33	遊具施設	遊具-1	1基	H14
3	遊具広場	遊具-1	1ヶ所	H14	34	遊具施設	遊具-2	1基	H14
4	遊具広場	遊具-2	1ヶ所	H15	35	遊具施設	遊具-3	1基	H14
5	遊具広場	遊具-3	1ヶ所	H15	36	遊具施設	遊具-4	1基	H14
6	遊具広場	遊具-4	1ヶ所	H16	37	遊具施設	遊具-5	1基	H14
7	遊具広場	遊具-5	1ヶ所	H16	38	遊具施設	遊具-6	1基	H15
8	外遊具	ベンチ-1	1基	H15	39	遊具施設	遊具-7	140.9㎡	H15
9	外遊具	ベンチ-2	1基	H15	40	遊具施設	遊具-8	15.0㎡	H14
10	遊具施設	遊具	1基	H15	21	遊具施設	遊具-2	16.2㎡	H14
11	遊具施設	すべり台	1基	H15	32	遊具施設	遊具-3	23.1㎡	H14
12	遊具施設	スプリング遊具	1基	H15	33	遊具施設	遊具-4	33.1㎡	H14
13	遊具施設	スプリング遊具	1基	H16	34	遊具施設	遊具-5	27.7㎡	H14
14	遊具施設	ブランコ	1基	H15	35	遊具施設	遊具-6	22.6㎡	H14
15	遊具施設	遊具	10.0ヶ所	H15	36	遊具施設	遊具	30.4㎡	H14
16	遊具施設	遊具	16.0ヶ所	H15	37	遊具施設	遊具	191.0㎡	H14
17	遊具施設	水飲機	1基	H15	38	遊具施設	遊具	21.8㎡	H14
18	遊具施設	遊具	1基	H17	39	遊具施設	遊具	44.1㎡	H14
19	遊具施設	遊具	1基	H14	40	遊具施設	遊具	36.7㎡	H14
20	遊具施設	遊具	1基	H14					
21	遊具施設	遊具	1基	H14					

施設調査平面図 宜保にここ公園



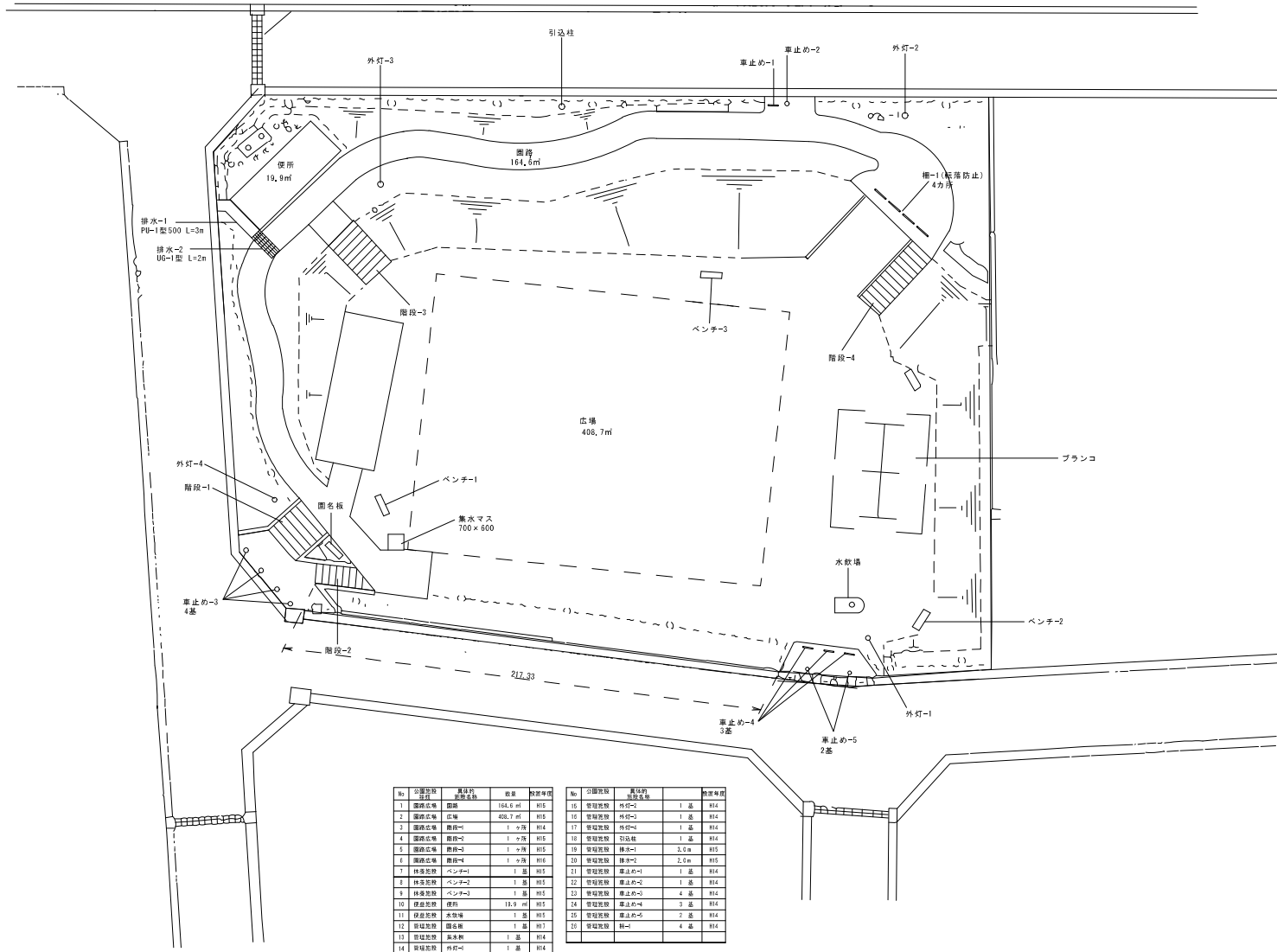
No.	設備名称	規格	数量	設置有無
1	遊歩広場	遊歩-1	82.0㎡	H15
2	遊歩広場	遊歩-2	115.2㎡	H15
3	遊歩広場	遊歩-3	13.2㎡	H15
4	遊歩広場	遊歩-4	424㎡	H15
5	遊歩広場	遊歩-5	424㎡	H15
6	遊歩広場	遊歩-6	1	H14
7	遊歩広場	遊歩-7	1	H14
8	遊歩広場	遊歩-8	1	H14
9	遊歩広場	遊歩-9	1	H14
10	遊歩広場	遊歩-10	1	H14
11	遊歩広場	遊歩-11	1	H15
12	遊歩広場	遊歩-12	1	H14
13	遊歩広場	遊歩-13	3	H14
14	遊歩広場	遊歩-14	4	H14
15	遊歩広場	遊歩-15	1	H15
16	遊歩広場	遊歩-16	1	H15
17	遊歩広場	遊歩-17	1	H15
18	遊歩広場	遊歩-18	1	H15
19	遊歩広場	遊歩-19	1	H15
20	遊歩広場	遊歩-20	1	H15
21	遊歩広場	遊歩-21	1	H15
22	遊歩広場	遊歩-22	1	H14
23	遊歩広場	遊歩-23	1	H14
24	遊歩広場	遊歩-24	1	H14
25	遊歩広場	遊歩-25	1	H14

施設調査平面図
 饒波ハイツ公園



No.	設備名	規格	数量	設置場所
1	階段	広場	1基	015
2	側溝	側溝	1基	015
3	集水樹	600×600	1基	014
4	水飲場	ベンチ	1基	015
5	ベンチ	ベンチ	1基	015
6	ベンチ	ベンチ	1基	015
7	ベンチ	ベンチ	1基	015
8	柵	柵	1基	017
9	柵	柵	1基	017

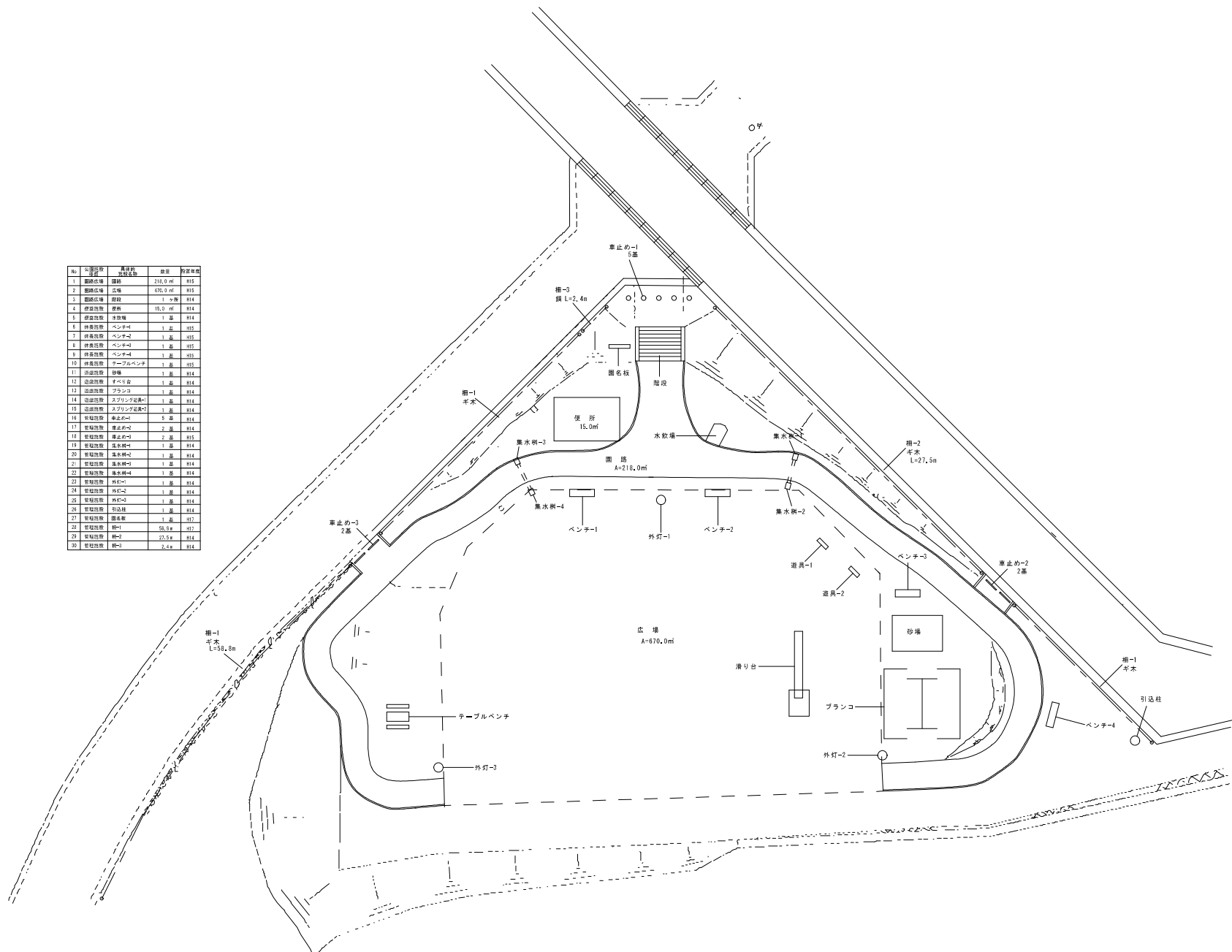
施設調査平面図 白ゆり児童公園



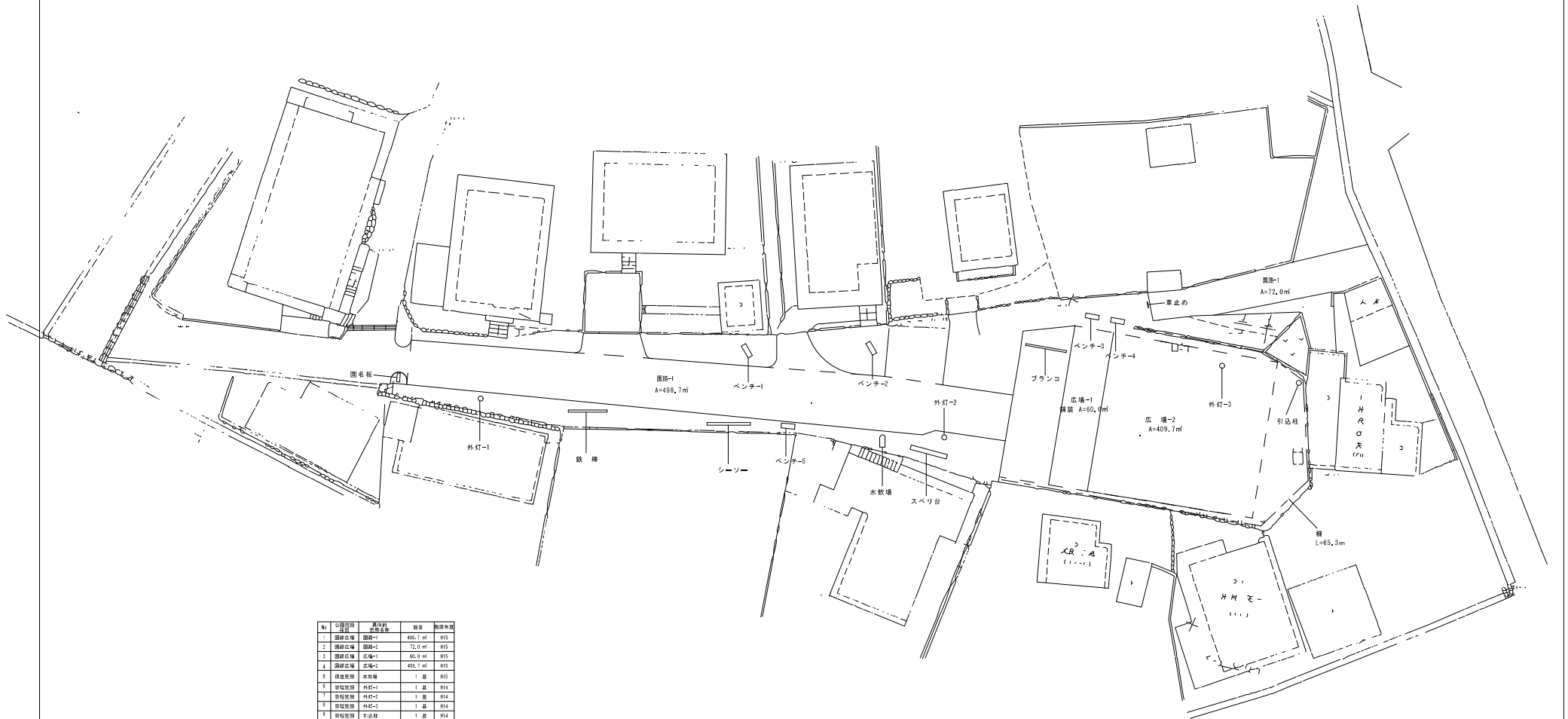
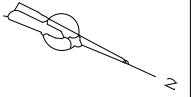
No.	設備名称	具体的な 設備名称	数量	設備単位	No.	設備名称	具体的な 設備名称	数量	設備単位
1	遊具広場	広場	104.6 m²	H15	16	管理施設	外灯-2	1 基	H14
2	遊具広場	広場	408.7 m²	H15	16	管理施設	外灯-3	1 基	H14
3	遊具広場	階段-1	1 ヶ所	H14	17	管理施設	外灯-4	1 基	H14
4	遊具広場	階段-2	1 ヶ所	H15	18	管理施設	引込柱	1 基	H14
5	遊具広場	階段-3	1 ヶ所	H15	19	管理施設	柵-1	4 基	H15
6	遊具広場	階段-4	1 ヶ所	H16	20	管理施設	柵-2	2 基	H15
7	管理施設	ベンチ-1	1 基	H15	21	管理施設	車止め-1	1 基	H14
8	管理施設	ベンチ-2	1 基	H15	22	管理施設	車止め-2	1 基	H14
9	管理施設	ベンチ-3	1 基	H15	23	管理施設	車止め-3	4 基	H14
10	管理施設	便所	1 ヶ所	H15	24	管理施設	車止め-4	3 基	H14
11	管理施設	水飲場	1 基	H15	25	管理施設	車止め-5	2 基	H14
12	管理施設	看板	1 基	H17	26	管理施設	柵-1	4 基	H14
13	管理施設	集水マス	1 基	H14					
14	管理施設	外灯-1	1 基	H14					

施設調査平面図 すみれ児童公園

No.	分類	名称	数量	投資単価
1	遊具	遊具	212.9	813
2	遊具	遊具	822.9	813
3	遊具	遊具	1.9	814
4	遊具	遊具	15.0	814
5	遊具	遊具	1	814
6	遊具	遊具	1	815
7	遊具	遊具	1	815
8	遊具	遊具	1	815
9	遊具	遊具	1	815
10	遊具	遊具	1	815
11	遊具	遊具	1	814
12	遊具	遊具	1	814
13	遊具	遊具	1	814
14	遊具	遊具	1	814
15	遊具	遊具	1	814
16	遊具	遊具	5	814
17	遊具	遊具	2	814
18	遊具	遊具	2	815
19	遊具	遊具	1	814
20	遊具	遊具	1	814
21	遊具	遊具	1	814
22	遊具	遊具	1	814
23	遊具	遊具	1	814
24	遊具	遊具	1	814
25	遊具	遊具	1	814
26	遊具	遊具	1	814
27	遊具	遊具	1	817
28	遊具	遊具	1	817
29	遊具	遊具	22.5	814
30	遊具	遊具	2.4	814

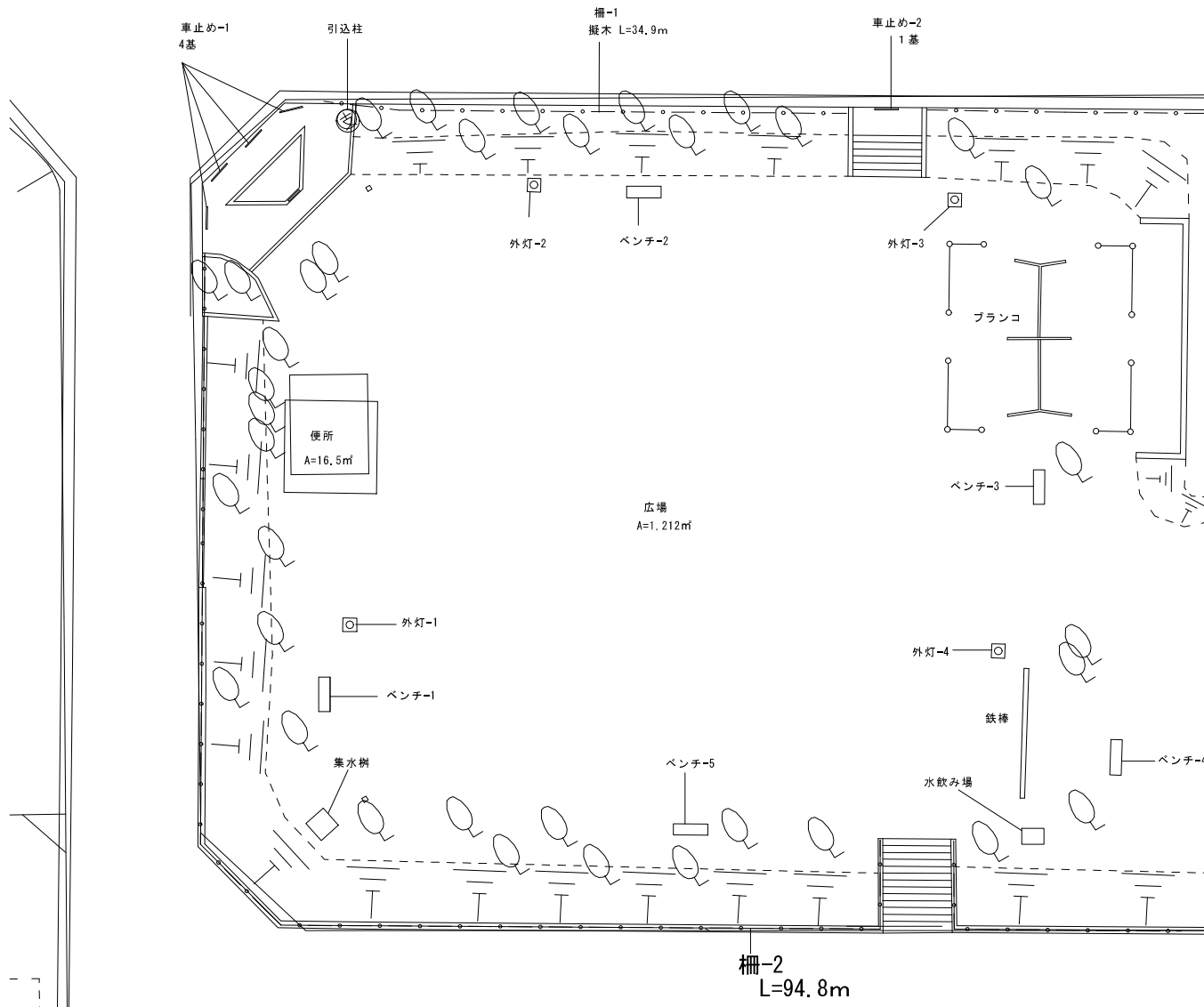


施設調査平面図
高嶺児童公園



№	公園名称	施設名称	数量	設置年
1	高嶺児童公園	遊具-1	498.7㎡	H15
2	高嶺児童公園	遊具-2	60.0㎡	H15
3	高嶺児童公園	遊具-3	60.0㎡	H15
4	高嶺児童公園	遊具-4	408.7㎡	H15
5	遊具施設	水飲場	1基	H15
6	遊具施設	外灯-1	1基	H14
7	遊具施設	外灯-2	1基	H14
8	遊具施設	外灯-3	1基	H14
9	遊具施設	ベンチ	1基	H14
10	遊具施設	鉄棒	1基	H14
11	遊具施設	車止め	1基	H14
12	遊具施設	ベンチ-1	1基	H15
13	遊具施設	ベンチ-2	1基	H15
14	遊具施設	ベンチ-3	1基	H15
15	遊具施設	ベンチ-4	1基	H15
16	遊具施設	ベンチ-5	1基	H15
17	遊具施設	遊具	1基	H17
18	遊具施設	遊具	1基	H14
19	遊具施設	シュー	1基	H14
20	遊具施設	スベリ台	1基	H14
21	遊具施設	プランコ	1基	H14

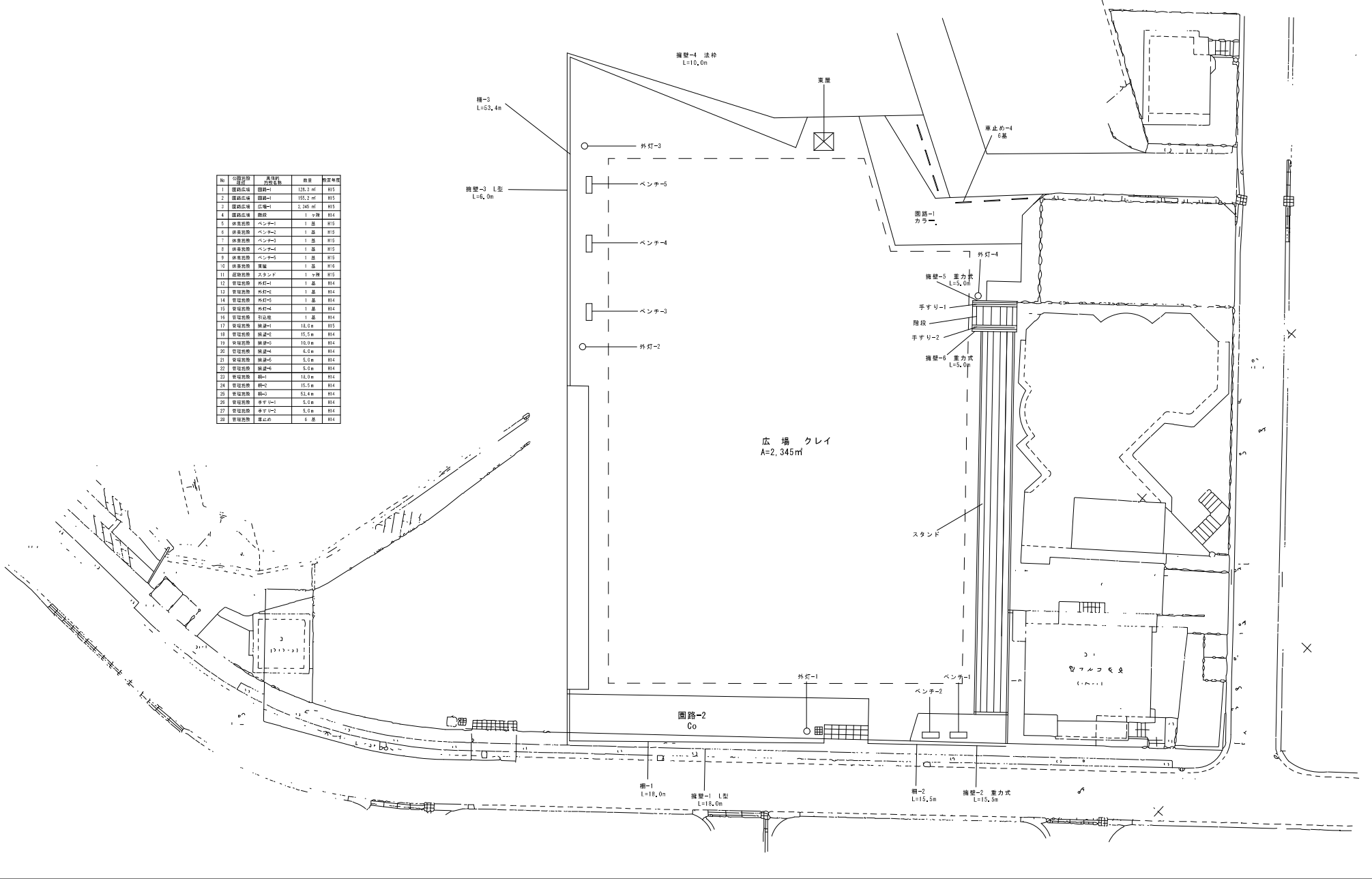
施設調査平面図 タンポポ児童公園



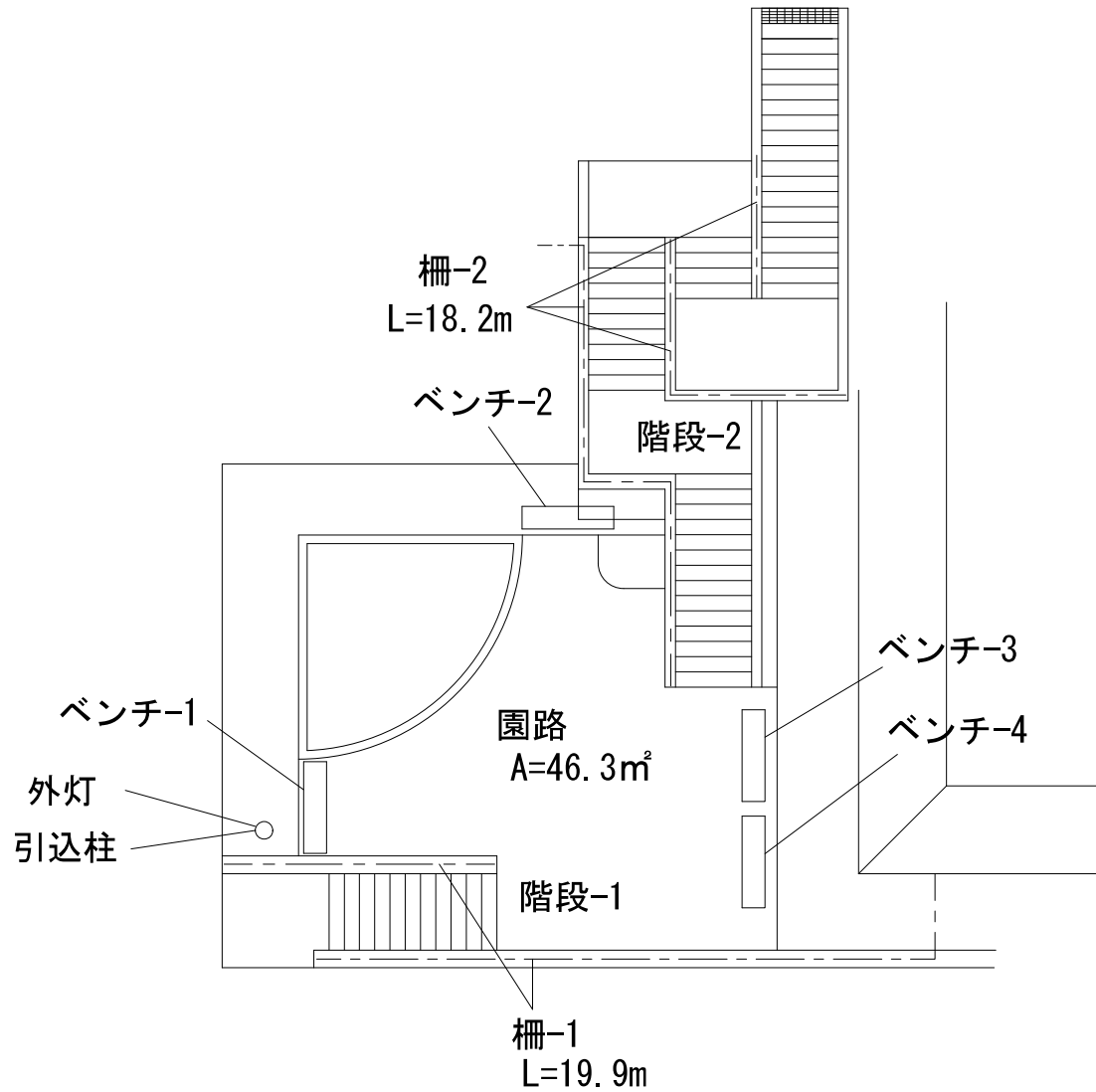
No.	設備名称	規格名称	数量	積算単価
1	園路広場	広場	1,212㎡	815
2	園路広場	柵木-1	1ヶ所	815
3	園路広場	柵木-2	1ヶ所	815
4	遊具施設	遊具	16.5㎡	815
5	遊具施設	水飲み場	1基	814
6	遊具施設	車止め-1	4基	814
7	遊具施設	柵木-2	1基	814
8	遊具施設	引込柱	1基	814
9	遊具施設	外灯-2	1基	814
10	遊具施設	外灯-3	1基	814
11	遊具施設	外灯-4	1基	814
12	遊具施設	鉄棒	1基	817
13	遊具施設	柵-1	34.9m	817
14	遊具施設	柵-2	94.8m	817
15	遊具施設	引込柱	1基	814
16	遊具施設	ベンチ-1	1基	815
17	遊具施設	ベンチ-2	1基	815
18	遊具施設	ベンチ-3	1基	815
19	遊具施設	ベンチ-4	1基	815
20	遊具施設	ベンチ-5	1基	815
21	遊具施設	プランコ	1基	817
22	遊具施設	プランコ	1基	817

施設調査平面図 豊見城ニュータウン1号公園

No	公園設備 設備名	規格 規格名	数量	設置 設置場所
1	遊歩広場	遊歩-1	123.3㎡	013
2	遊歩広場	遊歩-1	155.2㎡	013
3	遊歩広場	遊歩-1	1.26㎡	013
4	遊歩広場	遊歩	1ヶ所	014
5	休憩施設	ベンチ-1	1基	013
6	休憩施設	ベンチ-2	1基	013
7	休憩施設	ベンチ-3	1基	013
8	休憩施設	ベンチ-4	1基	013
9	休憩施設	ベンチ-5	1基	013
10	休憩施設	ベンチ	1基	013
11	遊歩施設	スタンド	1ヶ所	013
12	管理施設	外灯-1	1基	014
13	管理施設	外灯-2	1基	014
14	管理施設	外灯-3	1基	014
15	管理施設	外灯-4	1基	014
16	管理施設	外灯	1基	014
17	管理施設	階段-1	1段	013
18	管理施設	階段-2	15.5㎡	014
19	管理施設	階段-3	10.0㎡	014
20	管理施設	階段-4	6.0㎡	014
21	管理施設	階段-5	5.0㎡	014
22	管理施設	階段-6	5.0㎡	014
23	管理施設	柵-1	11.0㎡	014
24	管理施設	柵-2	15.5㎡	014
25	管理施設	柵-3	51.4㎡	014
26	管理施設	柵-4	5.0㎡	014
27	管理施設	柵-5	5.0㎡	014
28	管理施設	柵-6	5.0㎡	014
29	管理施設	柵-7	5.0㎡	014
30	管理施設	柵-8	6基	014

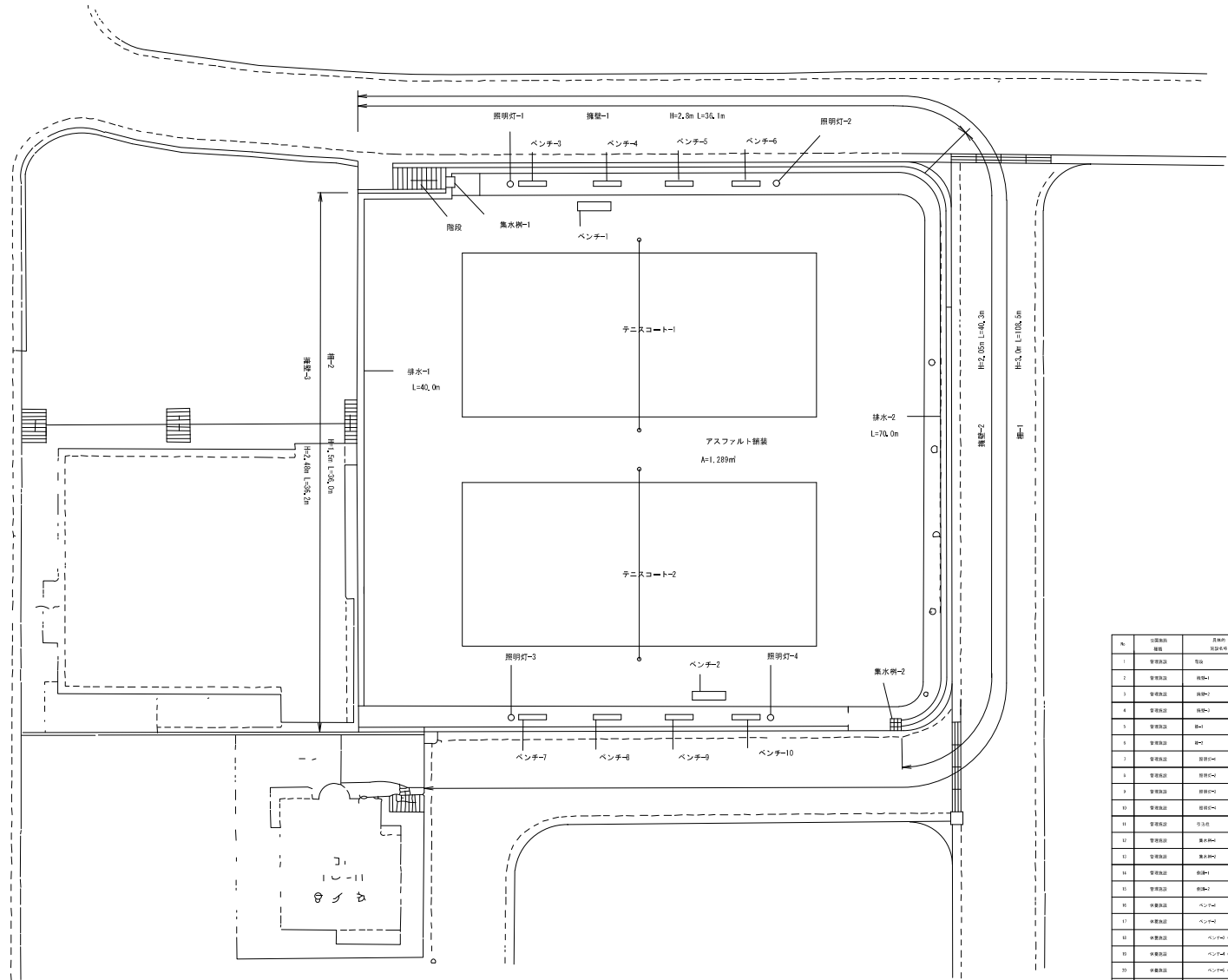
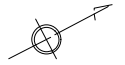


施設調査平面図
豊見城ニュータウン第3公園



No	公園施設 種類	具体的 施設名称	数量	設置年度
1	園路広場	園路	1,212 m ²	H15
2	園路広場	階段-1	1 力所	H15
3	園路広場	階段-2	1 力所	H15
4	管理施設	外灯	1 基	H14
5	休養施設	引込柱	1 基	H14
6	休養施設	ベンチ-1	1 基	H15
6	休養施設	ベンチ-2	1 基	H15
7	休養施設	ベンチ-3	1 基	H15
8	休養施設	ベンチ-4	1 基	H15
9	管理施設	柵-1	19.9 m	H17
10	管理施設	柵-2	18.2 m	H17

施設調査平面図 豊見城ニュータウンテニスコート

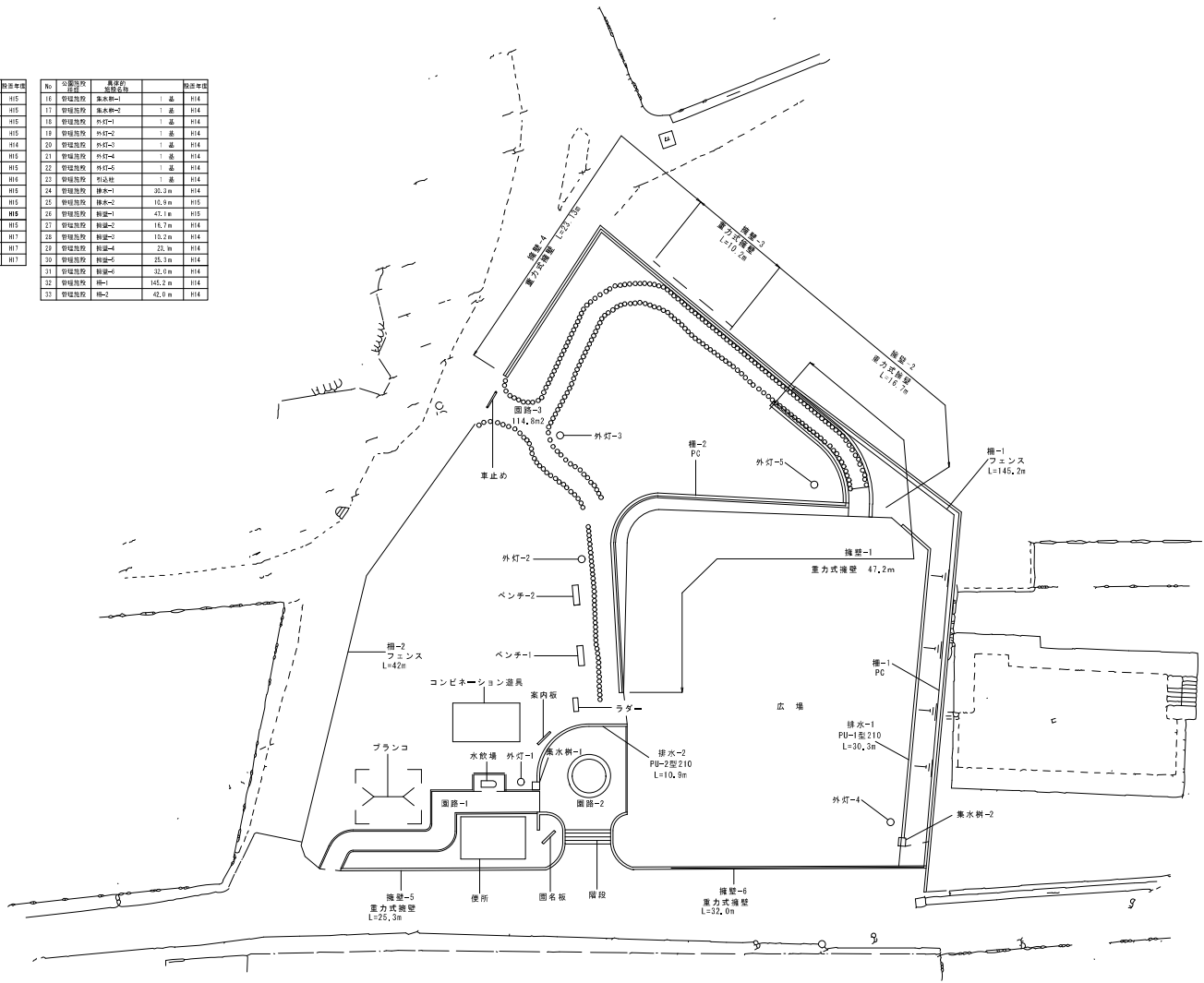


No.	設備名称 設備	規格 仕様名称	数量	設置予定
1	照明器具	照明		H14
2	照明器具	照明	24.1	H15
3	照明器具	照明	44.3	H14
4	照明器具	照明	24.2	H14
5	照明器具	照明	198.1	H14
6	照明器具	照明	24.9	H14
7	照明器具	照明	1	H14
8	照明器具	照明	1	H14
9	照明器具	照明	1	H14
10	照明器具	照明	1	H14
11	照明器具	照明	1	H14
12	照明器具	照明	1	H14
13	照明器具	照明	1	H14
14	照明器具	照明	1	H14
15	照明器具	照明	44.0	H14
16	照明器具	照明	24.2	H14
17	照明器具	照明	1	H15
18	照明器具	照明	1	H15
19	照明器具	照明	1	H15
20	照明器具	照明	1	H15
21	照明器具	照明	1	H15
22	照明器具	照明	1	H15
23	照明器具	照明	1	H15
24	照明器具	照明	1	H15
25	照明器具	照明	1	H15
26	照明器具	照明	1,189	H15
27	照明器具	照明		H15

施設調査平面図 根差部児童公園

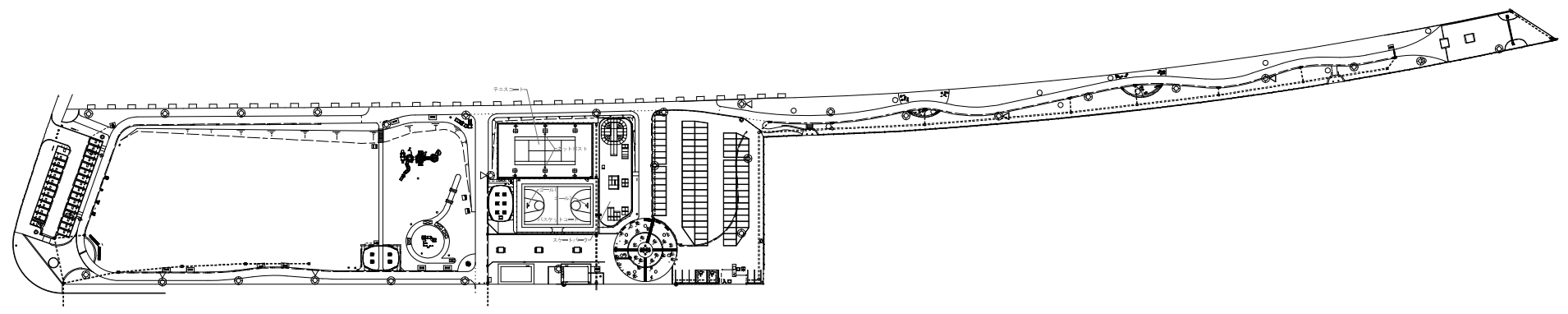
No.	公園施設 種別	規格 種別	数量	設置面積 ㎡
1	遊具広場	遊具-1	52.3	㎡
2	遊具広場	遊具-2	77.0	㎡
3	遊具広場	遊具-3	114.8	㎡
4	遊具広場	広場	1,000	㎡
5	遊具広場	階段	1	㎡
6	休息施設	ベンチ-1	1	基
7	休息施設	ベンチ-2	1	基
8	遊具施設	組合遊具	1	基
9	遊具施設	ブランコ	1	基
10	遊具施設	ラター	1	基
11	遊具施設	投擲	26.8	㎡
12	遊具施設	水飲場	1	基
13	遊具施設	図名板	1	基
14	遊具施設	案内板	1	基
15	遊具施設	遊止め	1	基

No.	公園施設 種別	規格 種別	数量	設置面積 ㎡
16	遊具施設	基本形-1	1	基
17	遊具施設	基本形-2	1	基
18	遊具施設	外灯-1	1	基
19	遊具施設	外灯-2	1	基
20	遊具施設	外灯-3	1	基
21	遊具施設	外灯-4	1	基
22	遊具施設	外灯-5	1	基
23	遊具施設	外灯-6	1	基
24	遊具施設	外灯-7	1	基
25	遊具施設	排水-1	1	基
26	遊具施設	排水-2	1	基
27	遊具施設	排水-3	1	基
28	遊具施設	排水-4	1	基
29	遊具施設	排水-5	1	基
30	遊具施設	排水-6	1	基
31	遊具施設	排水-7	1	基
32	遊具施設	排水-8	1	基
33	遊具施設	排水-9	1	基



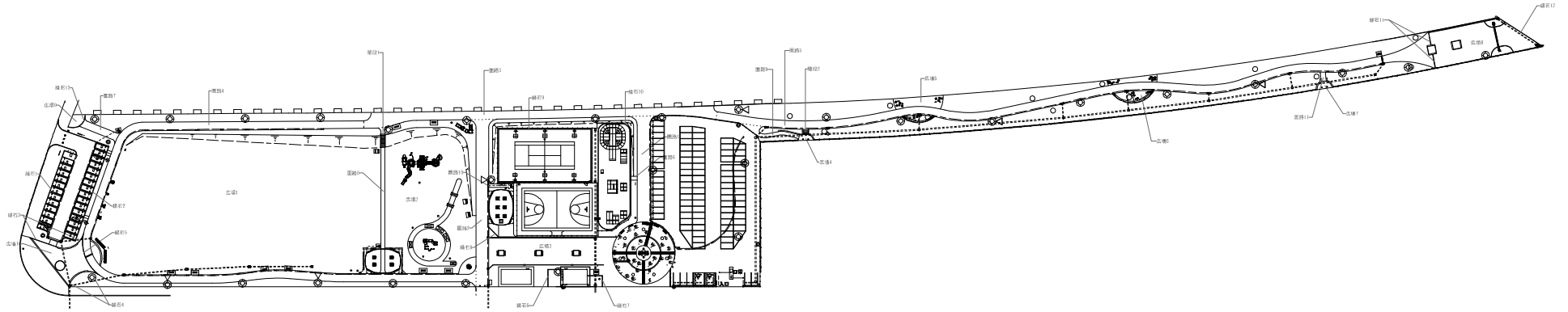
運動施設平面図
(豊崎にじ公園) S=1/800

(テニスコート・バスケットコート・スケートボード広場等配置図)



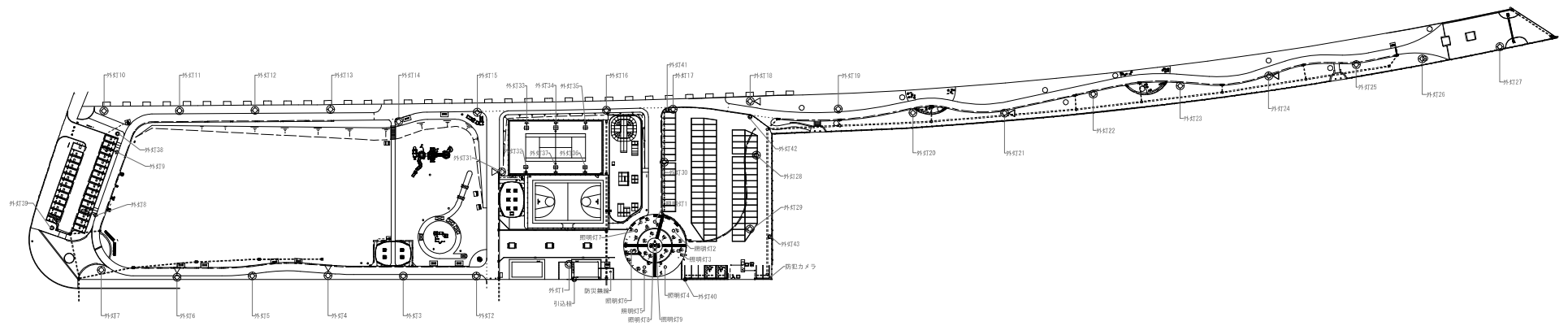
園路広場施設平面図
(豊崎にじ公園) S=1/800

(園路・広場・緑石・階段等配置図)



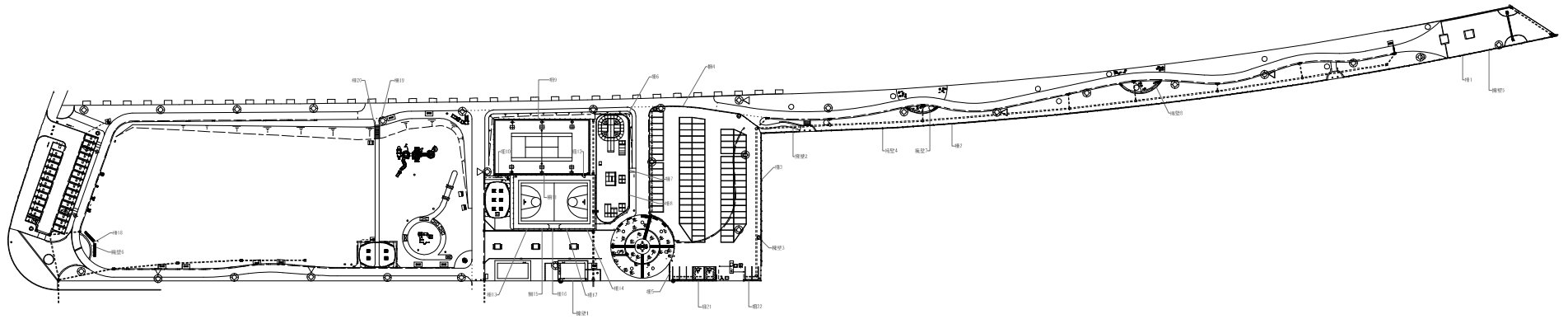
管理施設平面図
(豊崎にじ公園) S=1/800

(外灯・照明・引込み柱・防犯無線・防犯カメラ等配置図)



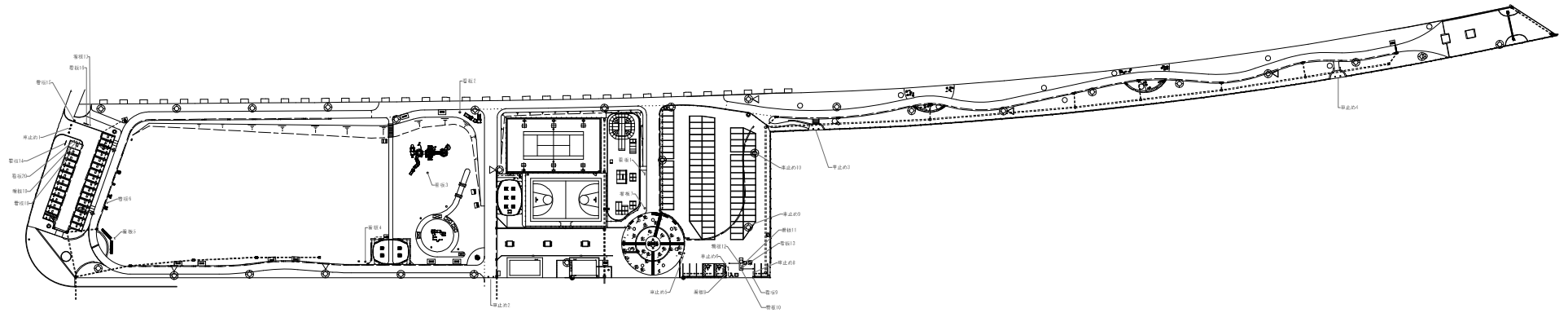
管理施設平面図
(豊崎にじ公園) S=1/800

(柵・擁壁等配置図)



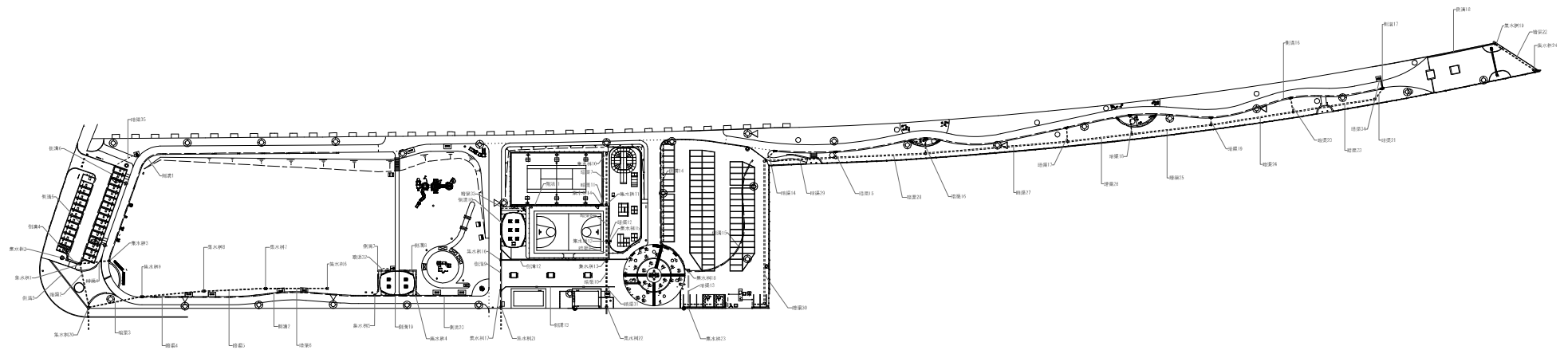
管理施設平面図
(豊崎にじ公園) S=1/800

(車止め・看板等配置図)

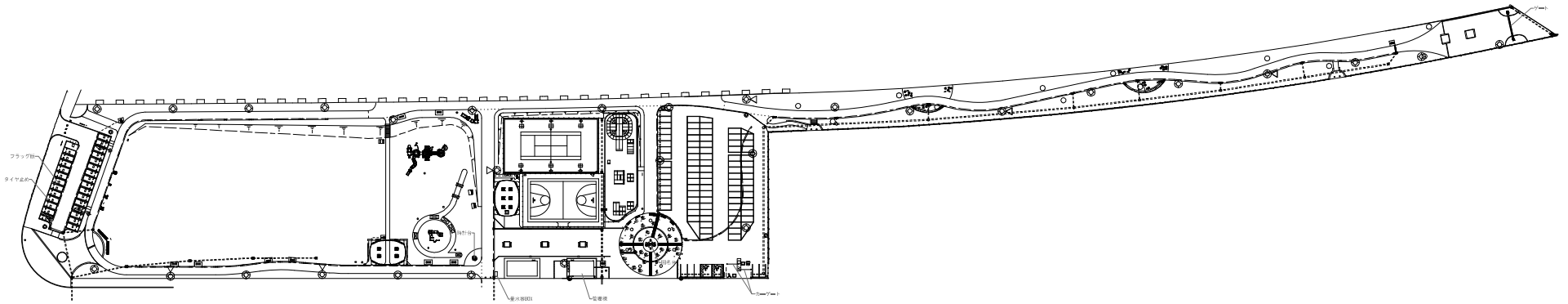


管理施設平面図
(豊崎にじ公園) S=1/800

(側溝・集水桝・暗渠等配置図)

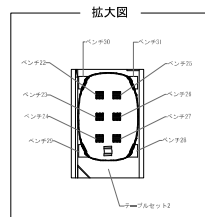
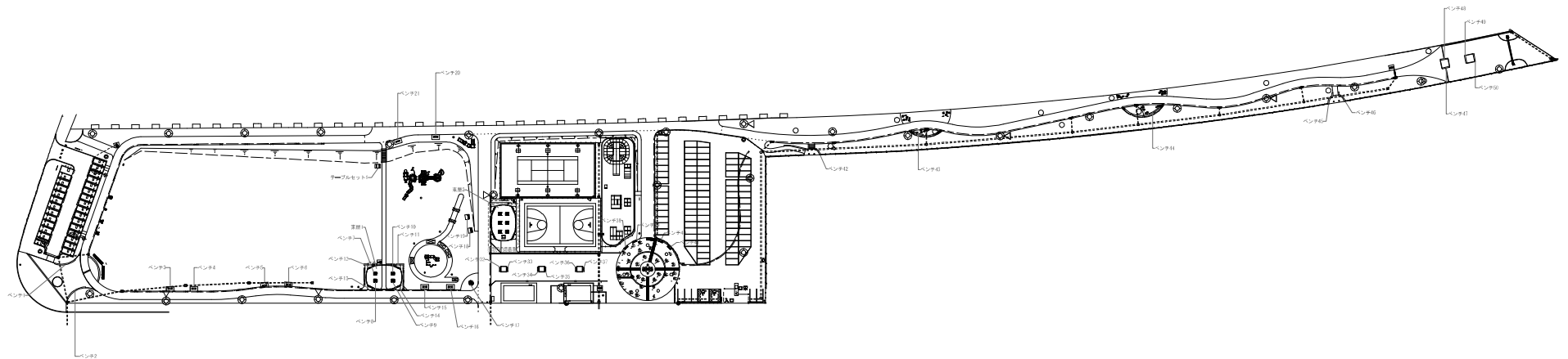


管理施設平面図
(豊崎にじ公園) S=1/800



休養施設平面図
(豊崎にじ公園) S=1/800

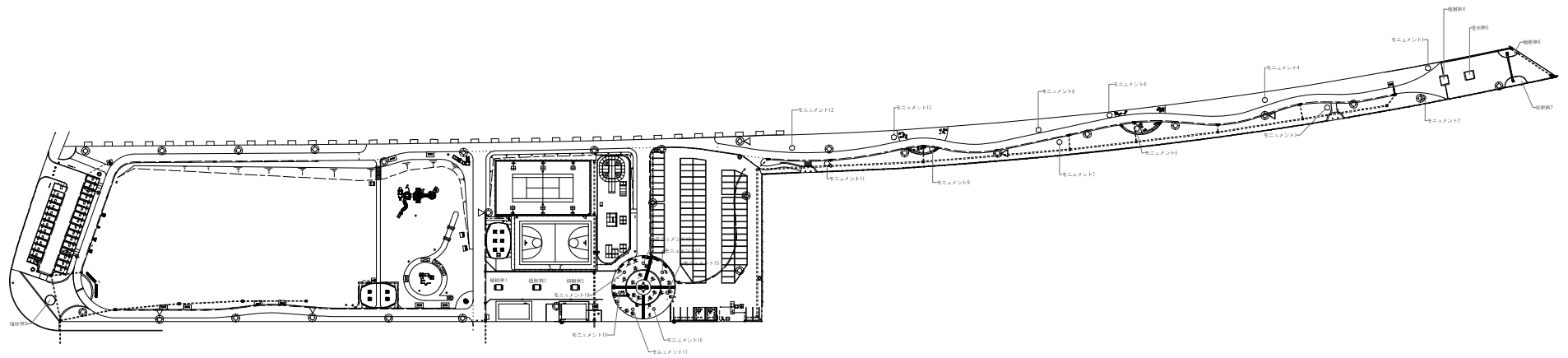
(東屋・ベンチ・テーブルセット等配置図)



修景施設平面図

(豊崎にじ公園) S-1/800

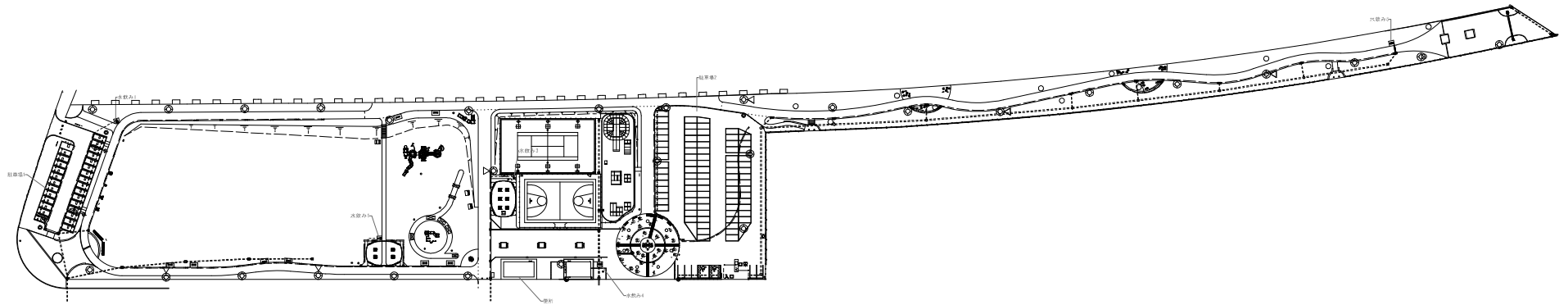
(植樹樹・モニュメント等配置図)



便益施設平面図

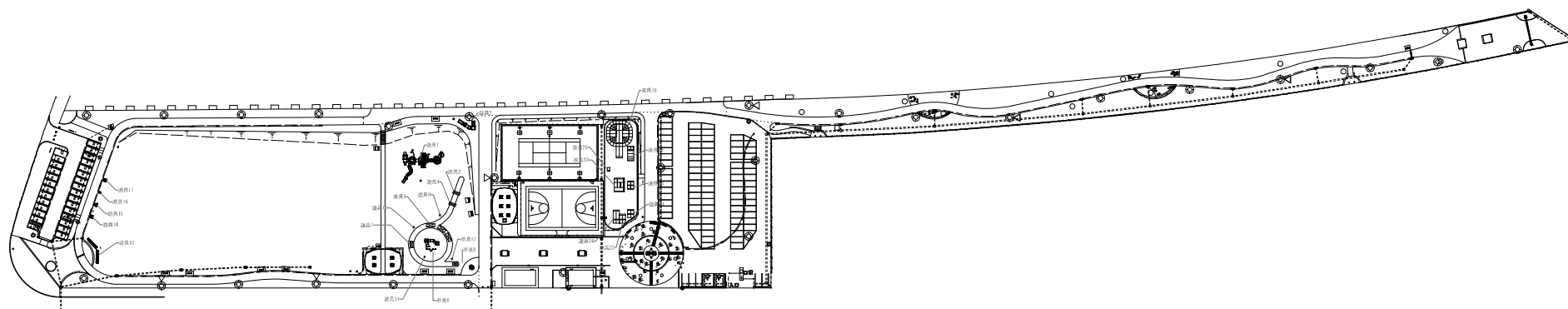
(豊崎にじ公園) S=1/800

(便所・水飲み場、駐車場等配置)



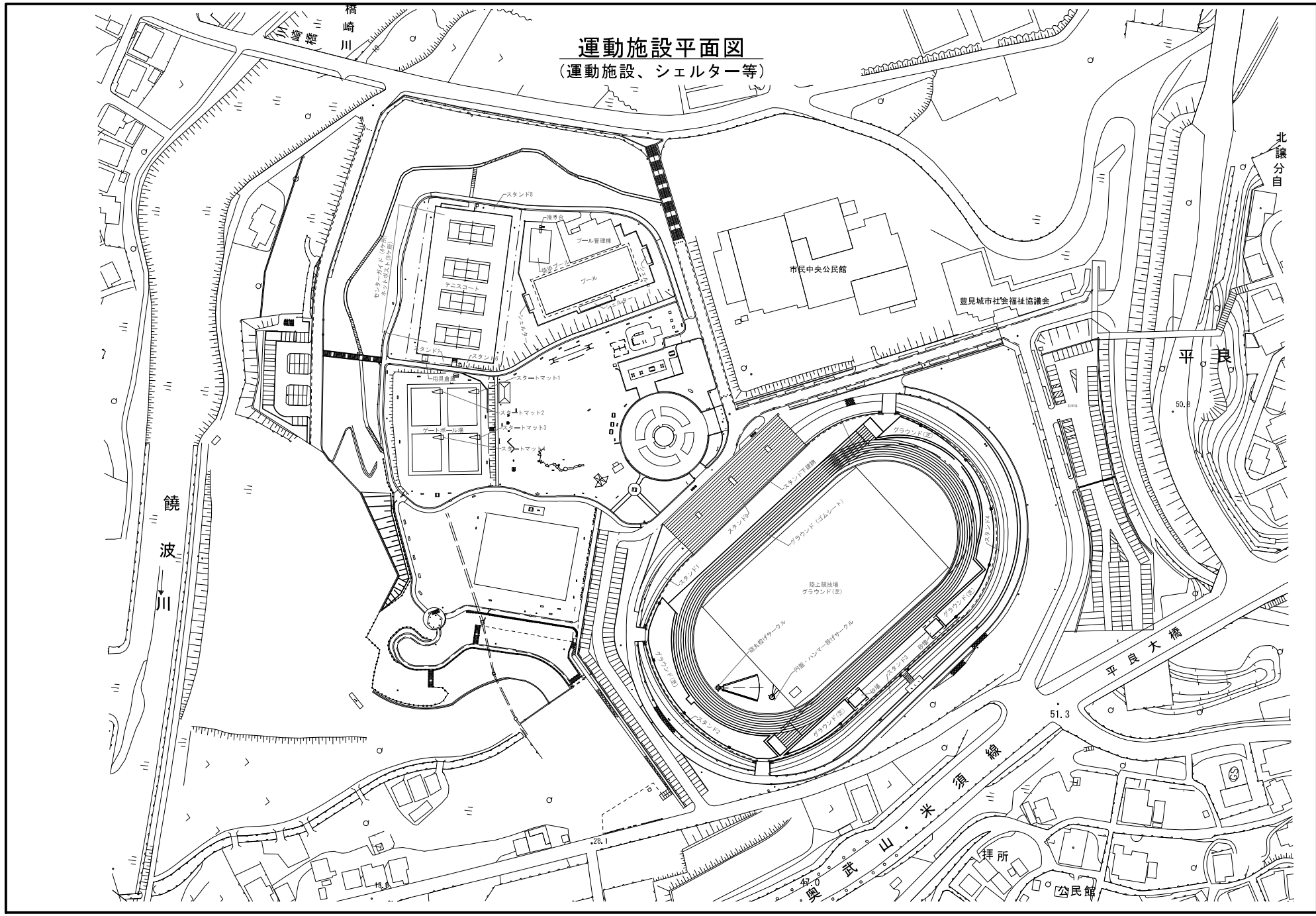
遊戯施設平面図
(豊崎にじ公園) S=1/800

(遊具等配置図)



運動施設平面図

(運動施設、シェルター等)



北
譲
分
自

鏡
波
川

平
良
川

平
良
大
橋

市民中央公民館

豊見城市社会福祉協議会

拜所

公民館

武
山

米
須
線

外
崎
橋

橋
崎
川

スタンドR

プール管理棟

プール

テニスコート

スタンドA

スタンド

用員舎

スタートマッド1

スタートマッド2

スタートマッド3

ゲートボール場

1.000

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

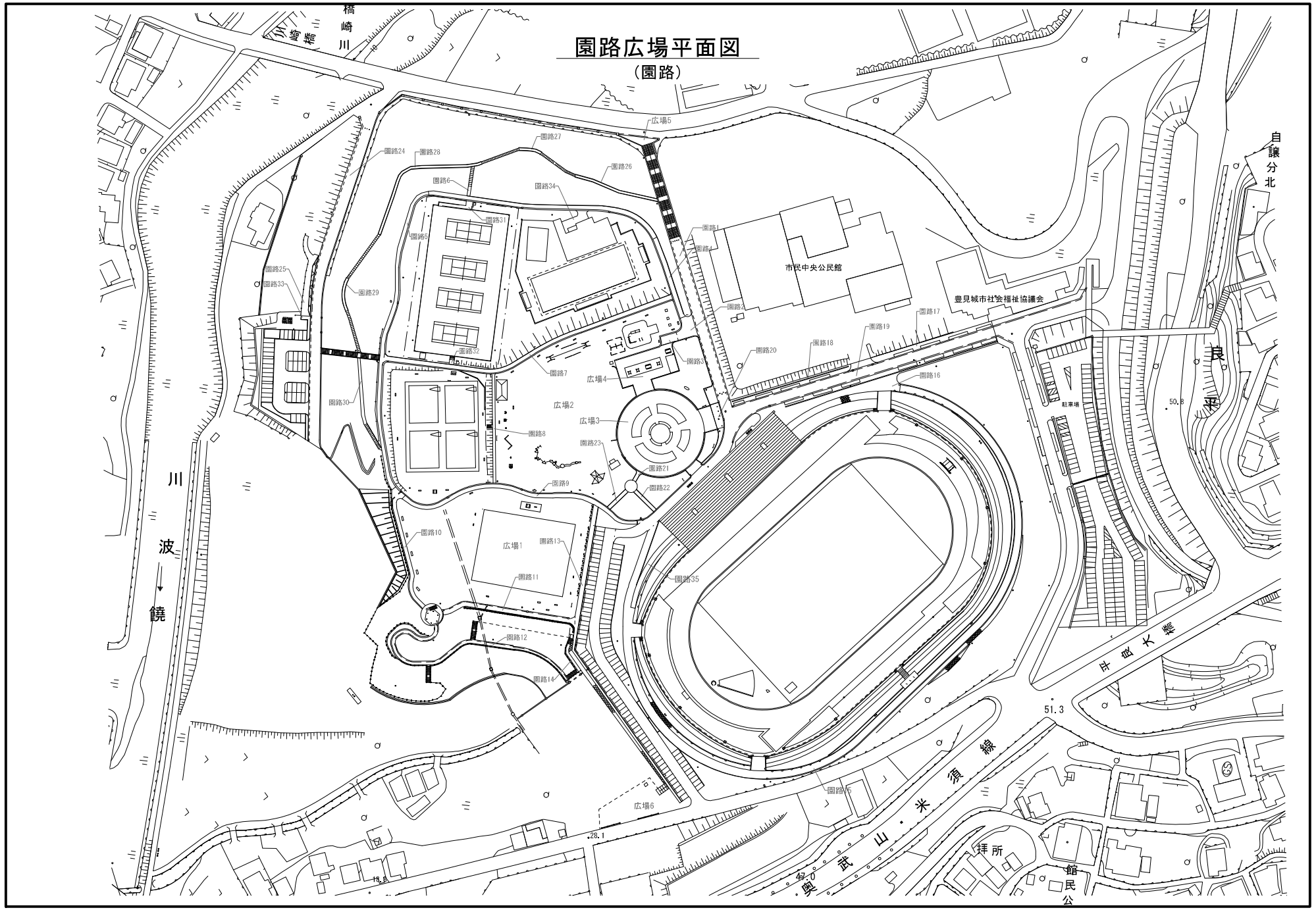
スタンド

スタンド

スタンド

スタンド

園路広場平面図 (園路)



自讓分北

川
波饒

武米山

事務所

館民公

水登大

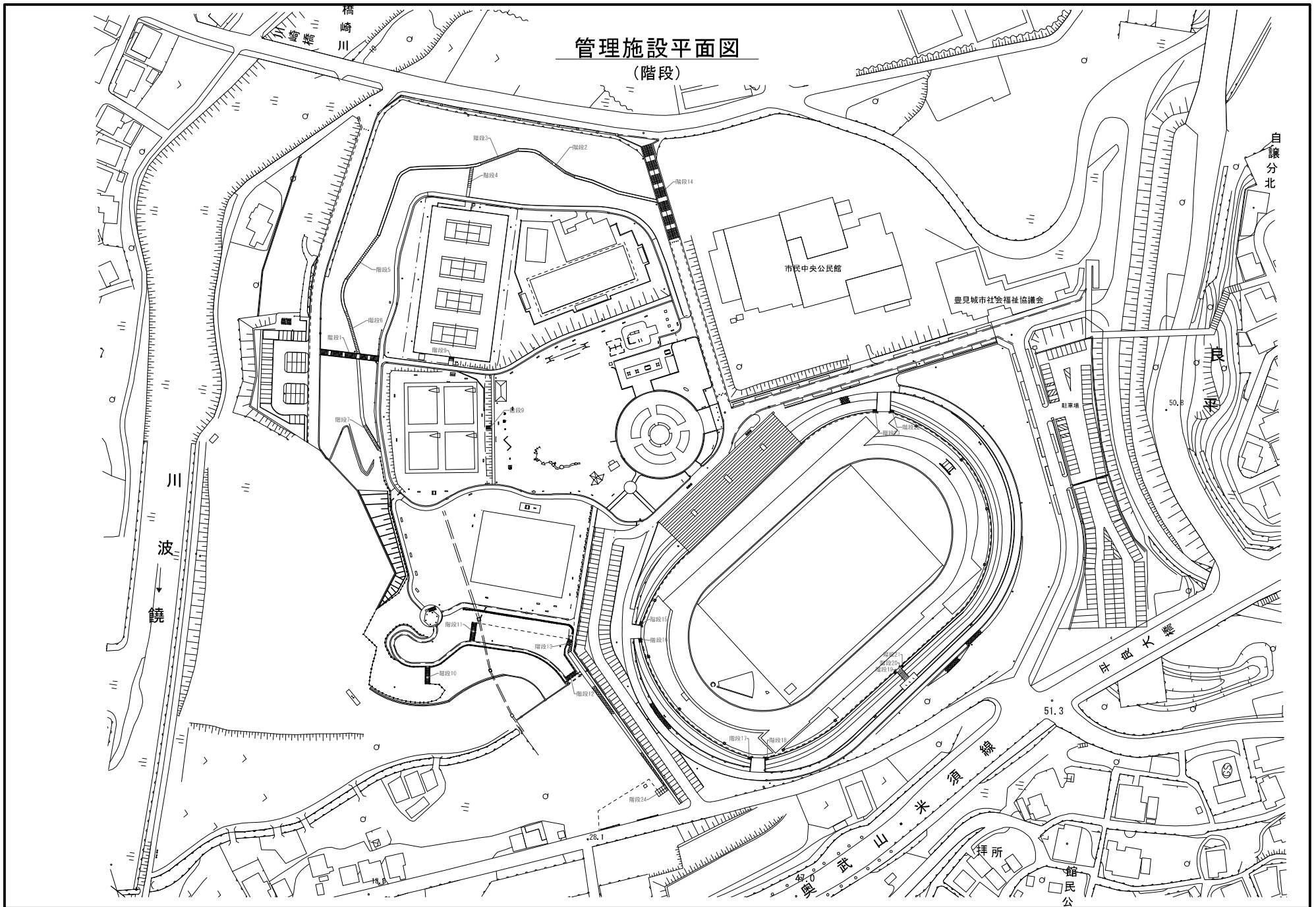
51.3

50.8

28.1

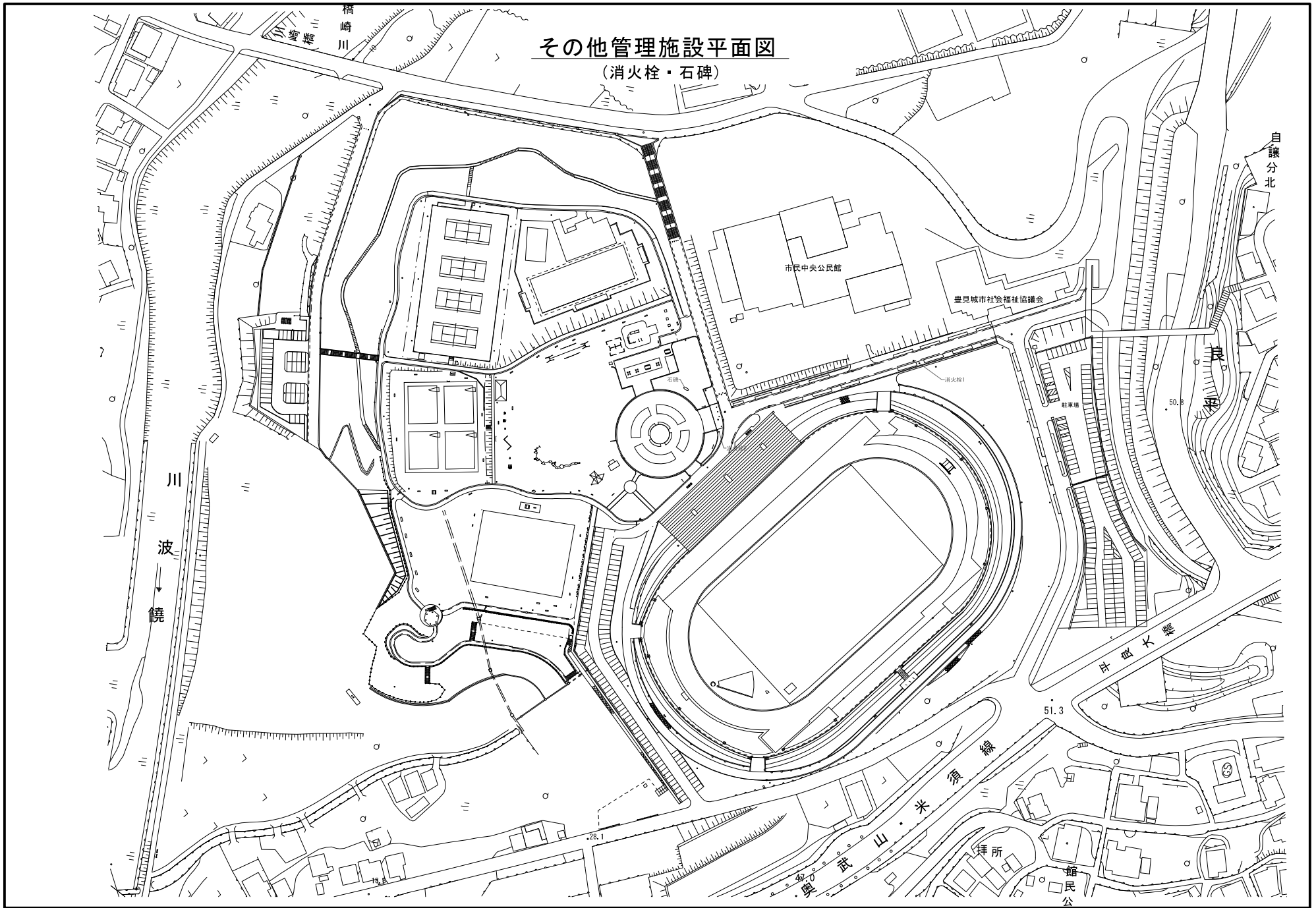
18.8

管理施設平面図 (階段)

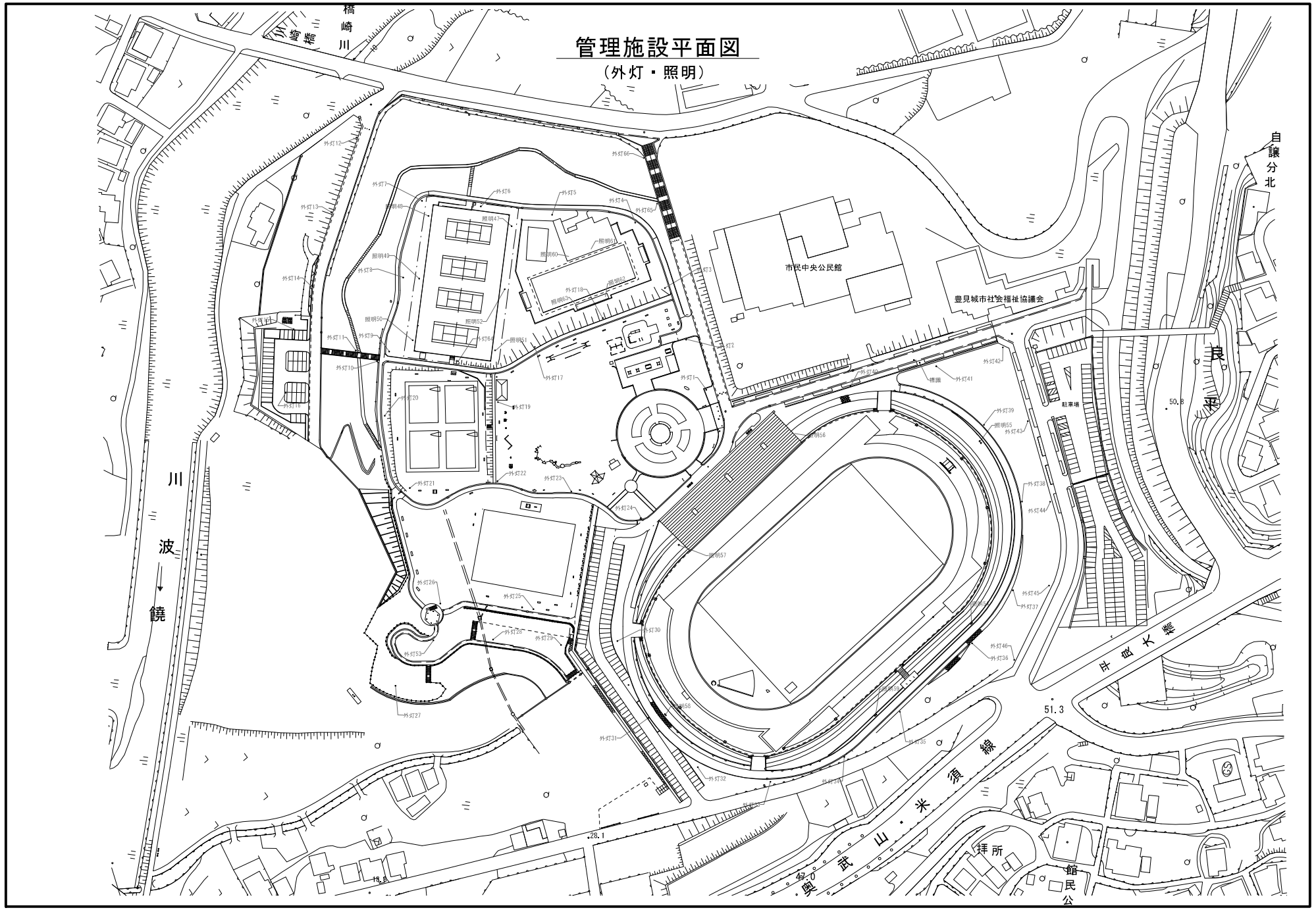


その他管理施設平面図

(消火栓・石碑)



管理施設平面図 (外灯・照明)



川波饒

自讓分北

市民中央公民館

豊見城市社会福祉協議会

米濱線

51.3

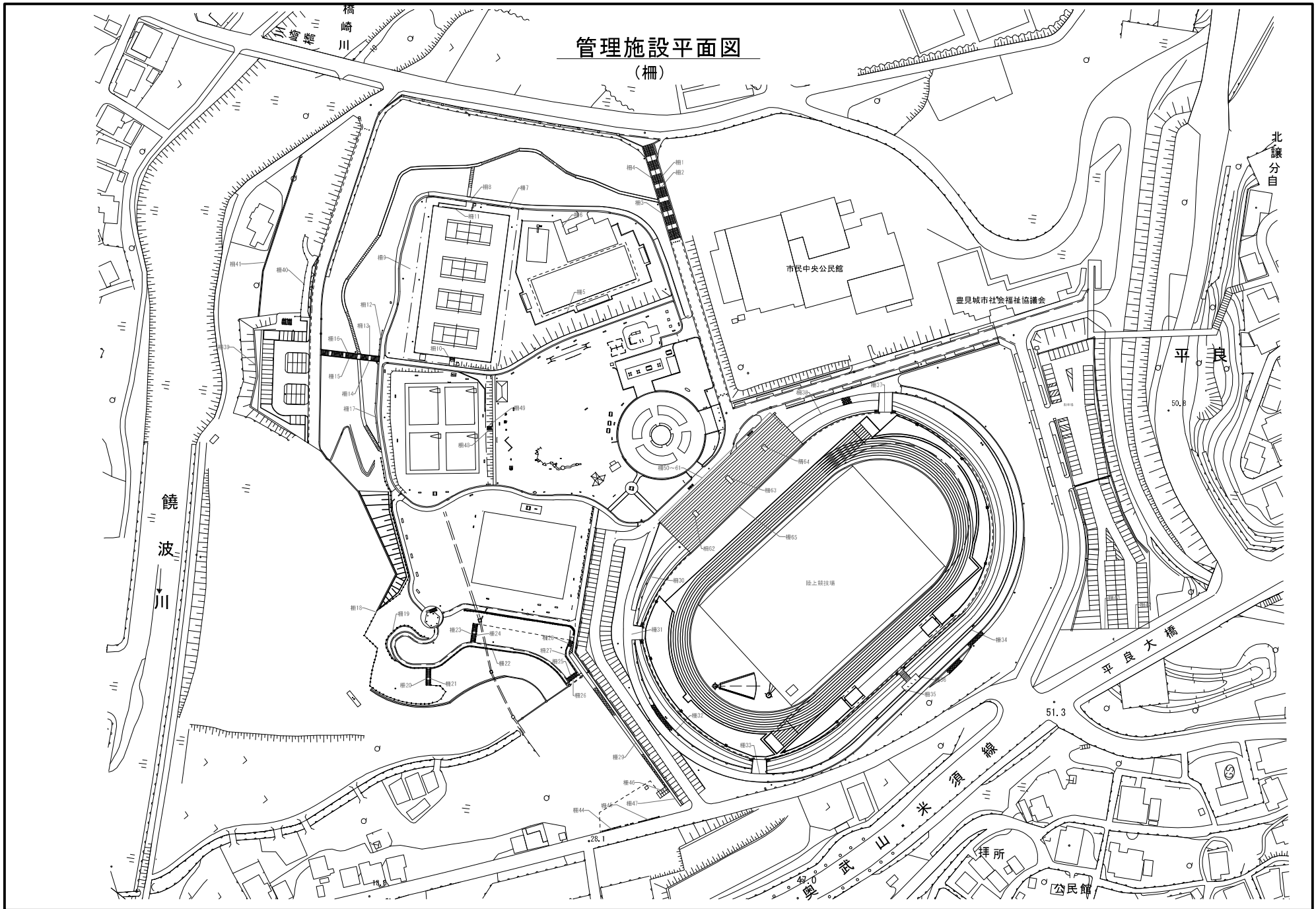
50.8

28.1

拝所

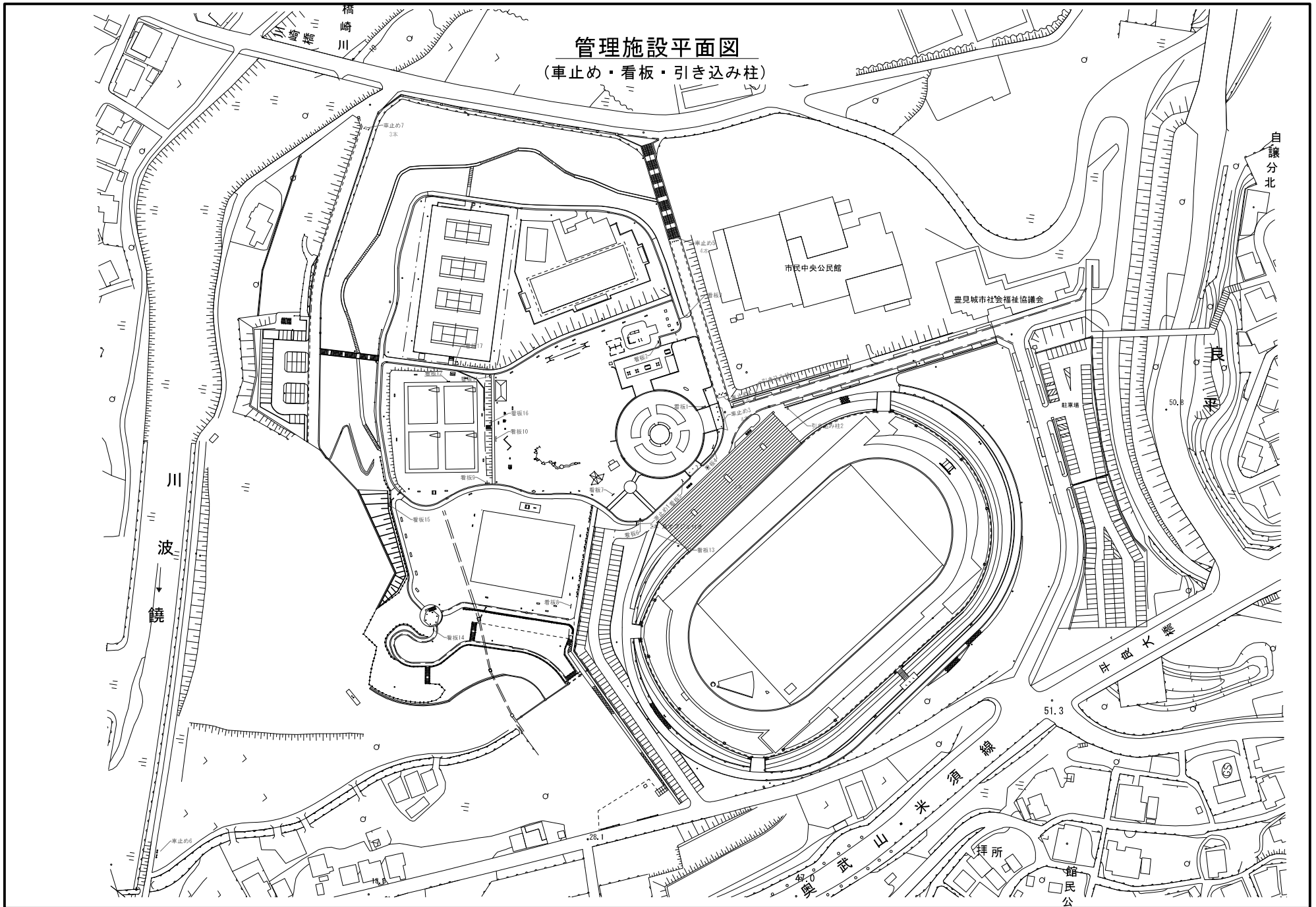
館民公

管理施設平面図 (柵)

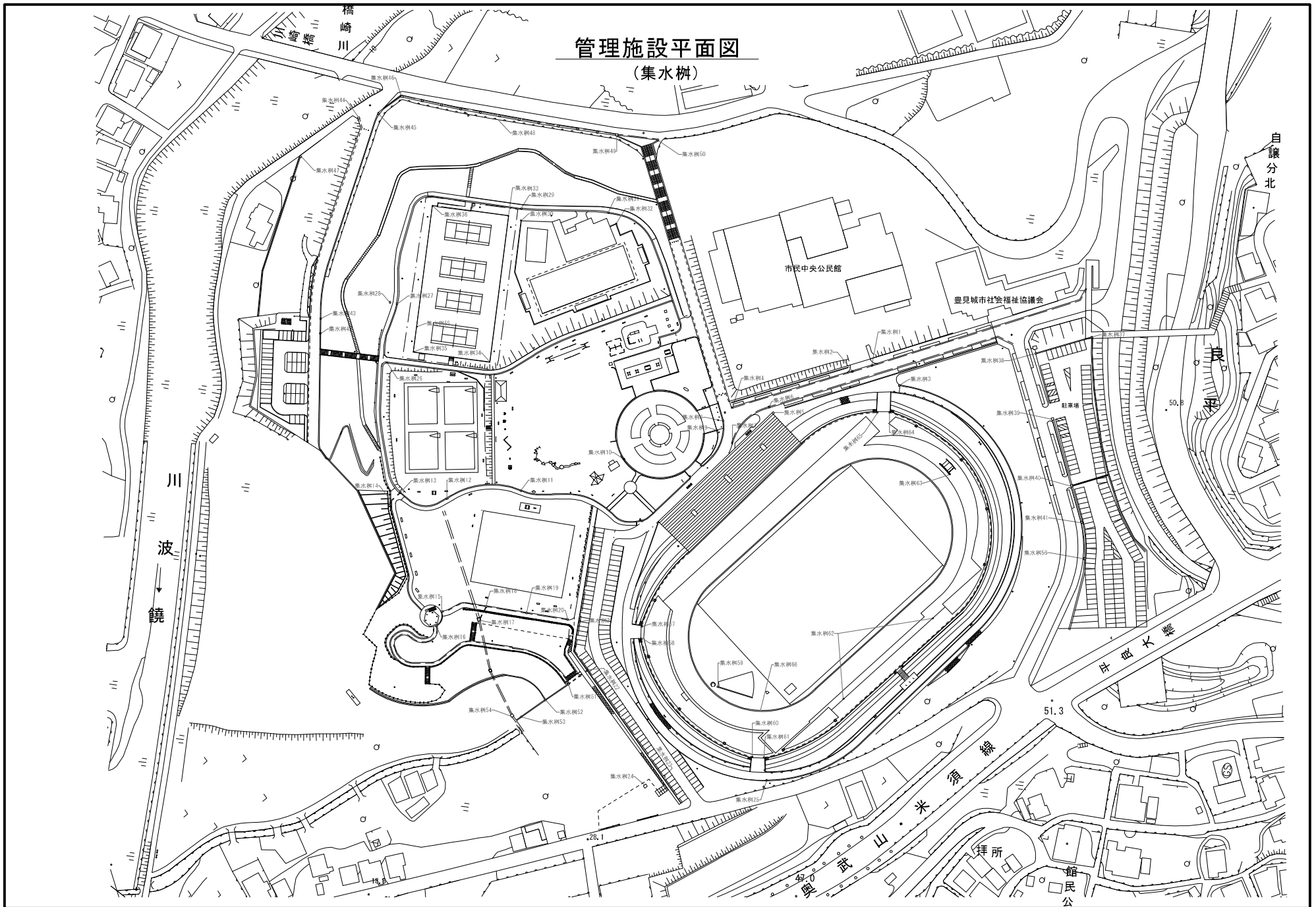


管理施設平面図

(車止め・看板・引き込み柱)



管理施設平面図 (集水樹)



波饒川

市民中央公民館

豊見城市社会福祉協議会

51.3

50.8

28.1

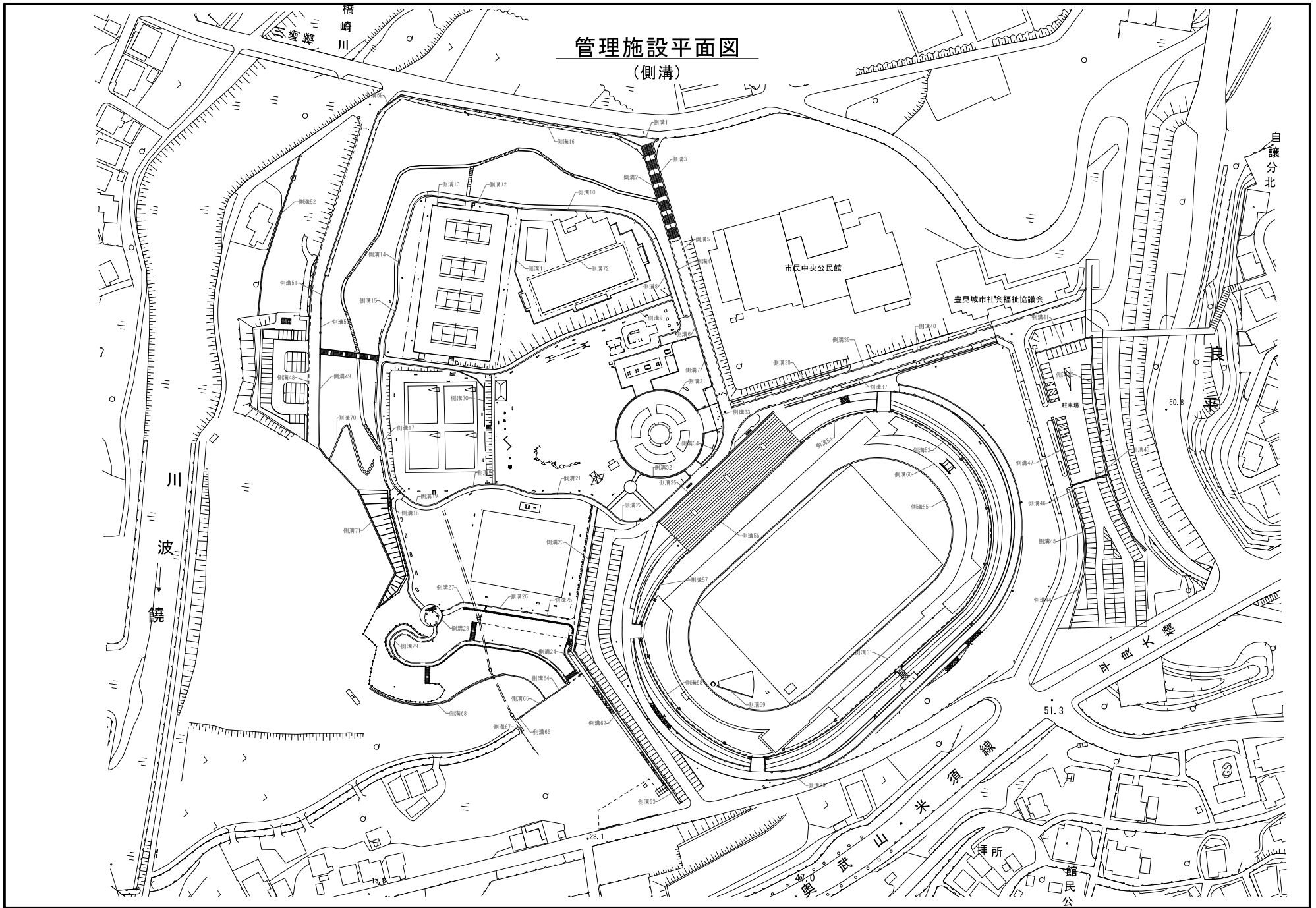
米海線

事務所

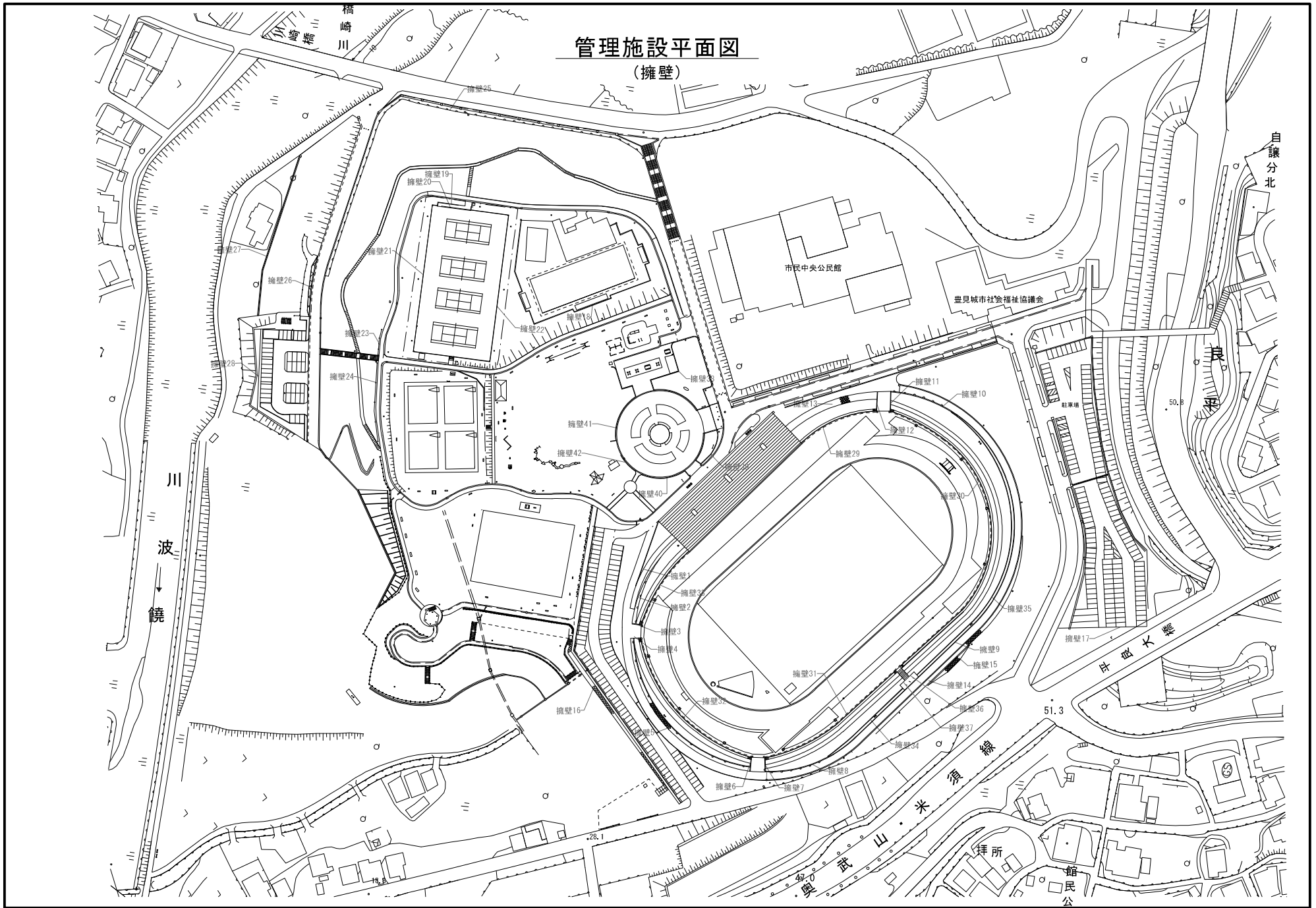
館民公

自讓分北

管理施設平面図 (側溝)

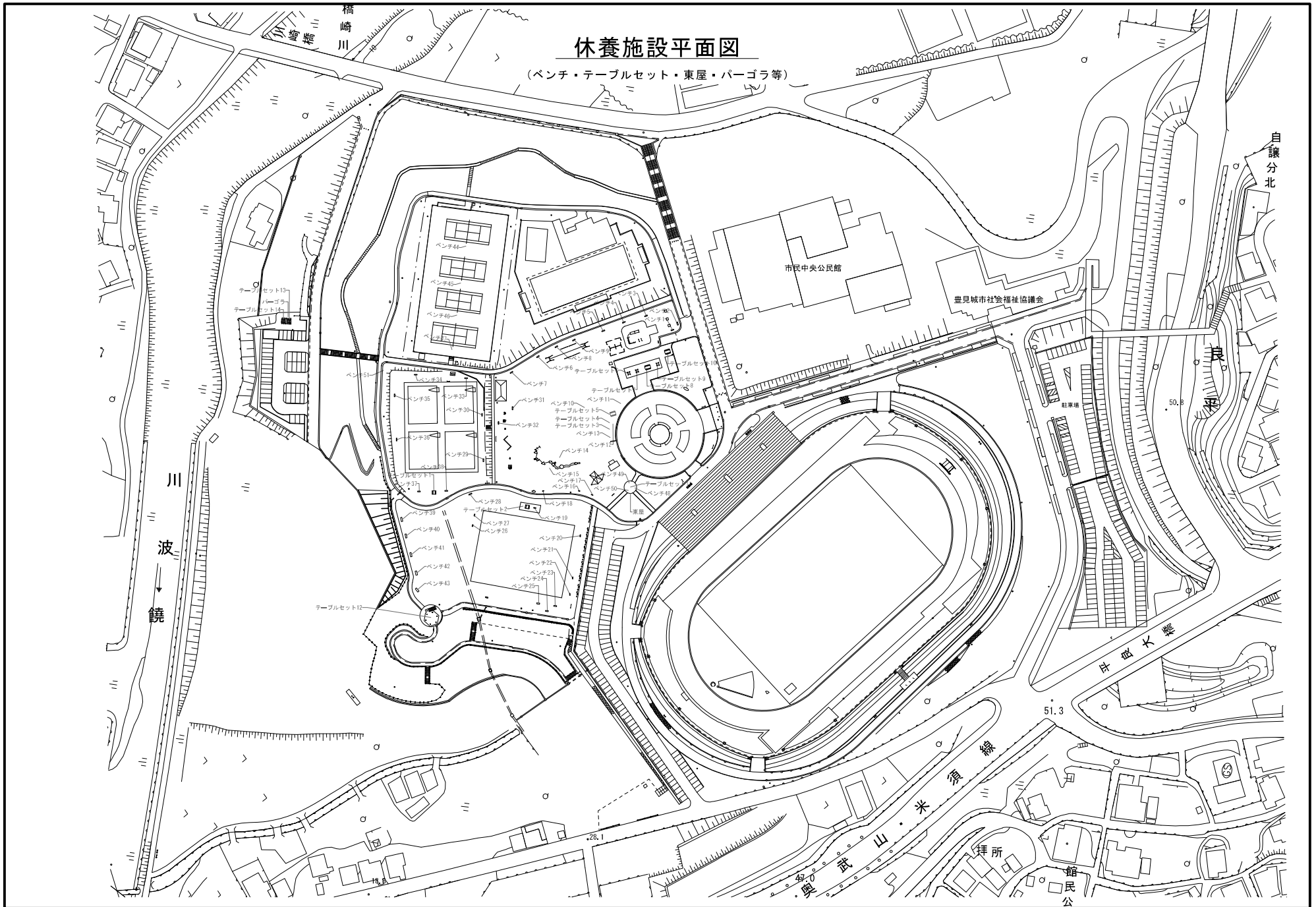


管理施設平面図 (擁壁)

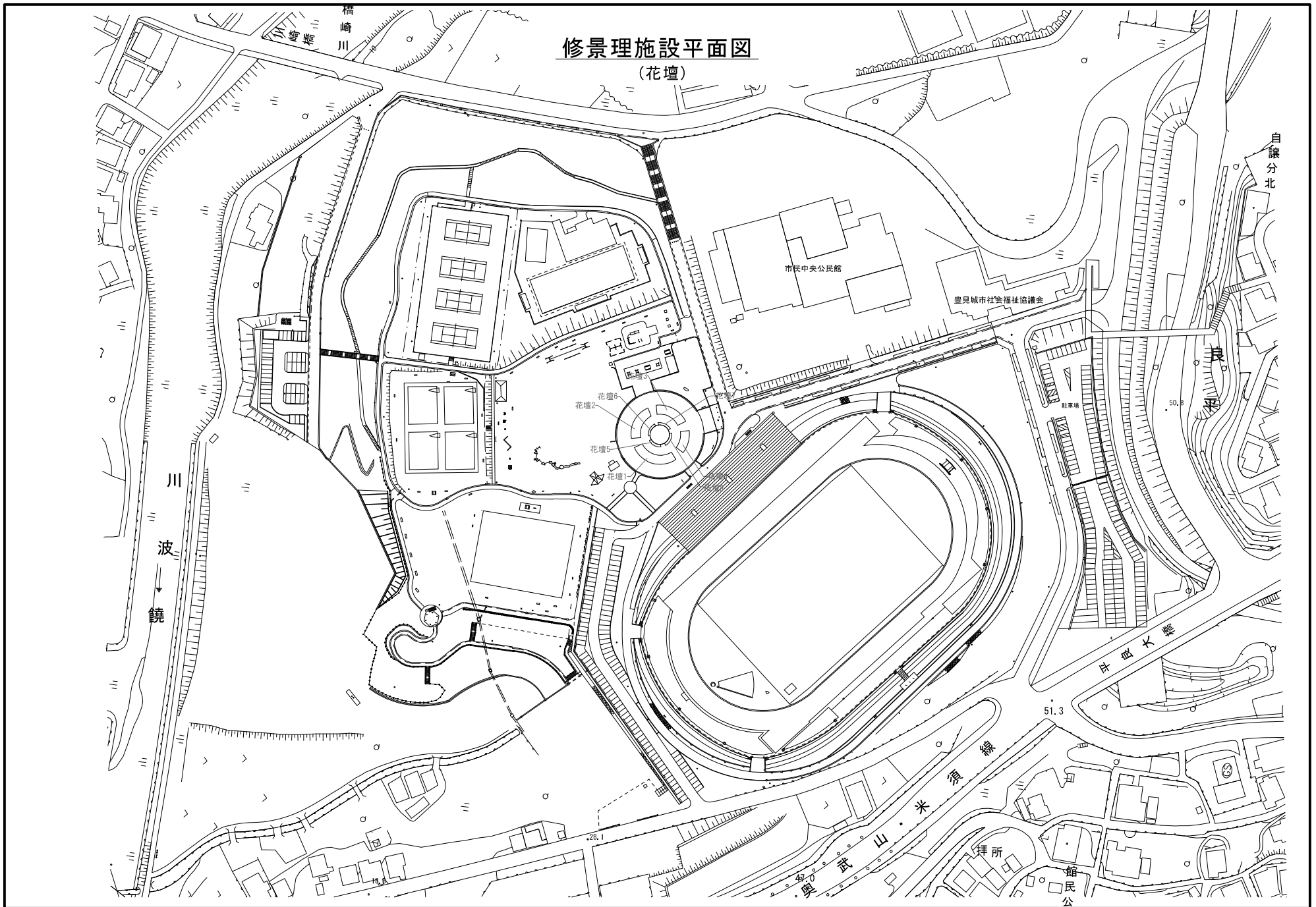


休養施設平面図

(ベンチ・テーブルセット・東屋・バーゴラ等)



修景理施設平面図 (花壇)



自讓分北

市民中央公民館

豊見城市社会福祉協議会

花壇6

花壇5

花壇1

波川

米須山

51.3

50.8

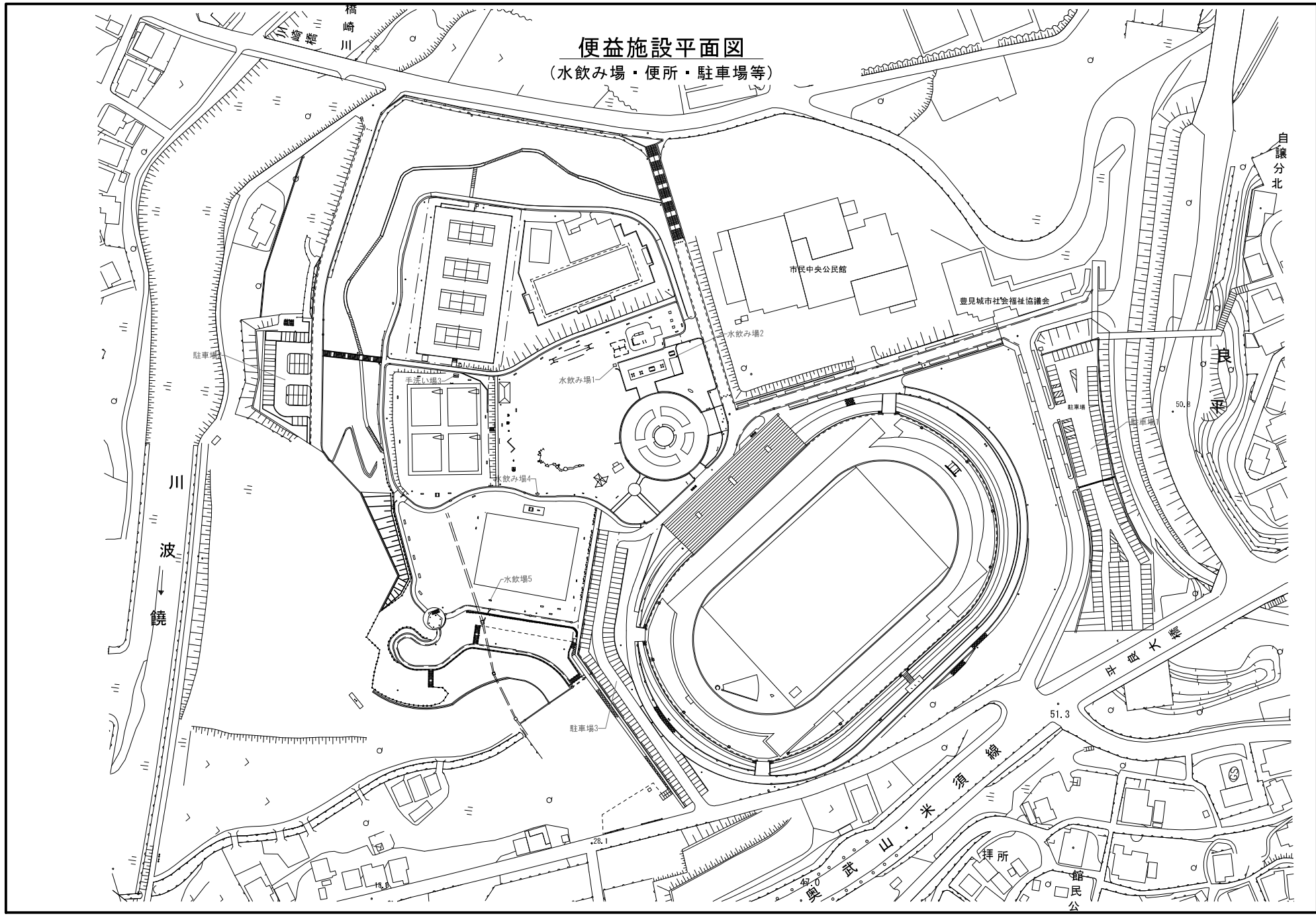
28.1

拜所

館民公

便益施設平面図

(水飲み場・便所・駐車場等)



自讓分北

川波饒

市民中央公民館

豊見城市社会福祉協議会

水飲み場2

水飲み場1

手洗い場

飲み場4

水飲み場5

駐車場3

米濱線

51.3

28.1

駐車場

事務所

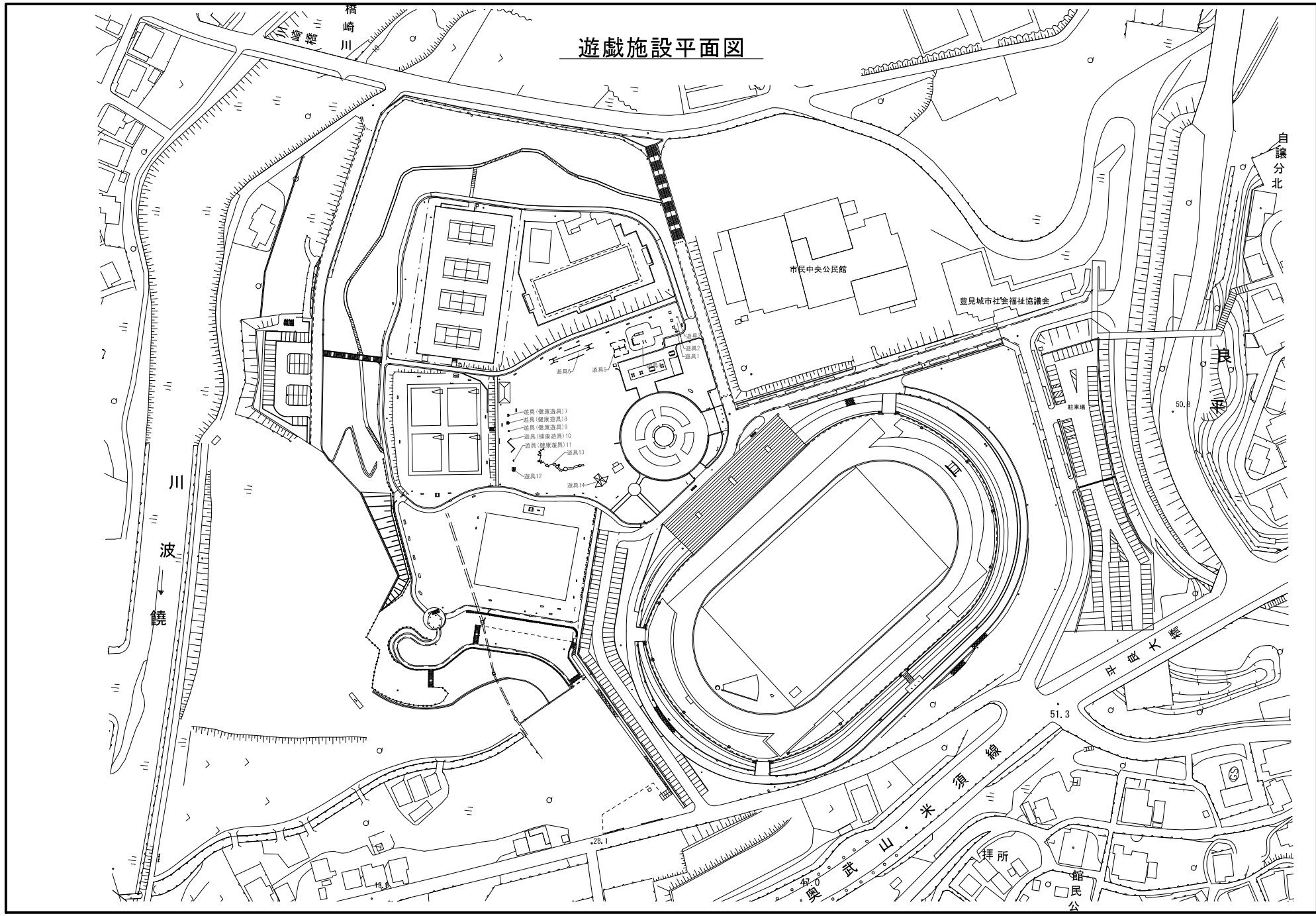
館民公

武山

米濱線

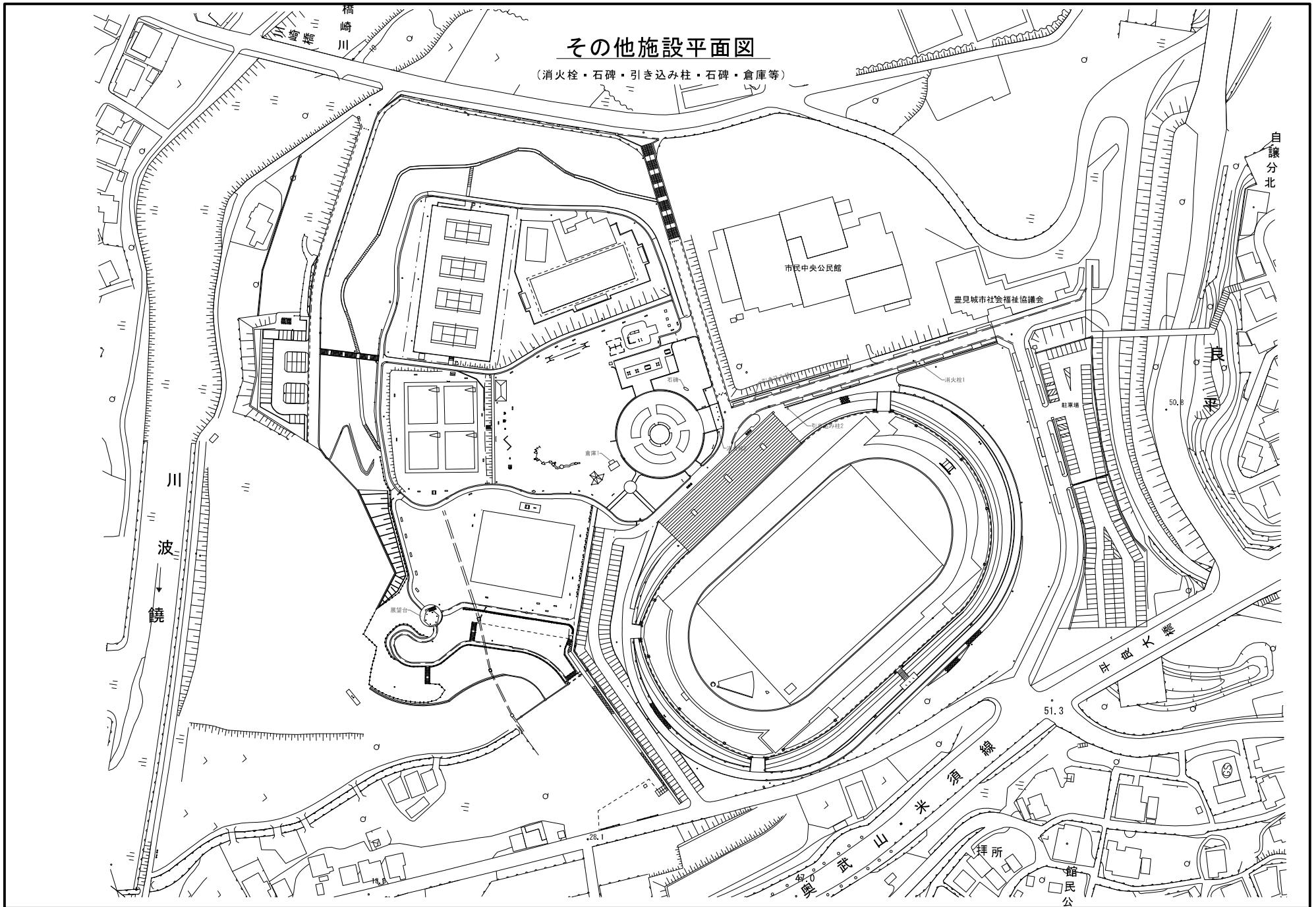
50.8

遊戯施設平面図



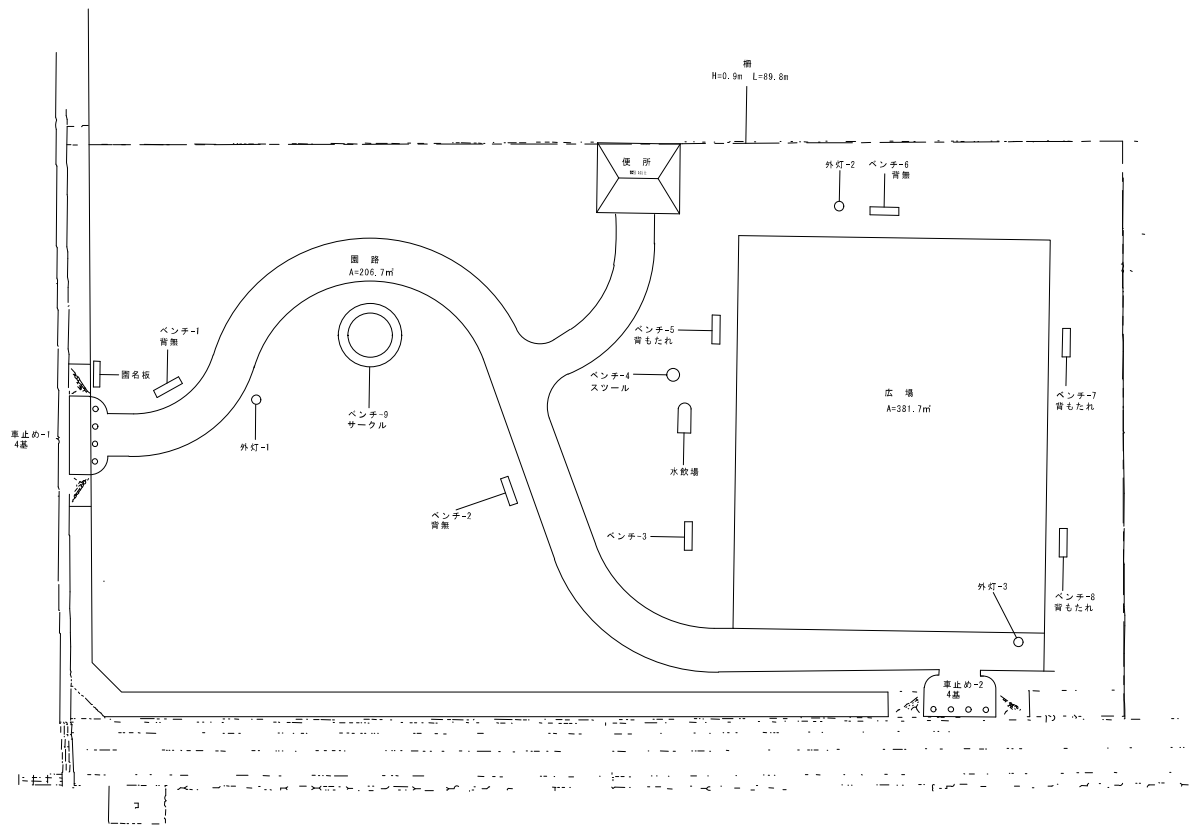
その他施設平面図

(消火栓・石碑・引き込み柱・石碑・倉庫等)

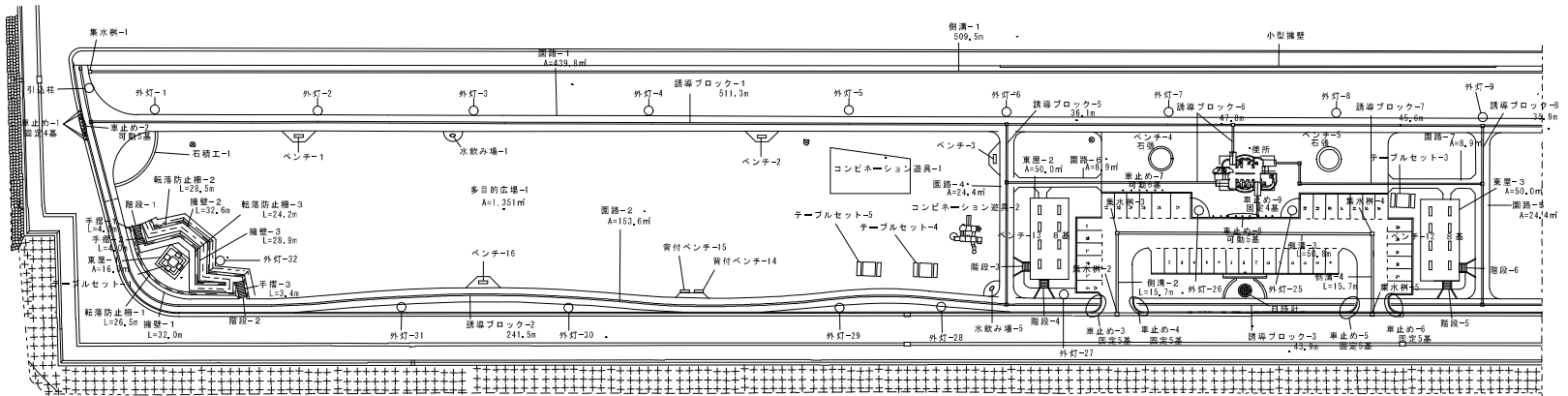


施設調査平面図 瀬長公園

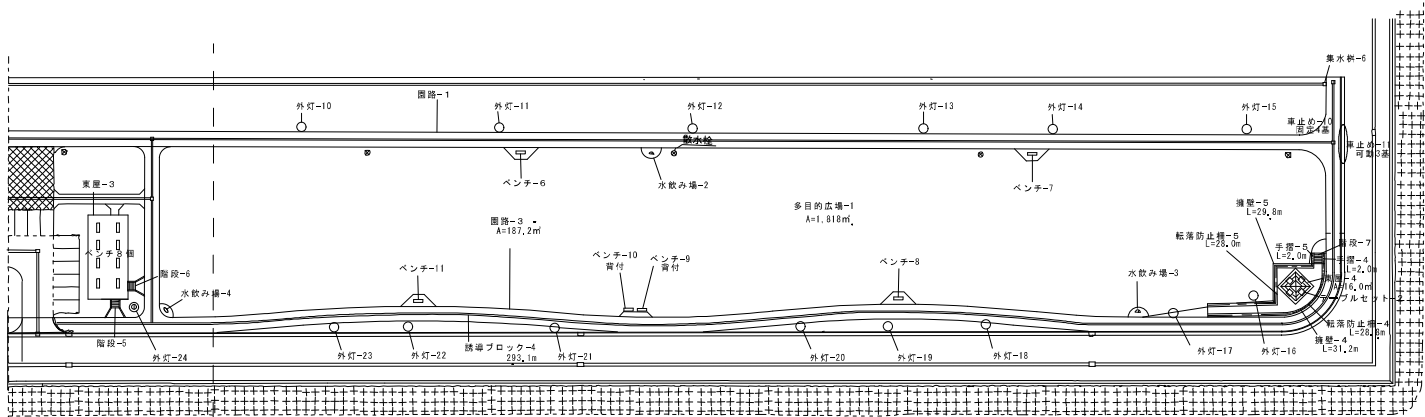
No.	設備名	規格	数量	設置年度
1	遊具	206.7㎡	1基	H11
2	遊具	301.7㎡	1基	H11
3	遊具	41.4㎡	1基	H11
4	遊具	1基	1基	H11
5	遊具	4基	4基	H11
6	遊具	4基	4基	H11
7	遊具	1基	1基	H11
8	遊具	1基	1基	H11
9	遊具	1基	1基	H11
10	遊具	1基	1基	H11
11	遊具	1基	1基	H11
12	遊具	1基	1基	H11
13	遊具	1基	1基	H11
14	遊具	1基	1基	H11
15	遊具	1基	1基	H11
16	遊具	1基	1基	H11
17	遊具	1基	1基	H11
18	遊具	1基	1基	H11
19	遊具	1基	1基	H11
20	遊具	89.8㎡	1基	H11



施設調査平面図 しおさい公園



No	公園施設 種類	具体的 施設名称	数量	設置年度
1	園路広場	園路-1	439.8 m ²	H15
2	園路広場	園路-2	153.6 m ²	H15
3	園路広場	園路-3	187.2 m ²	H15
4	園路広場	園路-4	24.4 m ²	H15
5	園路広場	園路-5	24.4 m ²	H15
6	園路広場	園路-6	8.9 m ²	H15
7	園路広場	園路-7	8.9 m ²	H15
8	園路広場	広場-1	1,351 m ²	H15
9	園路広場	広場-2	1,818 m ²	H15
10	園路広場	階段-1	1ヶ所	H14
11	園路広場	階段-2	1ヶ所	H15
12	園路広場	階段-3	1ヶ所	H15
13	園路広場	階段-4	1ヶ所	H16
14	園路広場	階段-5	1ヶ所	H16
15	園路広場	階段-6	1ヶ所	H15
16	園路広場	階段-7	1ヶ所	H16
17	園路広場	誘導ブロック-1	511.3 m	H15
18	園路広場	誘導ブロック-2	241.5 m	H15
19	園路広場	誘導ブロック-3	43.9 m	H15
20	園路広場	誘導ブロック-4	293.1 m	H15
21	園路広場	誘導ブロック-5	36.1 m	H15
22	園路広場	誘導ブロック-6	47.8 m	H15



No	公園施設 種類	具体的 施設名称	数量	設置年度
23	園路広場	誘導ブロック-7	45.6 m	H15
24	園路広場	誘導ブロック-8	35.8 m	H15
25	管理施設	外灯-1	1基	H14
26	管理施設	外灯-2	1基	H14
27	管理施設	外灯-3	1基	H14
28	管理施設	外灯-4	1基	H14
29	管理施設	外灯-5	1基	H14
30	管理施設	外灯-6	1基	H15
31	管理施設	外灯-7	1基	H15
32	管理施設	外灯-8	1基	H15
33	管理施設	外灯-9	1基	H15
34	管理施設	外灯-10	1基	H15
35	管理施設	外灯-11	1基	H15
36	管理施設	外灯-12	1基	H15
37	管理施設	外灯-13	1基	H15
38	管理施設	外灯-14	1基	H15
39	管理施設	外灯-15	1基	H15
40	管理施設	外灯-16	1基	H14
41	管理施設	外灯-17	1基	H14
42	管理施設	外灯-18	1基	H14
43	管理施設	外灯-19	1基	H14
44	管理施設	外灯-20	1基	H14

No	公園施設 種類	具体的 施設名称	数量	設置年度
45	管理施設	外灯-21	1基	H14
46	管理施設	外灯-22	1基	H15
47	管理施設	外灯-23	1基	H15
48	管理施設	外灯-24	1基	H15
49	管理施設	外灯-25	1基	H15
50	管理施設	外灯-26	1基	H15
51	管理施設	外灯-27	1基	H15
52	管理施設	外灯-28	1基	H15
53	管理施設	外灯-29	1基	H15
54	管理施設	外灯-30	1基	H15
55	管理施設	外灯-31	1基	H15
56	管理施設	外灯-32	1基	H15
57	管理施設	引込柱	1基	H15
42	管理施設	換壁-1	32.0m	H15
59	管理施設	換壁-2	32.6m	H14
60	管理施設	換壁-3	28.9m	H14

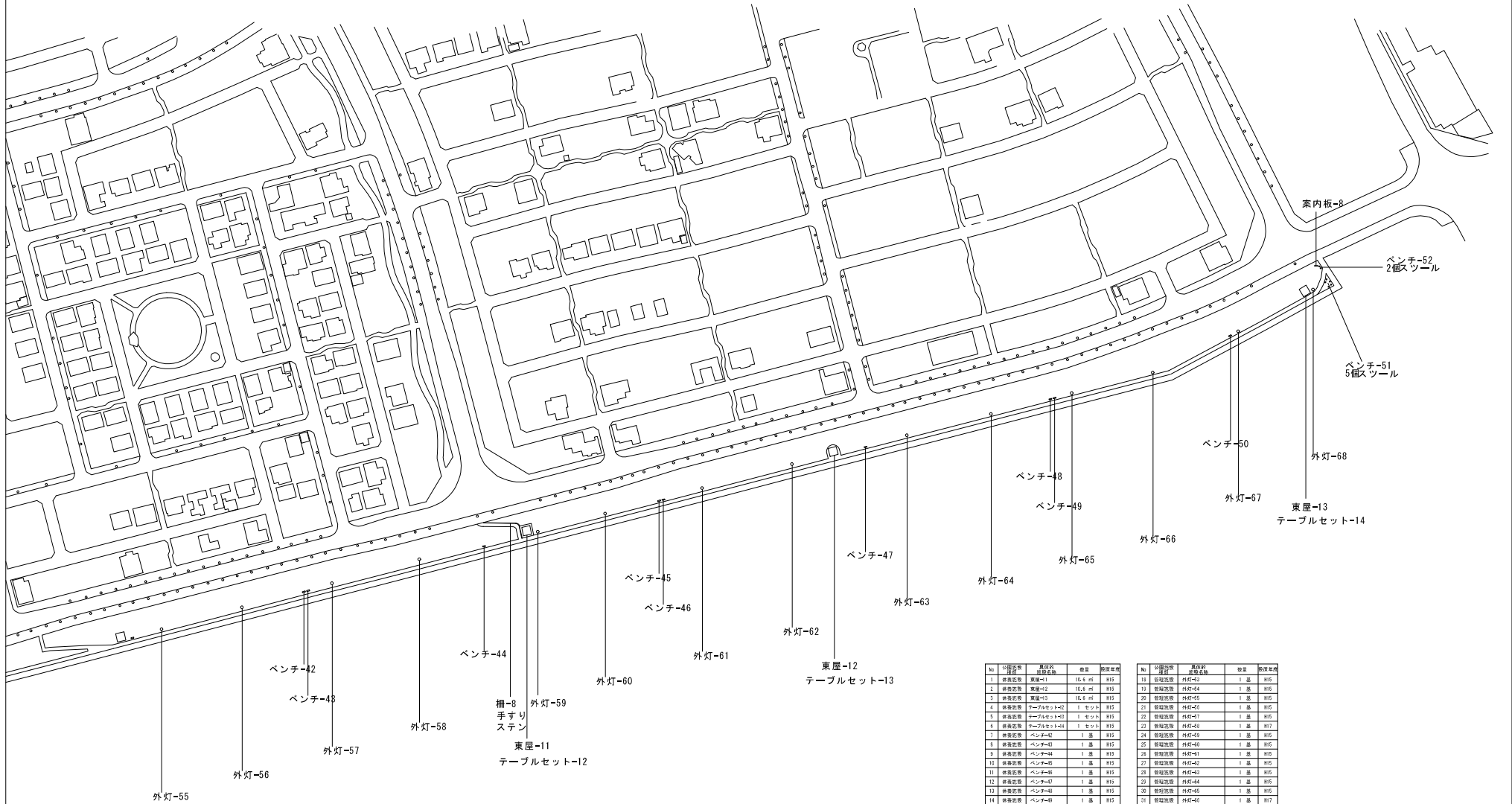
No	公園施設 種類	具体的 施設名称	数量	設置年度
61	管理施設	換壁-4	31.2m	H14
62	管理施設	換壁-5	29.8m	H14
63	管理施設	柵-1	26.5m	H14
64	管理施設	柵-2	28.5m	H14
65	管理施設	柵-3	24.2m	H14
66	管理施設	柵-4	28.8m	H14
67	管理施設	柵-5	28.0m	H14
68	管理施設	手すり-1	4.0m	H14
69	管理施設	手すり-2	4.0m	H14
70	管理施設	手すり-3	3.4m	H14
71	管理施設	手すり-4	2.0m	H14
72	管理施設	手すり-5	2.0m	H14
73	管理施設	集水樹-1	1基	H14
74	管理施設	集水樹-2	1基	H14
75	管理施設	集水樹-3	1基	H14

No	公園施設 種類	具体的 施設名称	数量	設置年度
76	管理施設	集水樹-4	1基	H14
77	管理施設	集水樹-5	1基	H14
78	管理施設	集水樹-6	1基	H14
79	管理施設	倒滑-1	509.5m	H15
80	管理施設	倒滑-2	16.0m	H15
81	管理施設	倒滑-3	52.0m	H15
82	管理施設	倒滑-4	16.0m	H15
83	管理施設	車止め-1	4基	H14
84	管理施設	車止め-2	5基	H14
85	管理施設	車止め-3	5基	H14
86	管理施設	車止め-4	5基	H14
87	管理施設	車止め-5	5基	H14
88	管理施設	車止め-6	5基	H14
89	管理施設	車止め-7	6基	H15
90	管理施設	車止め-8	5基	H15

No	公園施設 種類	具体的 施設名称	数量	設置年度
91	管理施設	車止め-9	4基	H15
92	管理施設	車止め-10	4基	H15
93	管理施設	車止め-11	3基	H15
94	遊具施設	遊所	19.3 m ²	H15
95	遊具施設	水飲場-1	1基	H15
96	遊具施設	水飲場-2	1基	H15
97	遊具施設	水飲場-3	1基	H15
98	遊具施設	水飲場-4	1基	H15
99	遊具施設	水飲場-5	1基	H15
100	遊具施設	ベンチ-1	1基	H15
101	遊具施設	ベンチ-2	1基	H15
102	遊具施設	ベンチ-3	1基	H15
103	遊具施設	ベンチ-4	1基	H15
104	遊具施設	ベンチ-5	1基	H15
105	遊具施設	ベンチ-6	1基	H15
106	遊具施設	ベンチ-7	1基	H15
107	遊具施設	ベンチ-8	1基	H15
108	遊具施設	ベンチ-9	1基	H15

No	公園施設 種類	具体的 施設名称	数量	設置年度
109	遊具施設	ベンチ-10	1基	H15
110	遊具施設	ベンチ-11	8基	H15
111	遊具施設	ベンチ-12	8基	H15
112	遊具施設	ベンチ-13 石張り	1基	H15
113	遊具施設	ベンチ-14 石張り	1基	H15
114	遊具施設	ベンチ-15	1基	H15
115	遊具施設	ベンチ-16	1基	H15
116	遊具施設	テーブルセット-1	1基	H15
117	遊具施設	テーブルセット-2	1基	H15
118	遊具施設	テーブルセット-3	1基	H15
119	遊具施設	テーブルセット-4	1基	H15
120	遊具施設	テーブルセット-5	1基	H15
121	遊具施設	東屋-1	16.0 m ²	H17
122	遊具施設	東屋-2	50.0 m ²	H15
123	遊具施設	東屋-3	50.0 m ²	H15
124	遊具施設	東屋-4	16.0 m ²	H15
125	遊具施設	コンビネーション遊具-1	1m ²	H16
126	遊具施設	コンビネーション遊具-2	1m ²	H15

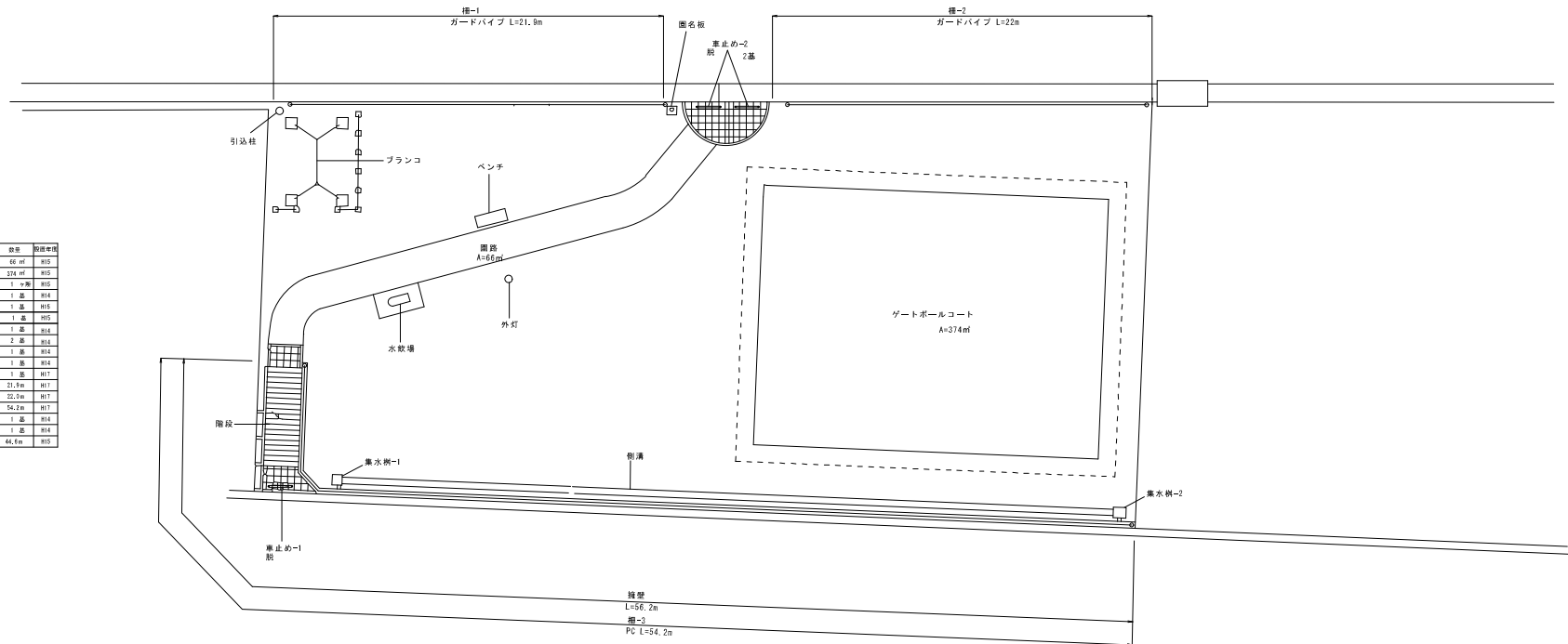
施設調査平面図(区間4)
豊崎都市緑地



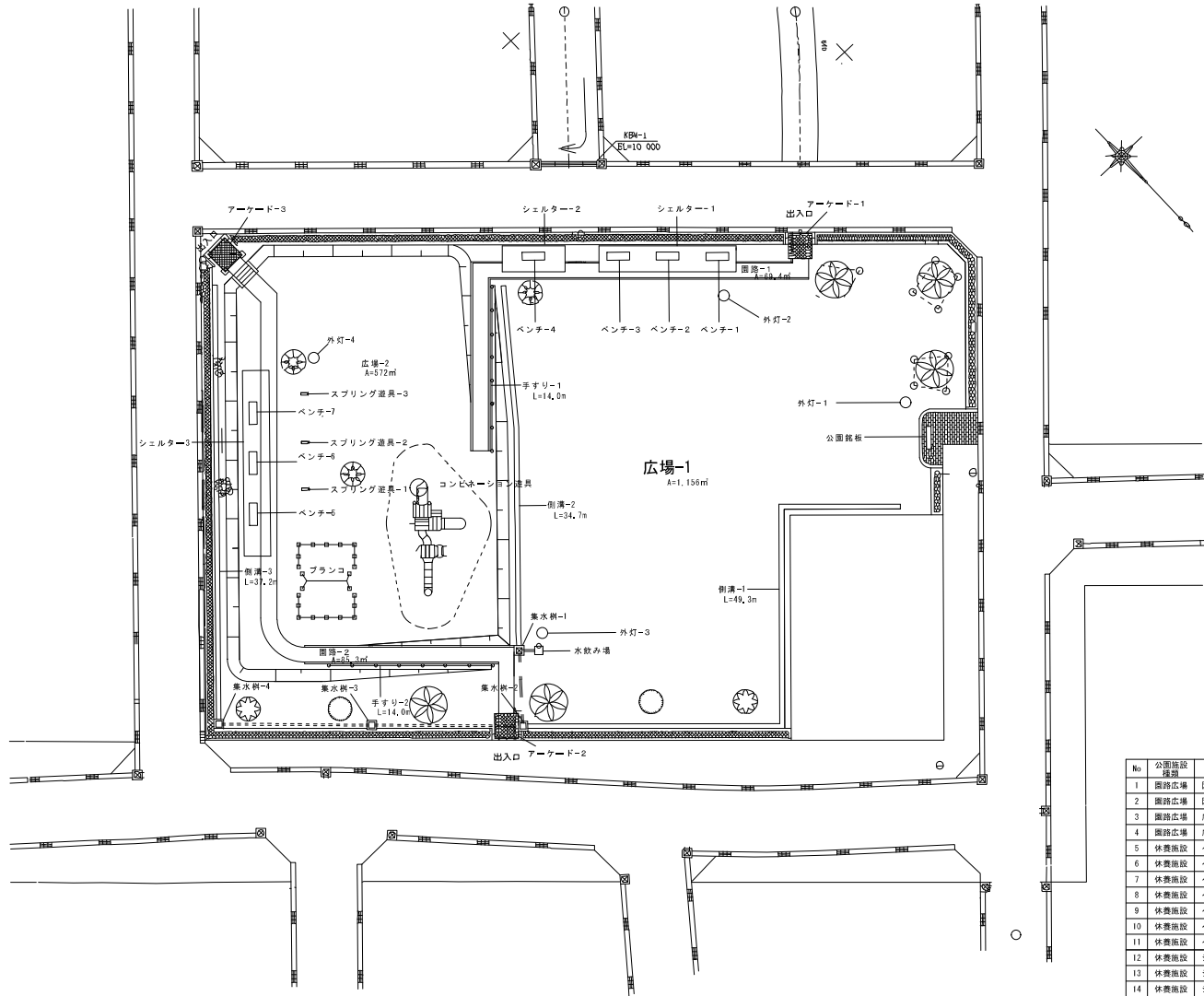
No.	設備名称	規格	数量	単位	設置年月
1	修繕設備	東屋-1	10.6 m	1台	015
2	修繕設備	東屋-2	10.6 m	1台	015
3	修繕設備	東屋-3	10.6 m	1台	015
4	修繕設備	テーブルセット-2	1 セット	1台	015
5	修繕設備	テーブルセット-3	1 セット	1台	015
6	修繕設備	テーブルセット-4	1 セット	1台	015
7	修繕設備	ベンチ-42	1 個	1台	015
8	修繕設備	ベンチ-43	1 個	1台	015
9	修繕設備	ベンチ-44	1 個	1台	015
10	修繕設備	ベンチ-45	1 個	1台	015
11	修繕設備	ベンチ-46	1 個	1台	015
12	修繕設備	ベンチ-47	1 個	1台	015
13	修繕設備	ベンチ-48	1 個	1台	015
14	修繕設備	ベンチ-49	1 個	1台	015
15	修繕設備	ベンチ-50	1 個	1台	015
16	修繕設備	ベンチ-51	1 個	1台	015
17	修繕設備	ベンチ-52	1 個	1台	015
18	修繕設備	外灯-55	1 個	1台	015
19	修繕設備	外灯-56	1 個	1台	015
20	修繕設備	外灯-57	1 個	1台	015
21	修繕設備	外灯-58	1 個	1台	015
22	修繕設備	外灯-59	1 個	1台	017
23	修繕設備	外灯-60	1 個	1台	015
24	修繕設備	外灯-61	1 個	1台	015
25	修繕設備	外灯-62	1 個	1台	015
26	修繕設備	外灯-63	1 個	1台	015
27	修繕設備	外灯-64	1 個	1台	015
28	修繕設備	外灯-65	1 個	1台	015
29	修繕設備	外灯-66	1 個	1台	015
30	修繕設備	外灯-67	1 個	1台	017
31	修繕設備	外灯-68	1 個	1台	015
32	修繕設備	柵-8	10.3 m	1台	015

施設調査平面図
平和台太陽公園

№	公園名称	施設名称	数量	設置年度
1	遊歩道	遊歩道	56 m	H15
2	遊歩道	公園	374 m	H15
3	遊歩道	遊歩道	1 ッチ	H15
4	遊歩道	水鏡	1 基	H14
5	遊歩道	ベンチ	1 基	H15
6	遊歩道	ブランコ	1 基	H15
7	遊歩道	車止め-1	1 基	H14
8	遊歩道	車止め-2	2 基	H14
9	遊歩道	外灯	1 基	H14
10	遊歩道	水鏡	1 基	H14
11	遊歩道	遊歩道	3 基	H17
12	遊歩道	遊歩道	21.9m	H17
13	遊歩道	遊歩道	22.0m	H17
14	遊歩道	遊歩道	30.2m	H17
15	遊歩道	集水溝-1	1 基	H14
16	遊歩道	集水溝-2	1 基	H14
17	遊歩道	遊歩道	44.8m	H15



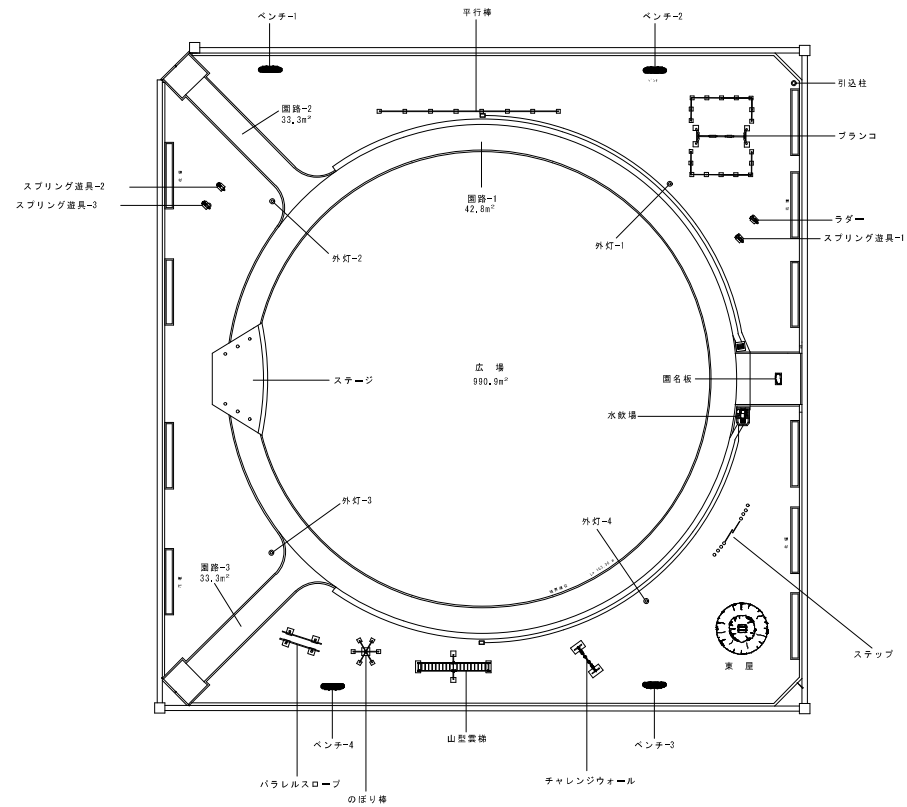
施設調査平面図 ふれあい広場



No	公園施設 種別	具体的 施設名称	数量	設置年度
1	園路広場	園路-1	69.4 m ²	H15
2	園路広場	園路-2	85.3 m ²	H15
3	園路広場	広場-1	1,156 m ²	H15
4	園路広場	広場-2	572 m ²	H15
5	休憩施設	ベンチ-1	1 基	H15
6	休憩施設	ベンチ-2	1 基	H15
7	休憩施設	ベンチ-3	1 基	H15
8	休憩施設	ベンチ-4	1 基	H15
9	休憩施設	ベンチ-5	1 基	H15
10	休憩施設	ベンチ-6	1 基	H15
11	休憩施設	ベンチ-7	1 基	H15
12	休憩施設	シェルター-1	1 基	H15
13	休憩施設	シェルター-2	1 基	H15
14	休憩施設	シェルター-3	1 基	H15
15	遊戯施設	スプリング遊具-1	1 基	H15
16	遊戯施設	スプリング遊具-2	1 基	H15
17	遊戯施設	スプリング遊具-3	1 基	H15
18	遊戯施設	ブランコ	1 基	H15
19	遊戯施設	コンビネーション遊具	1 基	H15
20	遊戯施設	水紋場	1 基	H15

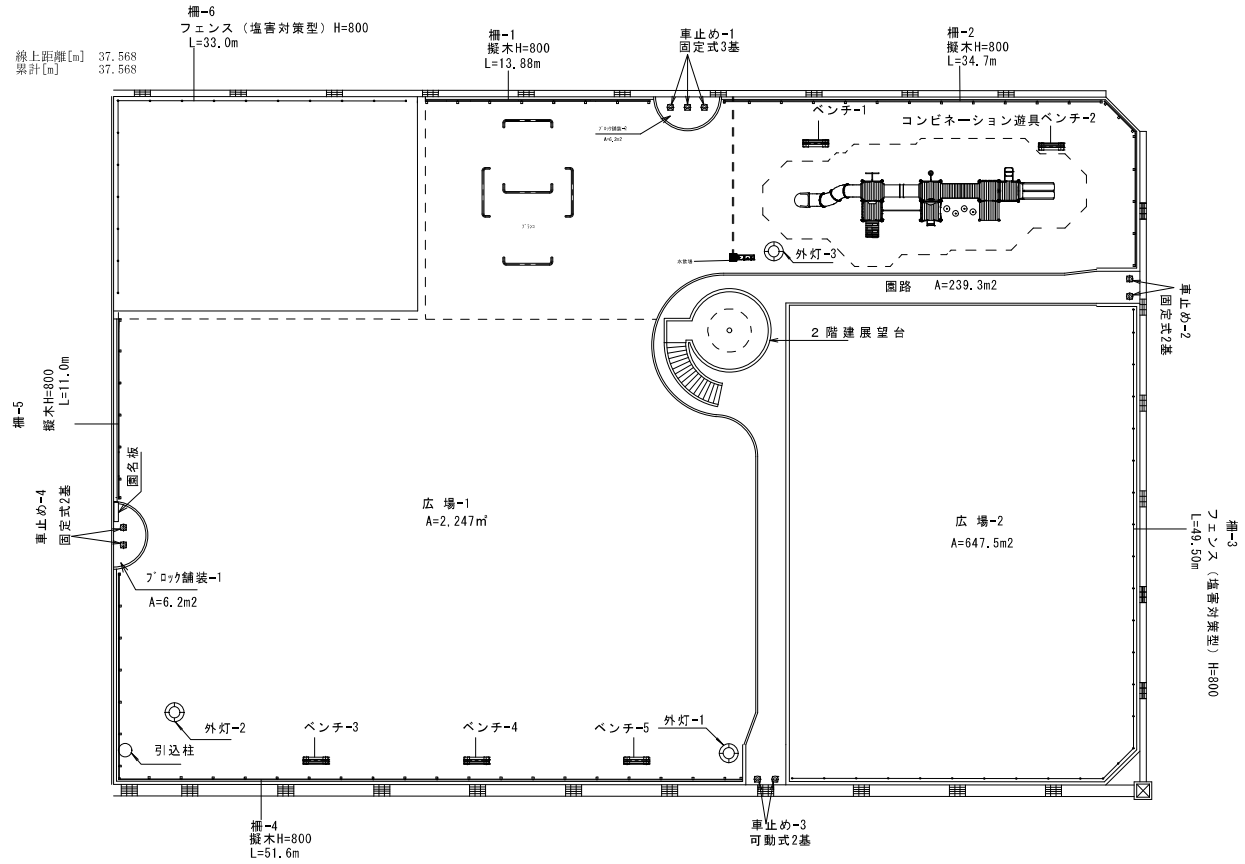
No	公園施設 種別	具体的 施設名称	数量	設置年度
21	管理施設	外灯-1	1 基	H14
22	管理施設	外灯-2	1 基	H14
23	管理施設	外灯-3	1 基	H14
24	管理施設	外灯-4	1 基	H14
25	管理施設	引込柱	1 基	H14
26	管理施設	集水樹-1	1 基	H14
27	管理施設	集水樹-2	1 基	H14
28	管理施設	集水樹-3	1 基	H14
29	管理施設	集水樹-4	1 基	H14
30	管理施設	倒溝-1	49.3 m	H15
31	管理施設	倒溝-2	34.7 m	H15
32	管理施設	倒溝-3	37.2 m	H15
33	管理施設	園名板	1 基	H15
34	管理施設	手すり-1	14.0 m	H14
35	管理施設	手すり-2	14.0 m	H14
36	管理施設	アークード-1	1 基	H15
37	管理施設	アークード-2	1 基	H15
38	管理施設	アークード-3	1 基	H15

施設調査平面図 わんぱく広場



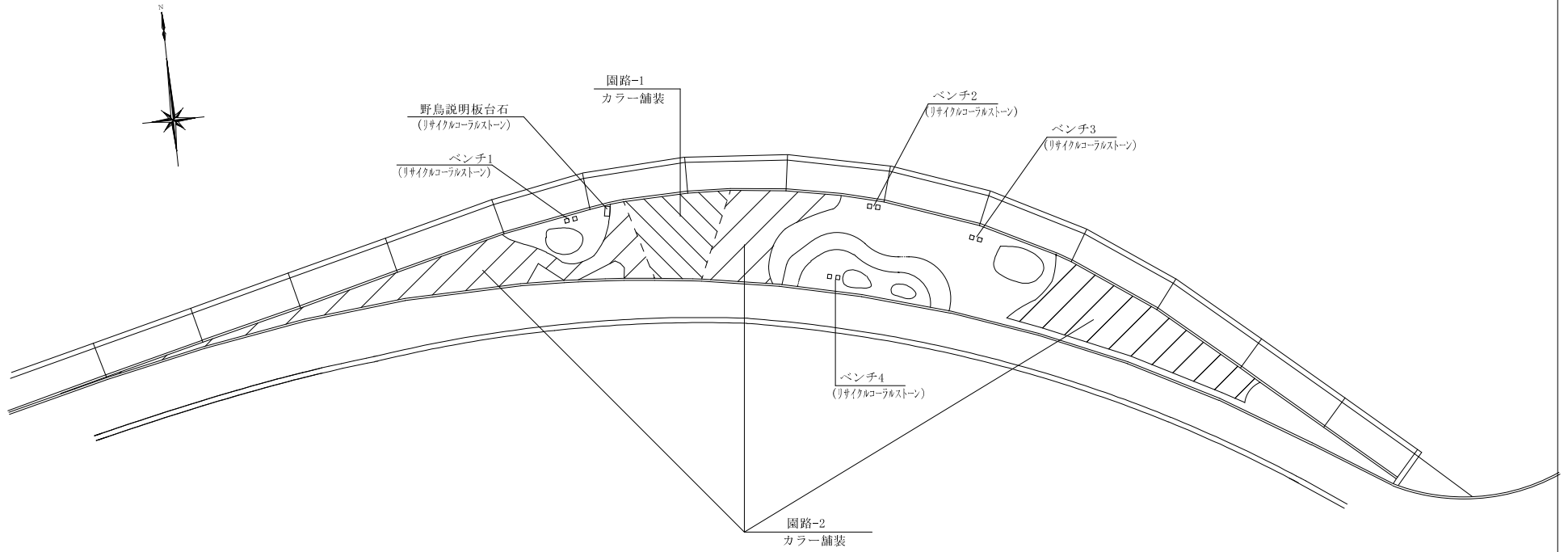
No.	分類名称	具体的な 設備名称	数量	積算単位
1	遊具設備	遊路-1	125.1 m	H15
2	遊具設備	遊路-2	33.3 m	H15
3	遊具設備	遊路-3	33.3 m	H15
4	遊具設備	広場	990.9 m	H15
5	遊具設備	水散播	1 基	H14
6	遊具設備	外灯-1	1 基	H14
7	遊具設備	外灯-2	1 基	H14
8	遊具設備	外灯-3	1 基	H14
9	遊具設備	外灯-4	1 基	H14
10	遊具設備	圍名板	1 基	H14
11	遊具設備	圍名板	1 基	H14
12	休養設備	ベンチ-1	1 基	H15
13	休養設備	ベンチ-2	1 基	H15
14	休養設備	ベンチ-3	1 基	H15
15	休養設備	ベンチ-4	1 基	H15
16	休養設備	美屋	15.4 m	H15
17	遊具設備	平行棒	1 基	H17
18	遊具設備	パラレルスロープ	1 基	H17
19	遊具設備	のぼり棒	1 基	H17
20	遊具設備	チャレンジウォール	1 基	H17
21	遊具設備	チャレンジウォール	1 基	H17
22	遊具設備	ステップ	1 基	H17
23	遊具設備	ブランコ	1 基	H17
24	遊具設備	ラダー	1 基	H17
25	遊具設備	スプリング遊具-1	1 基	H17
26	遊具設備	スプリング遊具-2	1 基	H17
27	遊具設備	スプリング遊具-3	1 基	H17
28	遊具設備	ステージ	1 基	H17

施設調査平面図 あおぞら広場



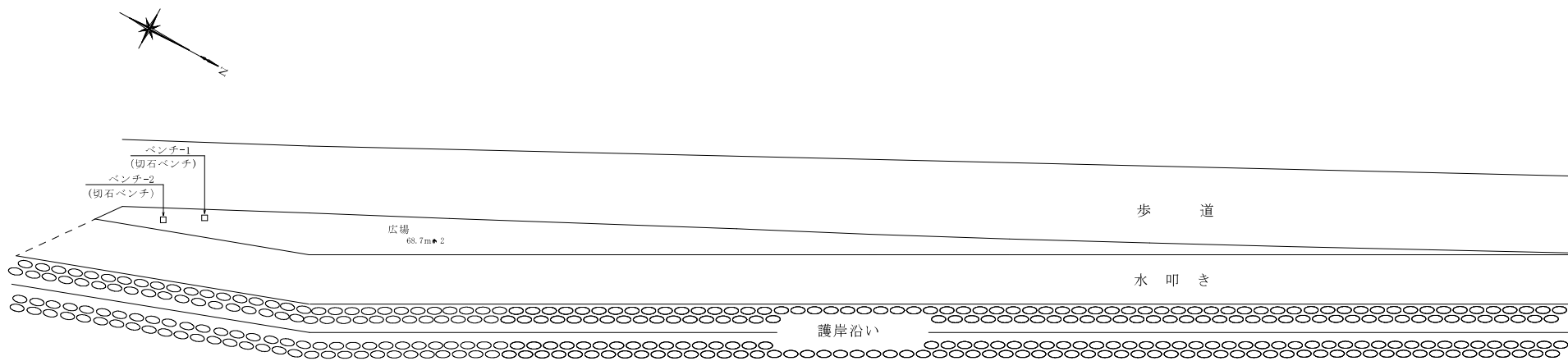
No.	設備名称	規格	面積	設置年次	No.	設備名称	規格	設置年次	
1	園路広場	園路	201 m ²	H15	16	管柱物	外灯-1	1 基	H14
2	園路広場	ブロック舗装-1	6.2 m ²	H15	17	管柱物	外灯-2	1 基	H14
3	園路広場	ブロック舗装-2	6.2 m ²	H15	18	管柱物	外灯-3	1 基	H14
4	園路広場	広場-1	2,247 m ²	H15	19	管柱物	車止め-1	1 基	H14
5	園路広場	広場-2	647.5 m ²	H15	20	管柱物	車止め-2	1 基	H14
6	休息施設	ベンチ-1	1 基	H15	21	管柱物	車止め-3	2 基	H14
7	休息施設	ベンチ-2	1 基	H15	22	管柱物	車止め-4	2 基	H14
8	休息施設	ベンチ-3	1 基	H15	23	管柱物	車止め-5	2 基	H14
9	休息施設	ベンチ-4	1 基	H15	24	管柱物	車止め-6	2 基	H14
10	休息施設	ベンチ-5	1 基	H15	25	管柱物	車止め-7	2 基	H14
11	遊具施設	コンビネーション遊具	1 基	H15	26	管柱物	車止め-8	2 基	H14
12	遊具施設	ブランコ	1 基	H15	27	管柱物	車止め-9	2 基	H14
13	遊具施設	全数機	1 基	H15	28	管柱物	車止め-10	2 基	H14
14	照明施設	園路	1 基	H15	29	管柱物	車止め-11	2 基	H14
15	照明施設	園路	1 基	H15					

施設調査平面図
豊崎野鳥観察広場



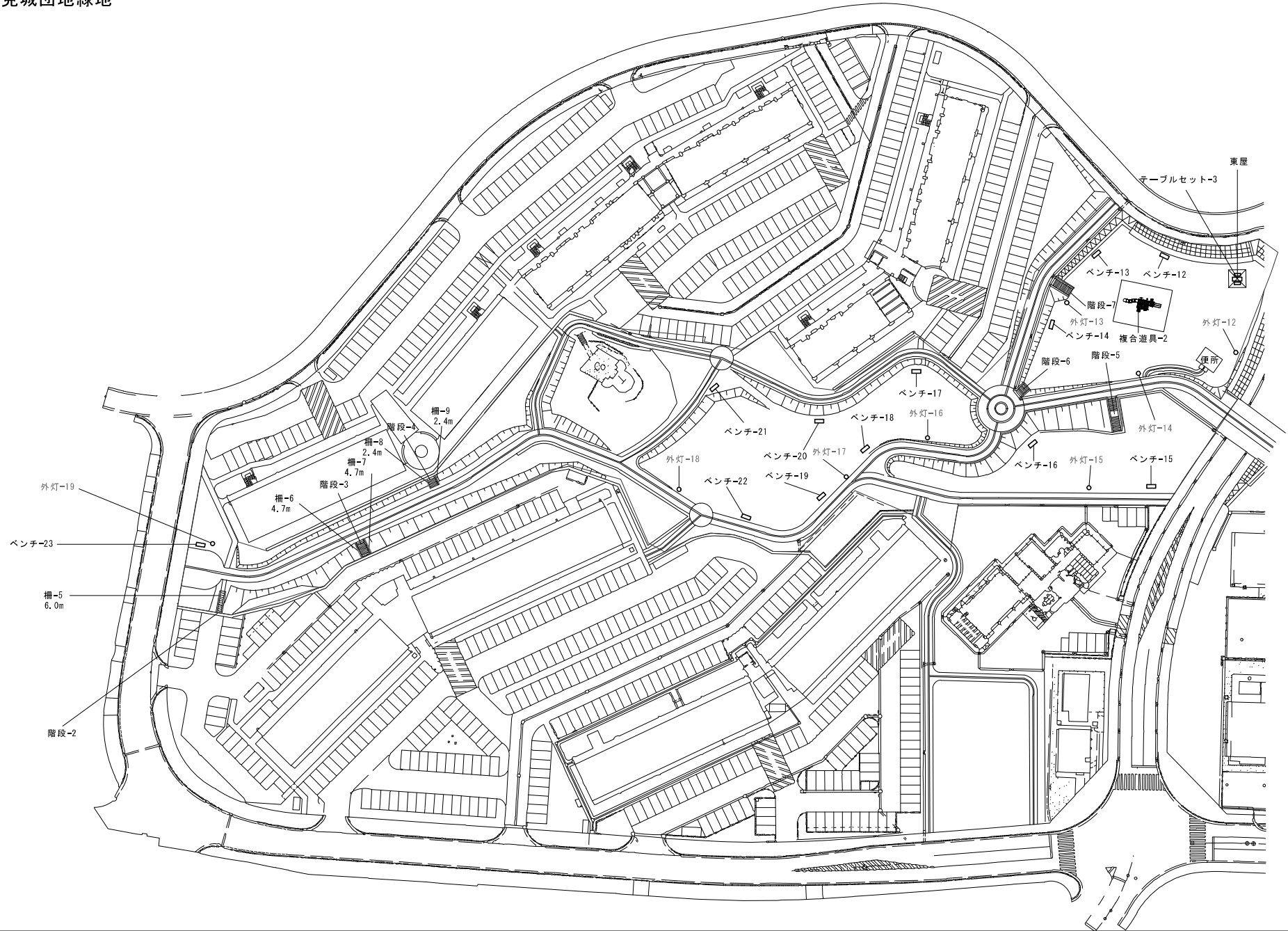
No	公園施設 種別	具体的な 施設名称	数量	設置年因
1	園路広場	園路-1	66 m	H15
2	園路広場	園路-2	374 m	H15
3	休養施設	ベンチ-1	1 基	H15
4	休養施設	ベンチ-2	1 基	H15
5	休養施設	ベンチ-3	1 基	H15
6	休養施設	ベンチ-4	1 基	H15
6	管理施設	野鳥説明板	1 基	H15

施設調査平面図
豊崎南緑地

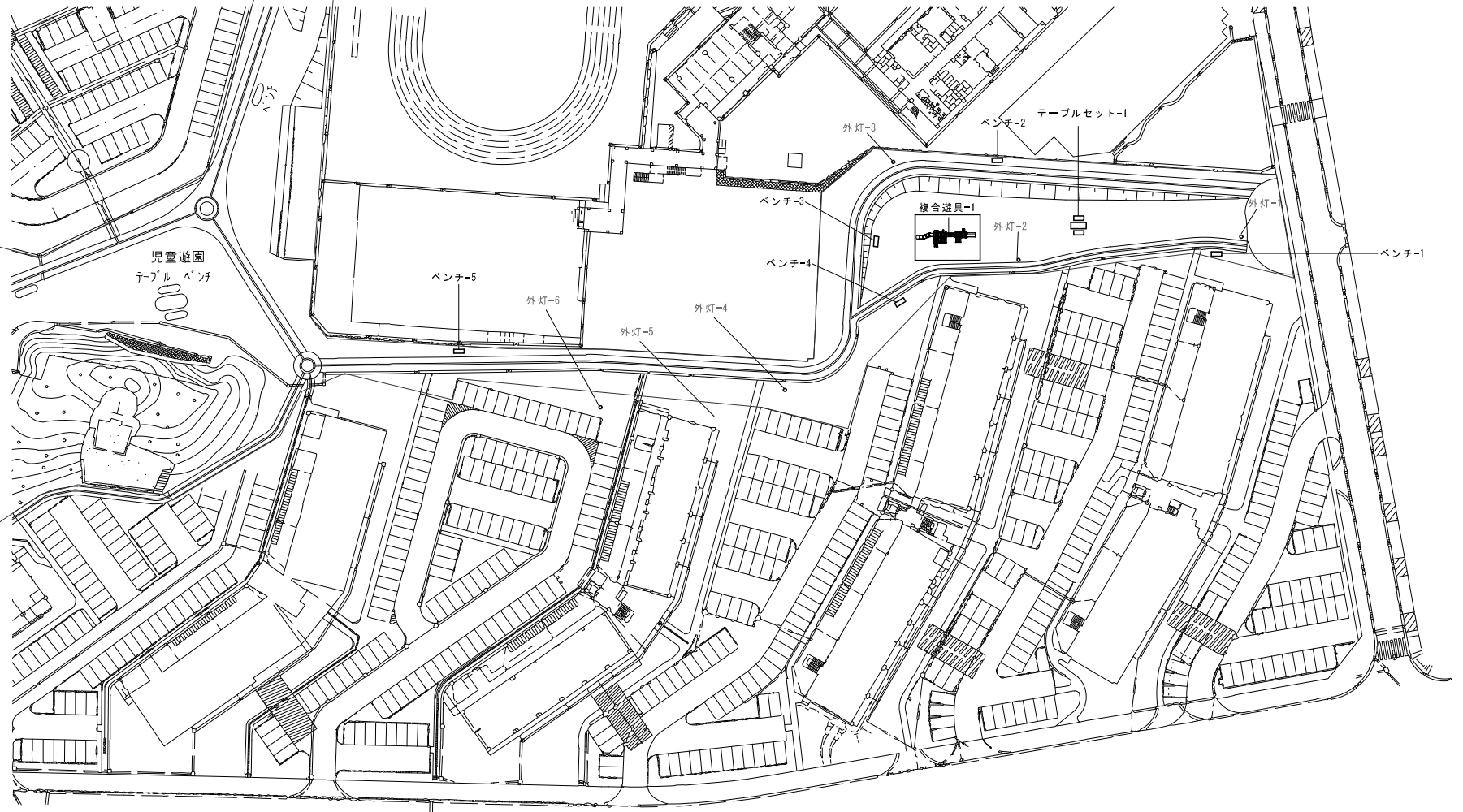


No	公園施設 名称	施設 種別	数量	設置 時期
1	園地広場	広場	68.7 m ²	昭55
2	休養施設	ベンチ-1	1 基	昭55
3	休養施設	ベンチ-2	1 基	昭55

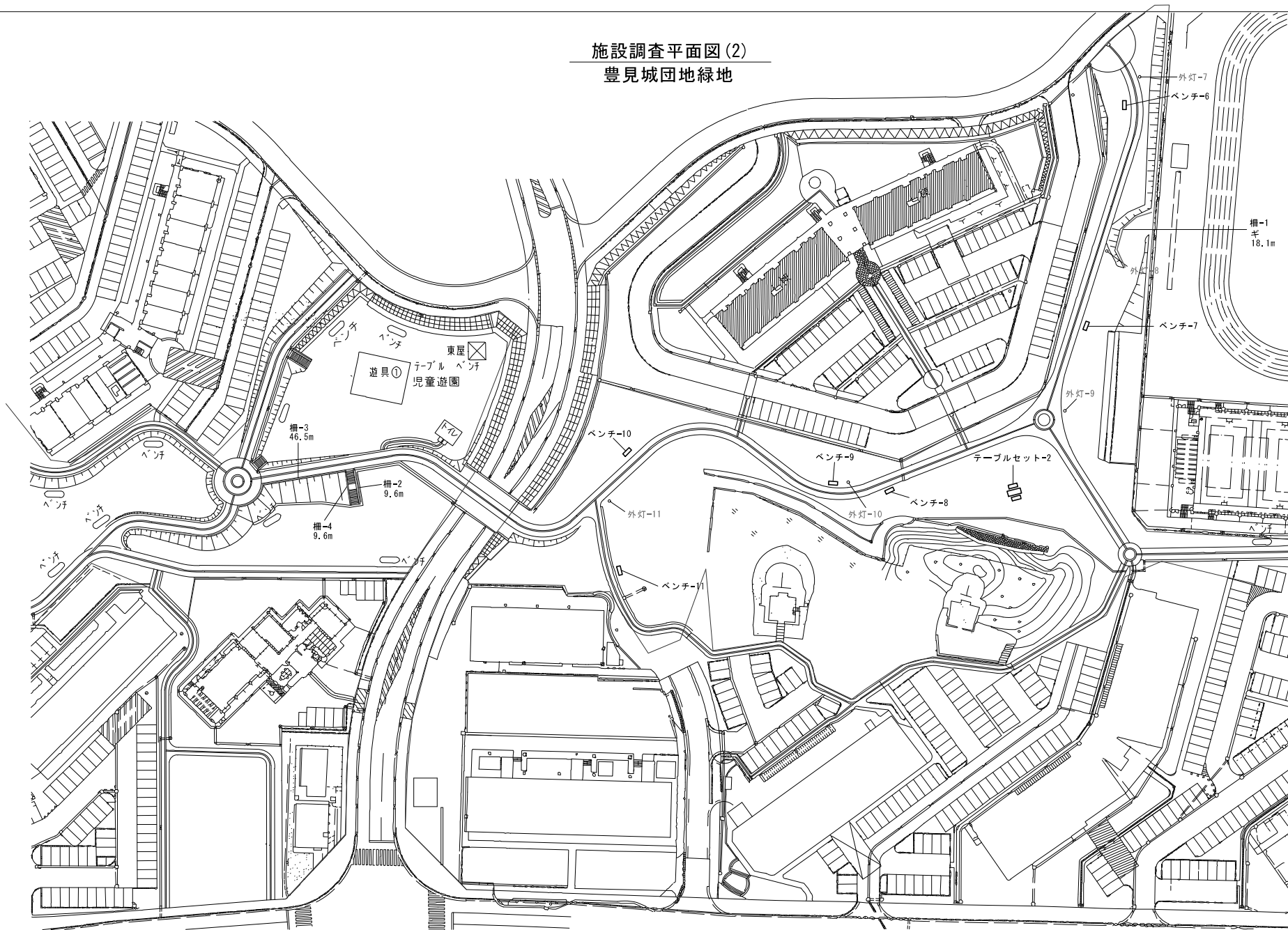
施設調査平面図(3)
豊見城団地緑地



施設調査平面図(1)
豊見城団地緑地



施設調査平面図(2)
豊見城団地緑地

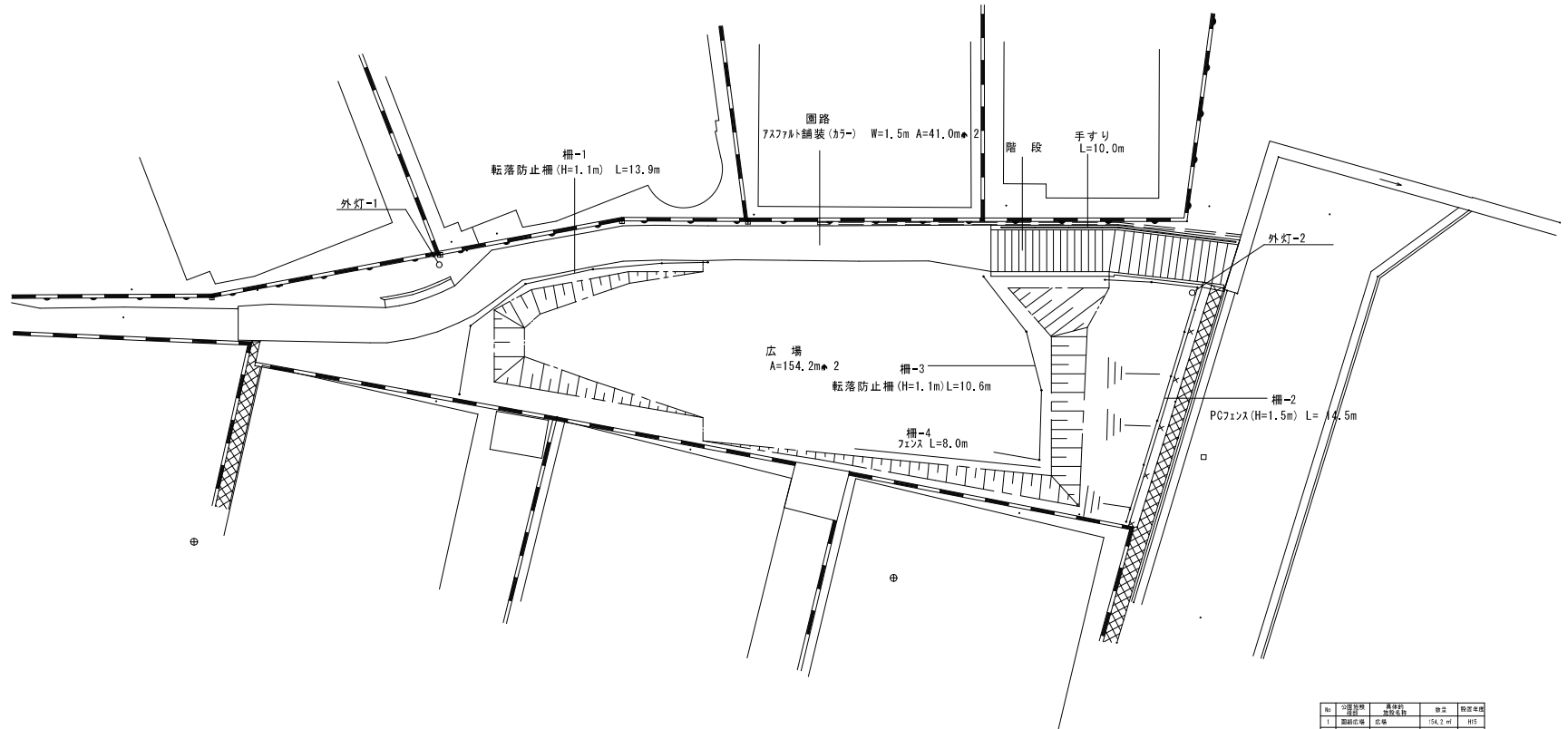


施設調査平面図(総括)
豊見城団地緑地

No	公園施設 種類	具体的	数量
1	園路広場	階段-1	1 基
2	園路広場	階段-2	1 基
3	園路広場	階段-3	1 基
4	園路広場	階段-4	1 基
5	園路広場	階段-5	1 基
6	園路広場	階段-6	1 基
7	管理施設	外灯-1	1 基
8	管理施設	外灯-2	1 基
9	管理施設	外灯-3	1 基
10	管理施設	外灯-4	1 基
11	管理施設	外灯-5	1 基
12	管理施設	外灯-6	1 基
13	管理施設	外灯-7	1 基
14	管理施設	外灯-8	1 基
15	管理施設	外灯-9	1 基
16	管理施設	外灯-10	1 基
17	管理施設	外灯-11	1 基
18	管理施設	外灯-12	1 基
19	管理施設	外灯-13	1 基
20	管理施設	外灯-14	1 基
21	管理施設	外灯-15	1 基
22	管理施設	外灯-16	1 基
23	管理施設	外灯-17	1 基
24	管理施設	外灯-18	1 基
25	管理施設	外灯-19	1 基
26	管理施設	柵-1	9,6 m
27	管理施設	柵-2	18,1 m
28	管理施設	柵-3	9,6 m
29	管理施設	柵-4	46,5 m
30	管理施設	柵-5	6,0 m
31	管理施設	柵-6	4,7 m
32	管理施設	柵-7	4,7 m
33	管理施設	柵-8	2,4 m
34	管理施設	柵-9	2,4 m
35	管理施設	ベンチ-1	1 基
36	管理施設	ベンチ-2	1 基
37	管理施設	ベンチ-3	1 基
38	管理施設	ベンチ-4	1 基
39	管理施設	ベンチ-5	1 基
40	管理施設	ベンチ-6	1 基
41	管理施設	ベンチ-7	1 基
42	管理施設	ベンチ-8	1 基
43	管理施設	ベンチ-9	1 基
44	管理施設	ベンチ-10	1 基
45	管理施設	ベンチ-11	1 基
46	管理施設	ベンチ-12	1 基
47	管理施設	ベンチ-13	1 基
48	管理施設	ベンチ-14	1 基
49	管理施設	ベンチ-15	1 基
50	管理施設	ベンチ-16	1 基
51	管理施設	ベンチ-17	1 基
52	管理施設	ベンチ-18	1 基
53	管理施設	ベンチ-19	1 基
54	管理施設	ベンチ-20	1 基
55	管理施設	ベンチ-21	1 基
56	管理施設	ベンチ-22	1 基
57	管理施設	ベンチ-23	1 基
58	休養施設	テーブルセット-1	1 基
59	休養施設	テーブルセット-2	1 基
60	休養施設	テーブルセット-3	1 基

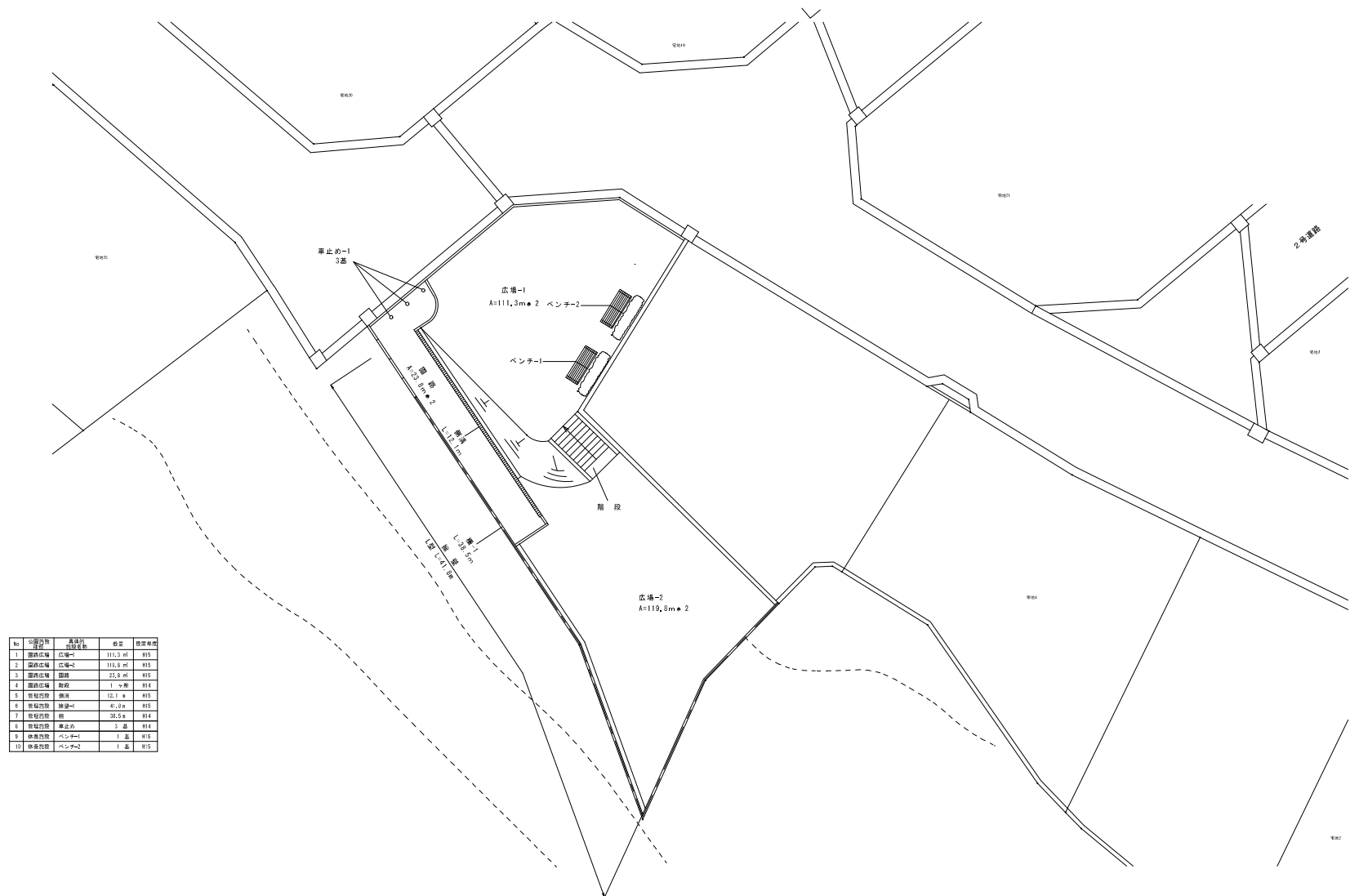
No	公園施設	具体的 施設名称	数量
61	休養施設	東屋	1 基
62	便益施設	便所	1 基
63	遊戯施設	複合遊具-1	1 基
64	遊戯施設	複合遊具-2	1 基
65			
66			
67			
68			
69			
70			

施設調査平面図
旭ヶ丘北公園



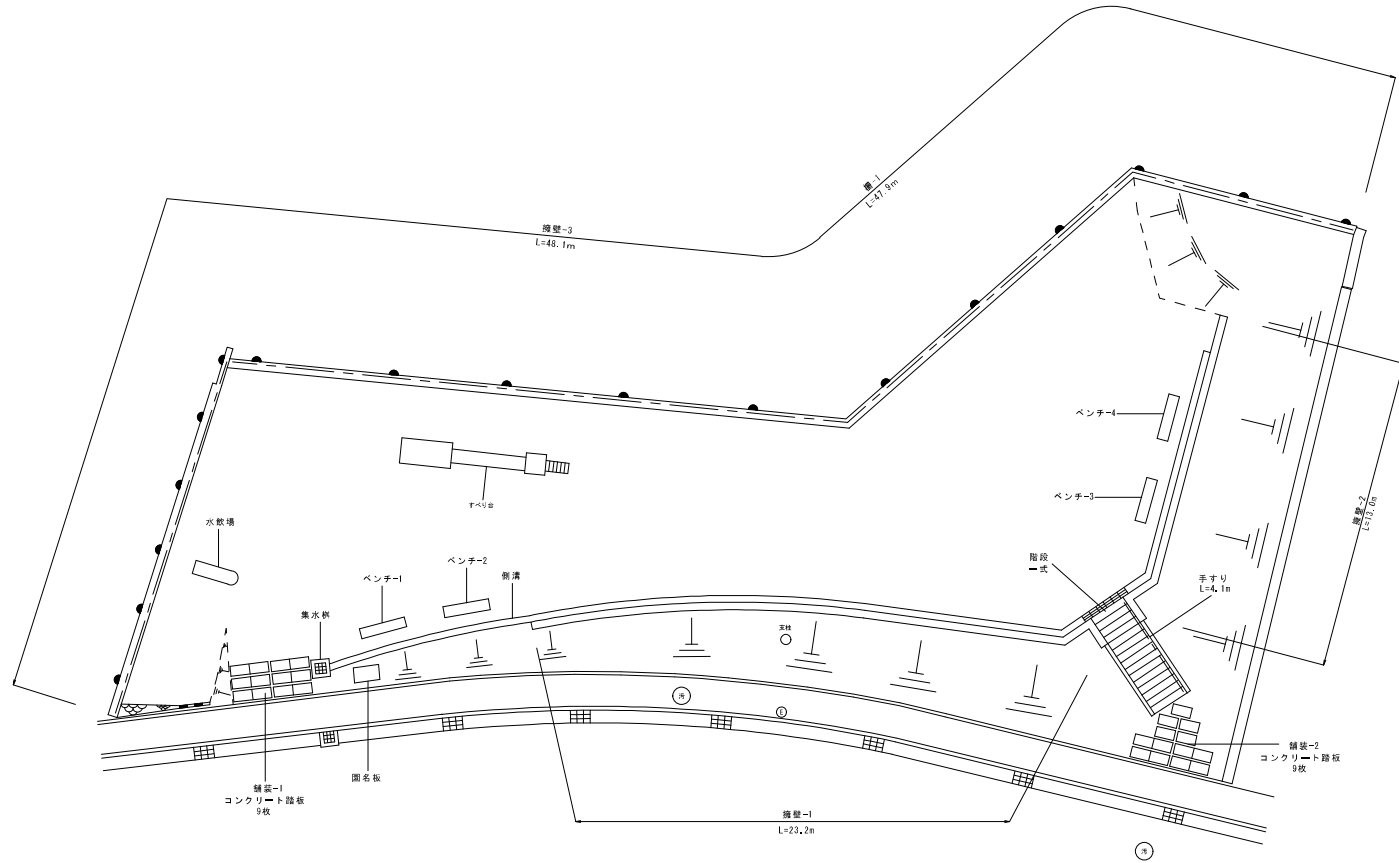
No.	公園施設 名称	構造材料 施設名称	長さ 長さ	設置面積
1	園路広場	園路	154.2 m ²	115
2	園路広場	園路	41.0 m ²	115
3	園路広場	園路	1.5 m	114
4	管理施設	柵-1	1.1 m	114
5	管理施設	柵-2	1.5 m	114
6	管理施設	柵-3	1.1 m	114
7	管理施設	柵-4	8.0 m	114
8	管理施設	柵-2	14.5 m	114
9	管理施設	柵-1	13.9 m	114
10	管理施設	柵-3	10.6 m	114
11	管理施設	柵-4	8.0 m	114
12	管理施設	手すり	10.0 m	114
13	管理施設	外灯	2	114

施設調査平面図
サザン公園



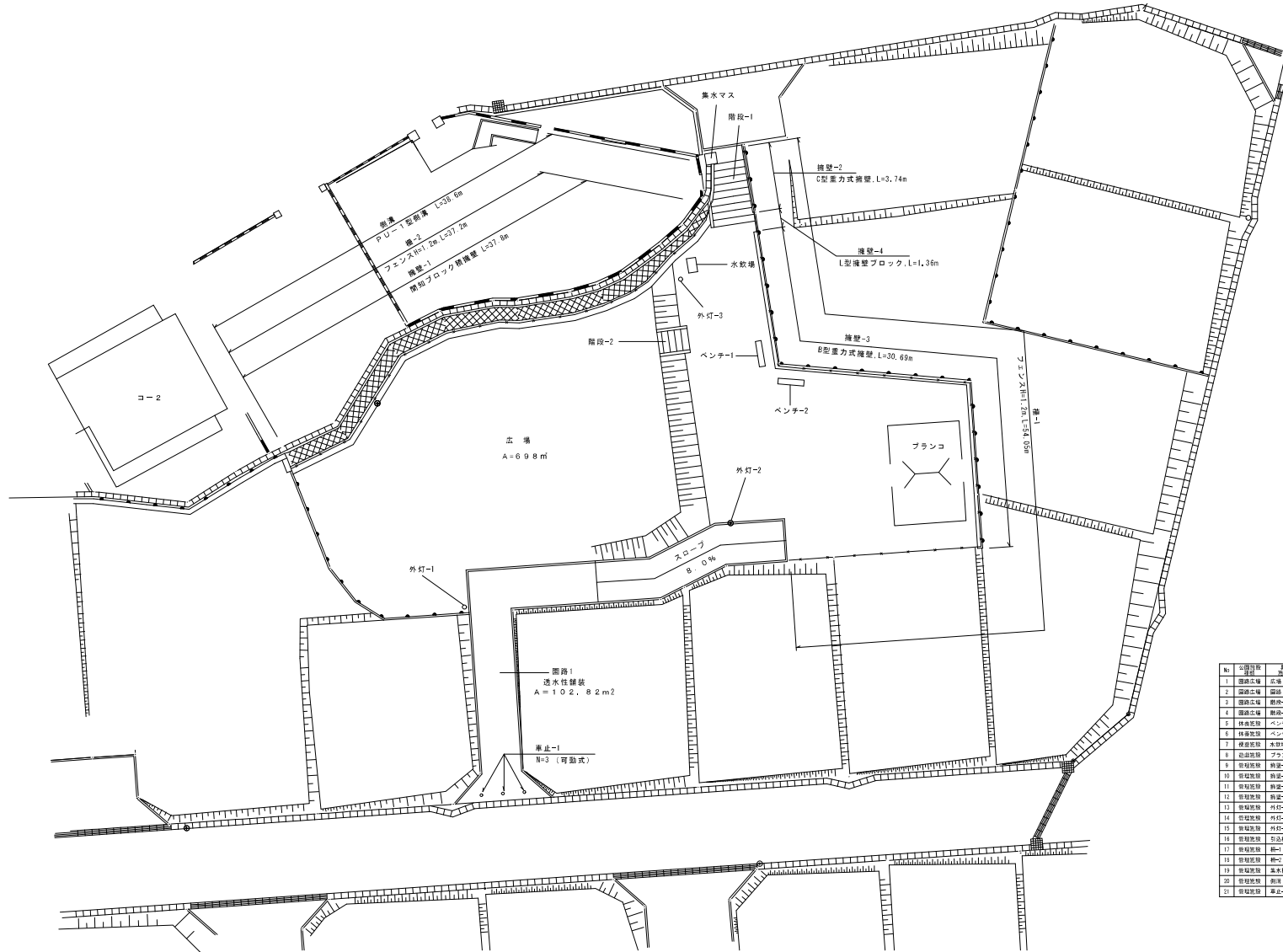
No	公園施設 名称	施設名 施設名称	形状	積算面積
1	遊歩広場	広場-1	111.3 m ²	B15
2	遊歩広場	広場-2	119.8 m ²	B15
3	遊歩広場	階段	23.8 m ²	B15
4	遊歩広場	階段	1.0 m ²	B14
5	休憩広場	ベンチ	12.1 m ²	B15
6	休憩広場	ベンチ	41.8 m ²	B15
7	休憩広場	階段	38.5 m ²	B14
8	休憩広場	車止め	3.0 m ²	B14
9	休憩広場	ベンチ-1	1.0 m ²	B15
10	休憩広場	ベンチ-2	1.0 m ²	B15

施設調査平面図
とよみ公園



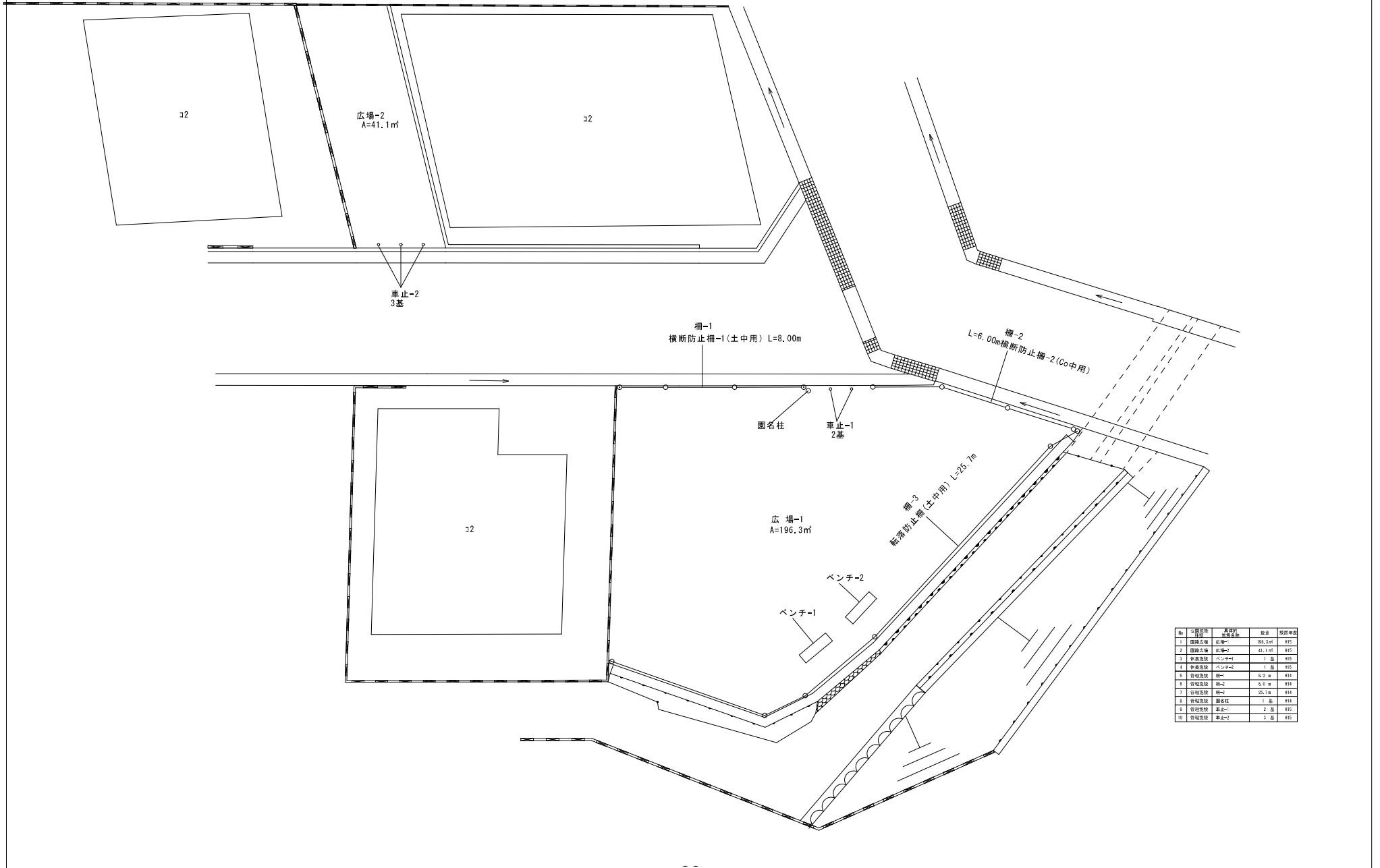
No.	公園施設 名称	構造 区分	数量	標準 単価
1	遊歩道	広場	225.4 m ²	915
2	遊歩道	階段	1ヶ所	914
3	休憩施設	ベンチ-1	1基	915
4	休憩施設	ベンチ-2	1基	915
5	休憩施設	ベンチ-3	1基	915
6	休憩施設	ベンチ-4	1基	915
7	遊歩道	水数場	1基	915
8	遊歩道	FVU	1基	917
9	遊歩道	階段	1基	917
10	遊歩道	階段-1	9枚	914
11	遊歩道	階段-2	9枚	914
12	遊歩道	柵	47.9 m	914
13	遊歩道	手すり	4.1 m	914
14	遊歩道	止水柵	1基	914
15	遊歩道	溝	40.0 m	915
16	遊歩道	舗装-1	23.2 m ²	915
17	遊歩道	舗装-2	12.0 m ²	914
18	遊歩道	舗装-3	48.1 m ²	914

施設調査平面図 パークタウンとよみ公園



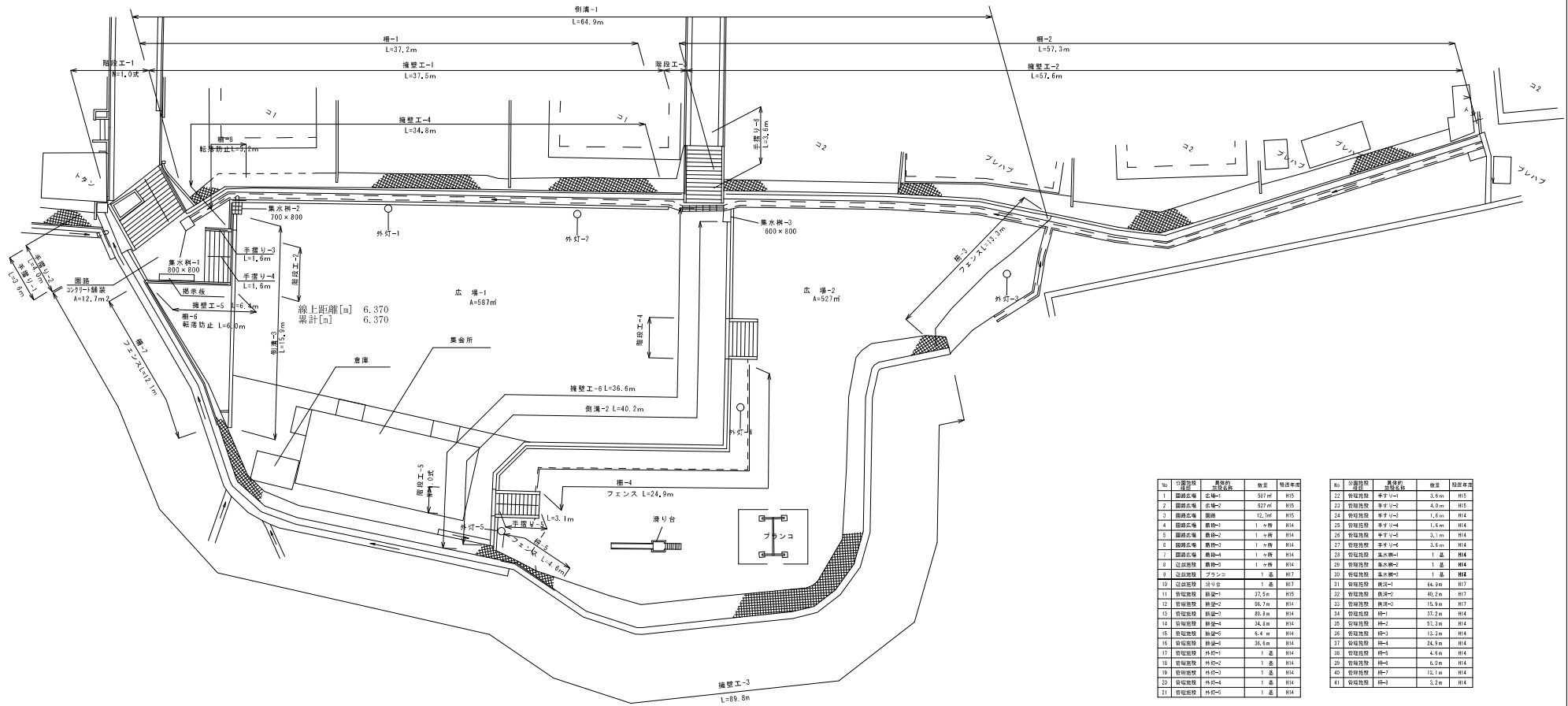
No.	公園施設 名称	施設内容	単位	設置年
1	遊歩広場	式場	699.8㎡	H15
2	遊歩広場	園路	102.8㎡	H15
3	遊歩広場	噴水	1ヶ所	H14
4	遊歩広場	階段	1ヶ所	H14
5	休憩施設	ベンチ	1基	H15
6	休憩施設	ベンチ	1基	H15
7	休憩施設	水栓塔	1基	H15
8	遊歩広場	プランコ	1基	H17
9	遊歩広場	遊具	37.9㎡	H15
10	遊歩広場	階段	3.74㎡	H14
11	遊歩広場	階段	30.7㎡	H14
12	遊歩広場	階段	1.36㎡	H14
13	遊歩広場	外灯	1基	H14
14	遊歩広場	外灯	1基	H14
15	遊歩広場	外灯	1基	H14
16	遊歩広場	外灯	1基	H14
17	遊歩広場	噴水	54.1㎡	H14
18	遊歩広場	噴水	37.2㎡	H14
19	遊歩広場	基本樹	1基	H14
20	遊歩広場	樹木	36.1㎡	H15
21	遊歩広場	遊具	7基	H15

施設調査平面図
宜保ナカドゥマシ公園



No.	設備名称	施設種別	面積	設置年数
1	園名柱	園名柱	196.3㎡	015
2	柵断防止柵	柵断防止柵	41.1㎡	015
3	柵断防止柵	柵断防止柵	1.0㎡	015
4	柵断防止柵	柵断防止柵	1.0㎡	015
5	柵断防止柵	柵断防止柵	6.0 m	014
6	柵断防止柵	柵断防止柵	6.0 m	014
7	柵断防止柵	柵断防止柵	25.7 m	014
8	柵断防止柵	園名柱	1 基	014
9	柵断防止柵	車止	2 基	015
10	柵断防止柵	車止	3 基	015

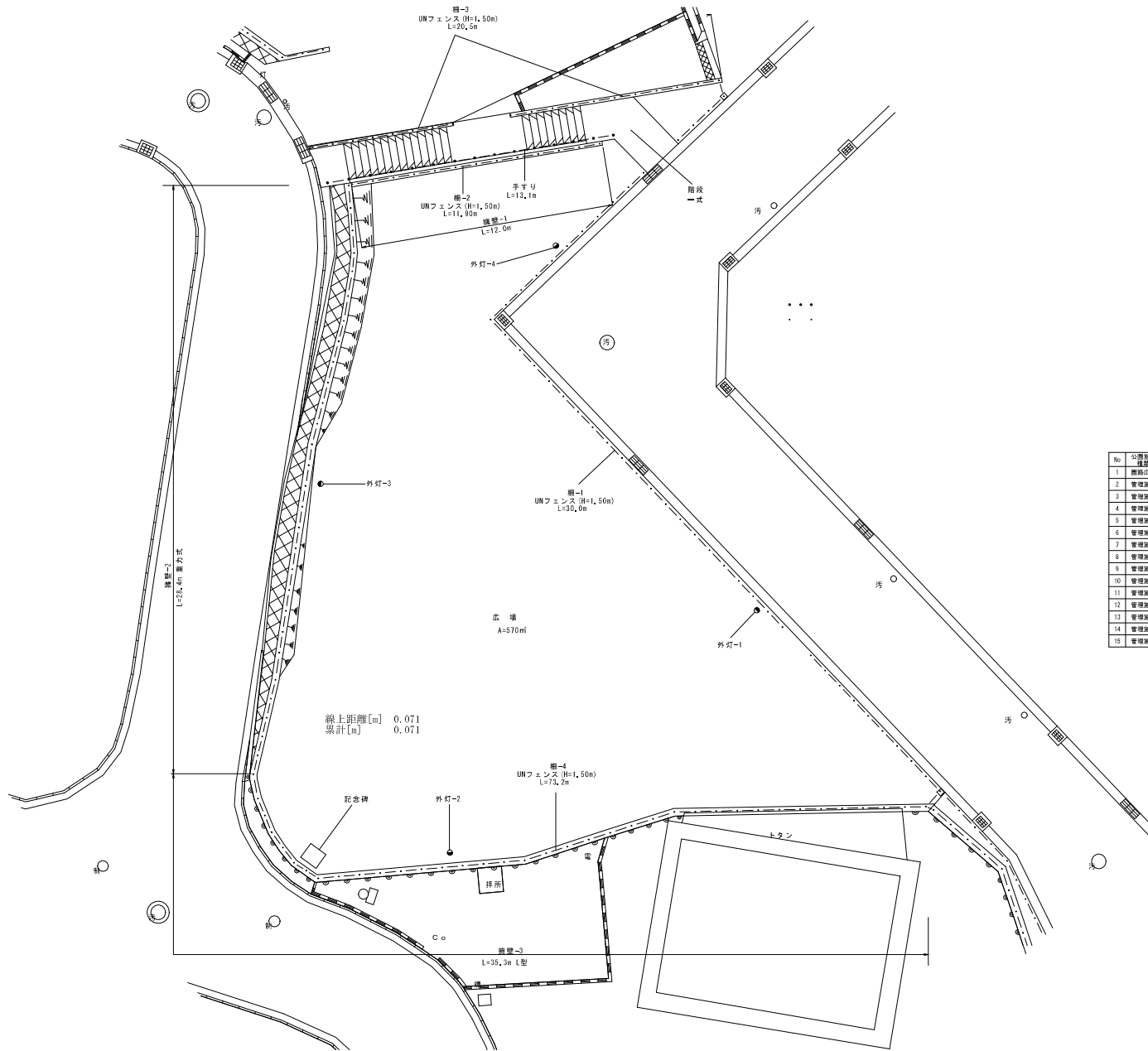
施設調査平面図 高安台公園



No.	設備名称	規格	数量	設置場所
1	遊具設備	広場-1	527㎡	H15
2	遊具設備	広場-2	527㎡	H15
3	遊具設備	遊具	12.7㎡	H15
4	遊具設備	遊具-1	1ヶ所	H14
5	遊具設備	遊具-2	1ヶ所	H14
6	遊具設備	遊具-3	1ヶ所	H14
7	遊具設備	遊具-4	1ヶ所	H14
8	遊具設備	遊具-5	1ヶ所	H14
9	遊具設備	ブランコ	1基	H17
10	遊具設備	滑り台	1基	H17
11	管理施設	舗装-1	37.5㎡	H15
12	管理施設	舗装-2	36.7㎡	H14
13	管理施設	舗装-3	86.3㎡	H14
14	管理施設	舗装-4	34.4㎡	H14
15	管理施設	舗装-5	6.4㎡	H14
16	管理施設	舗装-6	36.6㎡	H14
17	管理施設	外灯-1	1基	H14
18	管理施設	外灯-2	1基	H14
19	管理施設	外灯-3	1基	H14
20	管理施設	外灯-4	1基	H14
21	管理施設	外灯-5	1基	H14

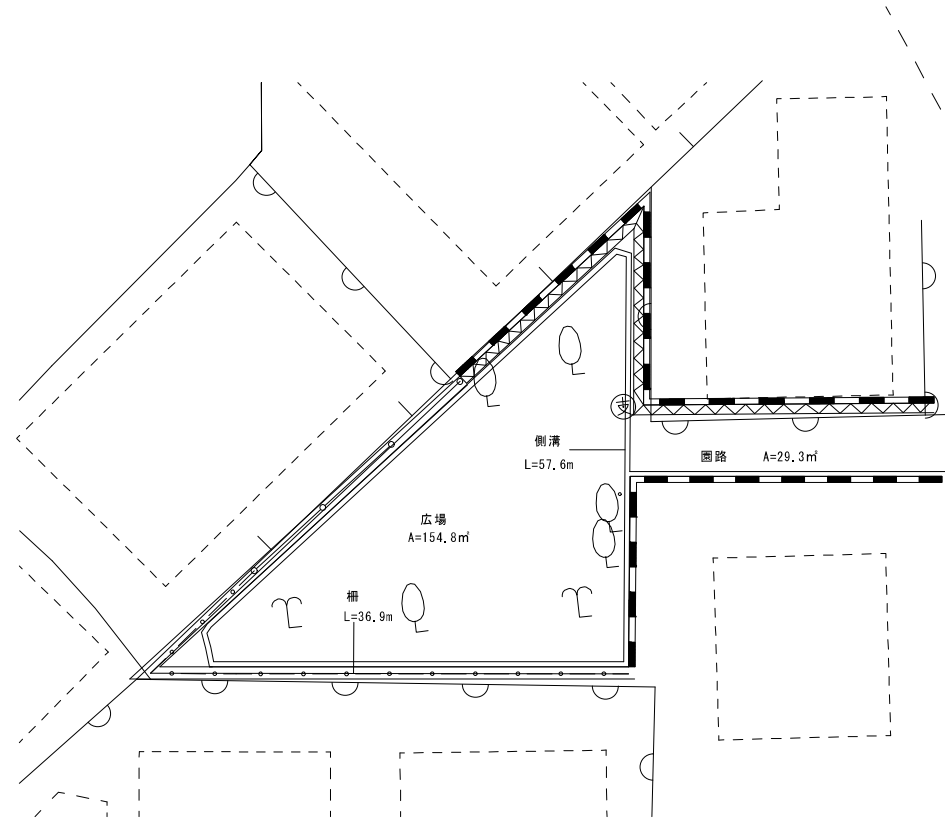
No.	設備名称	規格	数量	設置場所
22	管理施設	手すり-1	3.6m	H15
23	管理施設	手すり-2	4.0m	H15
24	管理施設	手すり-3	1.6m	H14
25	管理施設	手すり-4	1.6m	H14
26	管理施設	手すり-5	3.1m	H14
27	管理施設	手すり-6	3.6m	H14
28	管理施設	排水溝-1	1基	H14
29	管理施設	排水溝-2	1基	H14
30	管理施設	排水溝-3	1基	H14
31	管理施設	排水溝-4	16.9m	H17
32	管理施設	排水溝-5	40.2m	H17
33	管理施設	排水溝-6	15.9m	H17
34	管理施設	排水溝-7	37.2m	H14
35	管理施設	排水溝-8	37.2m	H14
36	管理施設	排水溝-9	13.3m	H14
37	管理施設	排水溝-10	24.9m	H14
38	管理施設	排水溝-11	4.6m	H14
39	管理施設	排水溝-12	6.0m	H14
40	管理施設	排水溝-13	12.6m	H14
41	管理施設	排水溝-14	5.2m	H14

施設調査平面図 豊西公園



No.	公園施設 種別	最終的 施設名称	数量	設置年次
1	園路広場	広場	570 m ²	H15
2	管理施設	階段	1 ヶ所	H15
3	管理施設	欄-1	12.0m	H15
4	管理施設	欄-2	28.4m	H15
5	管理施設	欄-3	35.3m	H15
6	管理施設	手すり	13.1m	H14
7	管理施設	欄-1	30.0m	H14
8	管理施設	欄-2	11.9m	H14
9	管理施設	欄-3	20.5m	H14
10	管理施設	欄-4	73.2m	H14
11	管理施設	標名板	1 基	H14
12	管理施設	外灯-1	1 基	H14
13	管理施設	外灯-2	1 基	H14
14	管理施設	外灯-3	1 基	H14
15	管理施設	外灯-4	1 基	H14

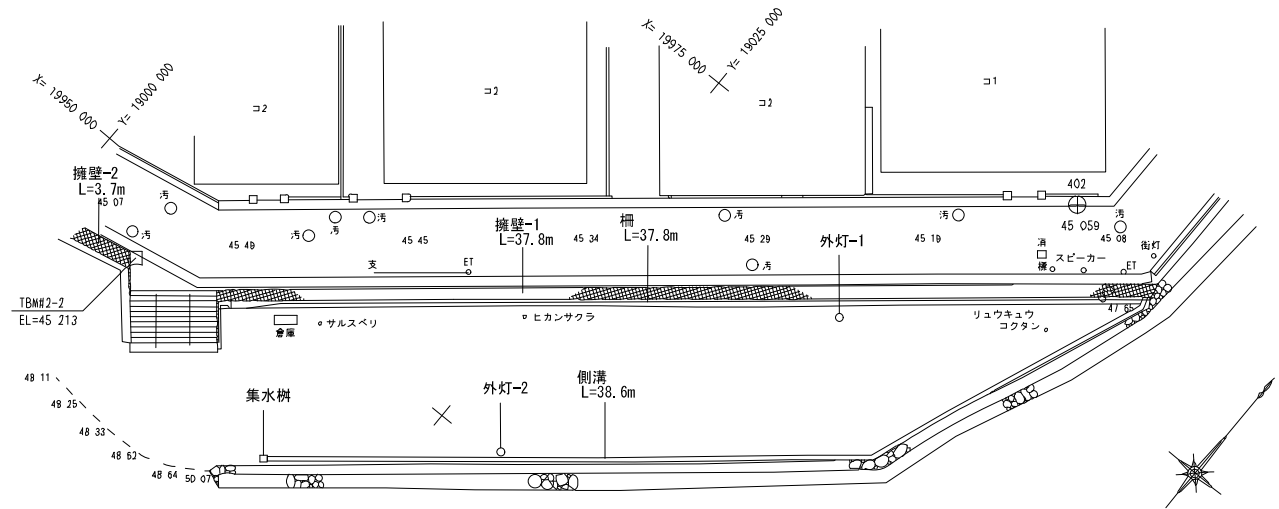
施設調査平面図
平和台南公園



No.	公園施設 名称	施設種類 詳細名称	数量	設置年次
1	遊歩広場	広場	154.8 m ²	H15
2	遊歩広場	園路	29.3 m ²	H15
3	遊歩広場	溝	36.9 m	H15
4	遊歩広場	側溝	57.6 m	H15

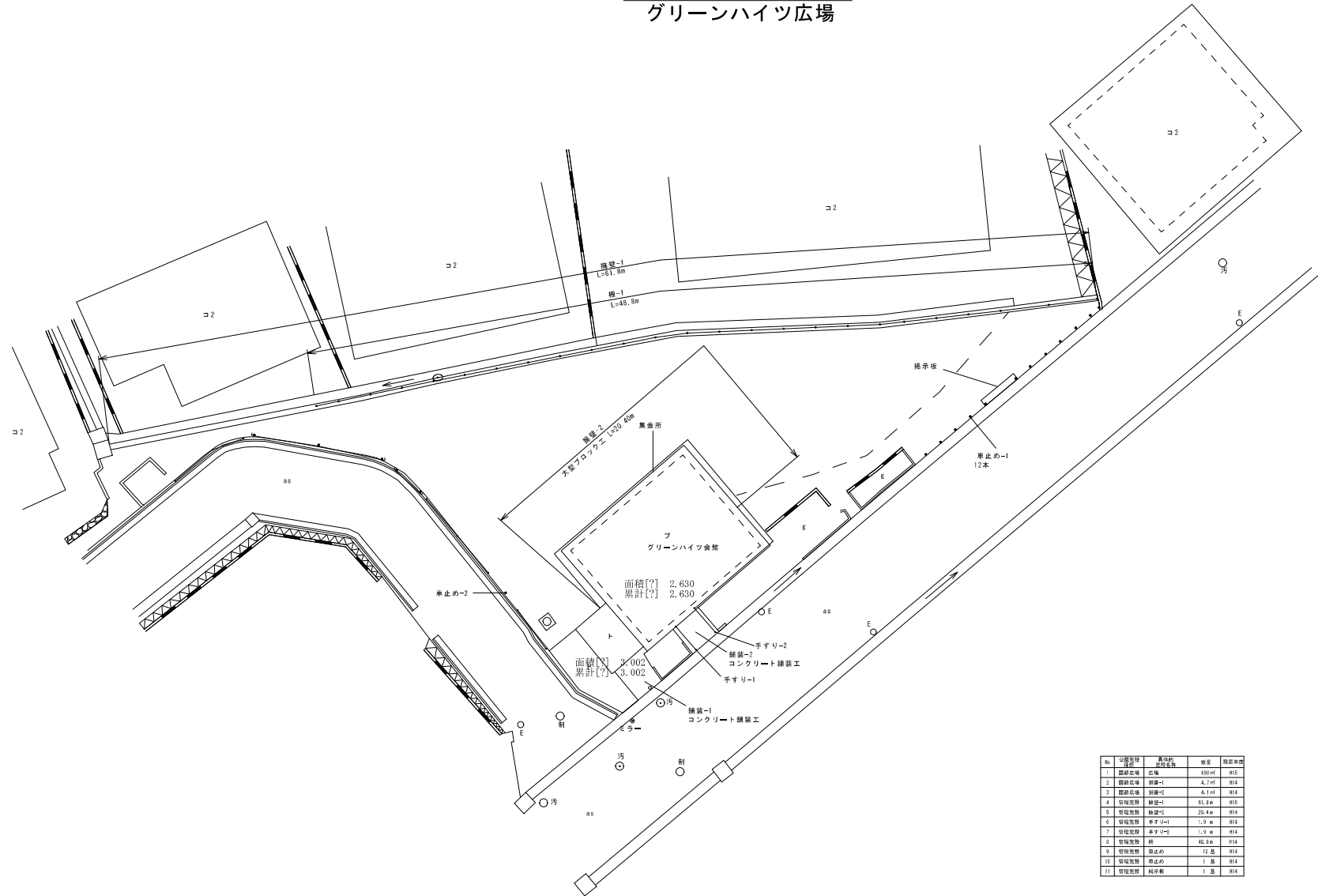
現況平面図

グリーンハイツ公園 S=1/300



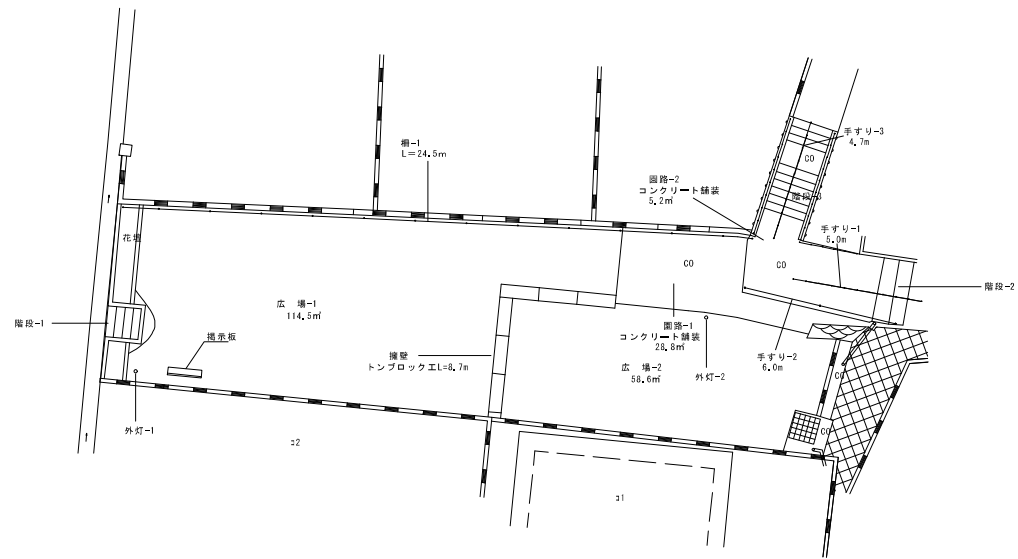
No	公園施設 種別	具体的 施設名称	数量	設置年度
1	園路広場	広場	698 m ²	H15
2	園路広場	階段	1 ヌ梯	H14
3	管理施設	擁壁-1	37.8 m	H15
4	管理施設	擁壁-2	3.74 m	H14
5	管理施設	外灯-1	1 基	H14
6	管理施設	外灯-2	1 基	H14
7	管理施設	柵-1	37.2 m	H14
8	管理施設	集水樹	1 基	H14
9	管理施設	側溝	38.6 m	H15

施設調査平面図
グリーンハイツ広場



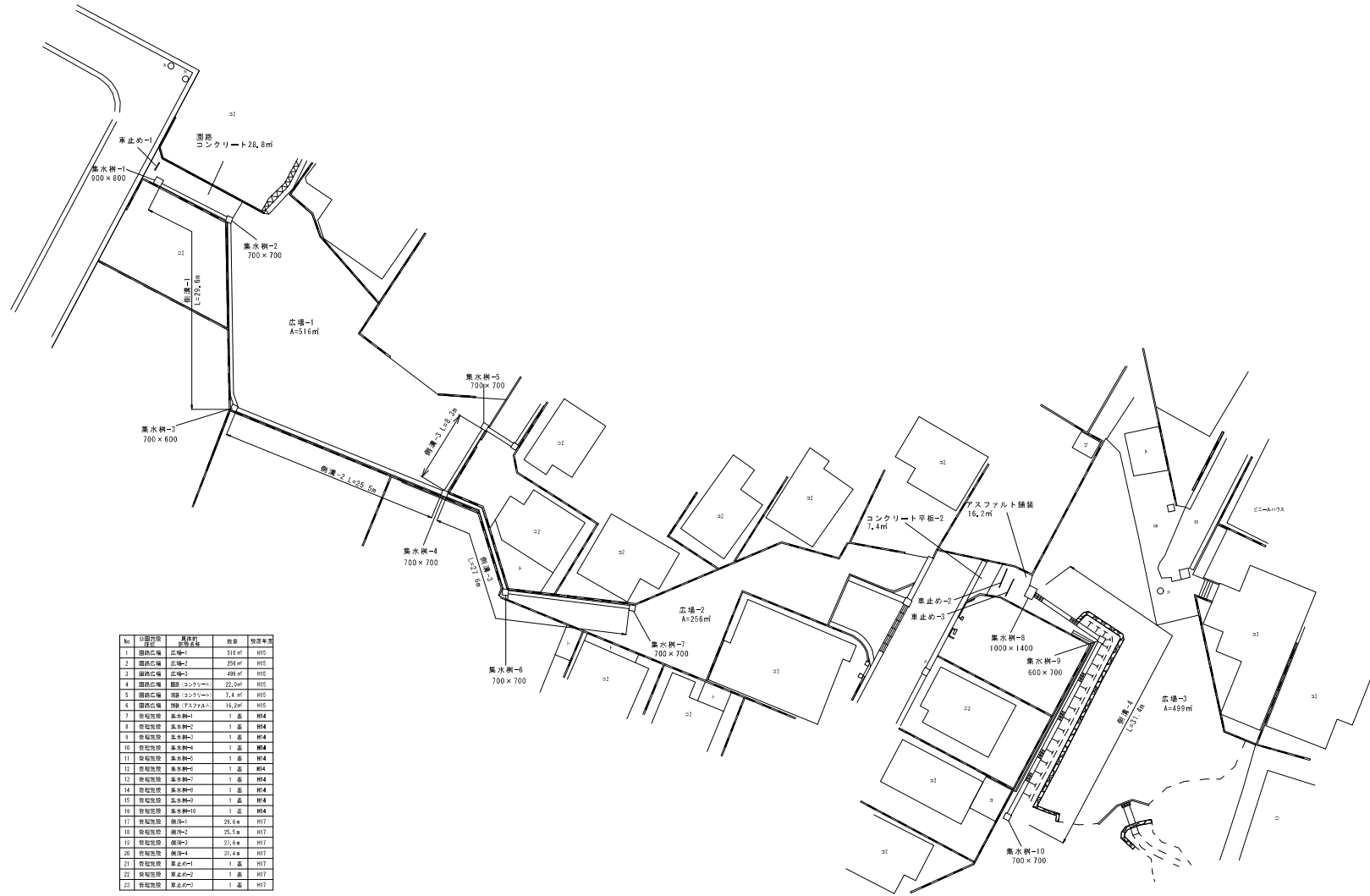
施工程序	面積	単位	積算単価
1 基礎工事	4,777	坪	坪単
2 躯体工事	4,777	坪	坪単
3 屋根工事	4,777	坪	坪単
4 外装工事	4,777	坪	坪単
5 内装工事	20,400	坪	坪単
6 植栽工事	1,900	坪	坪単
7 植栽工事	1,900	坪	坪単
8 植栽工事	46,800	坪	坪単
9 植栽工事	12	基	基単
10 植栽工事	1	基	基単
11 植栽工事	1	基	基単

施設調査平面図
上田山川公園



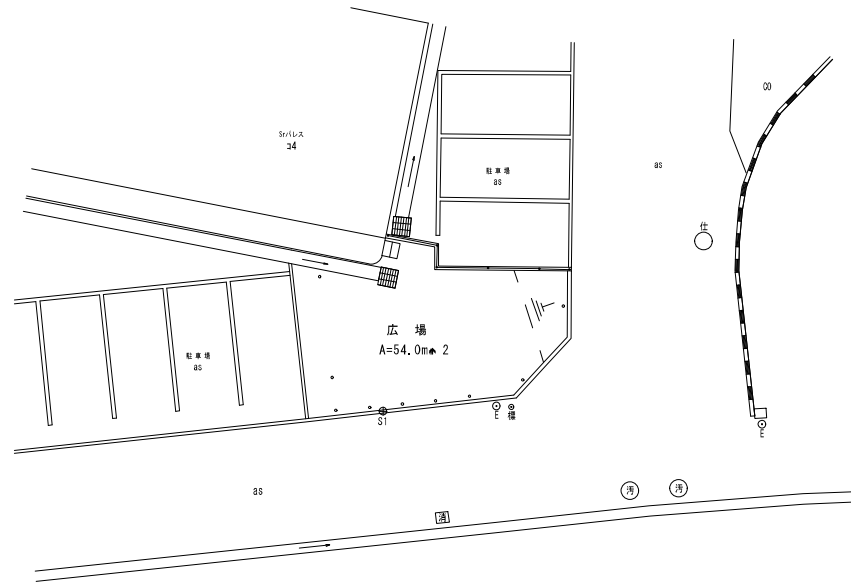
No.	設備名称	構造	面積	建設年度
1	園路広場	広場-1	114.5㎡	H15
2	園路広場	広場-2	58.6㎡	H15
3	園路広場	園路-1	25.8㎡	H14
4	園路広場	園路-2	5.2㎡	H14
5	園路広場	橋	1	H14
6	園路広場	橋脚	1	H14
7	管理施設	手すり	6.7 m	H15
8	管理施設	手すり-1	5.0 m	H14
9	管理施設	手すり-2	6.0 m	H14
10	管理施設	手すり-3	4.7 m	H14
11	管理施設	橋	24.5 m	H14
12	管理施設	橋脚	1.8 m	H14
13	管理施設	外灯	1	H14
14	管理施設	外灯	1	H14

施設調査平面図 ニュータウンみどり公園



No.	項目	規格	数量	単位	備考
1	遊具	遊具	1	基	H15
2	遊具	遊具	2	基	H15
3	遊具	遊具	4	基	H15
4	遊具	遊具	2	基	H15
5	遊具	遊具	7	基	H15
6	遊具	遊具	1	基	H15
7	遊具	遊具	1	基	H14
8	遊具	遊具	1	基	H14
9	遊具	遊具	1	基	H14
10	遊具	遊具	1	基	H14
11	遊具	遊具	1	基	H14
12	遊具	遊具	1	基	H14
13	遊具	遊具	1	基	H14
14	遊具	遊具	1	基	H14
15	遊具	遊具	1	基	H14
16	遊具	遊具	1	基	H14
17	遊具	遊具	29.6	㎡	H17
18	遊具	遊具	25.5	㎡	H17
19	遊具	遊具	27.6	㎡	H17
20	遊具	遊具	21.4	㎡	H17
21	遊具	遊具	1	基	H17
22	遊具	遊具	1	基	H17
23	遊具	遊具	1	基	H17

施設調査平面図
Srパレス公園



No.	公園施設 名称	面積 (㎡)	種別	管理状況
1	園内広場	54.0	広場	管理中